



# 公共施設のご案内

## 本庁舎・第二庁舎

- ➡ 所在地 野火止一丁目1番1号
- ➡ 電話番号 ☎048(477)1111(代表)
- ➡ 開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
- ➡ 休庁日 土曜・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
- ➡ 交通アクセス 「新座市役所」バス停(西武バス)下車すぐ  
「新座市役所(市民会館・図書館前)」バス停(にいバス)下車すぐ
- ➡ 駐車場 あり(127台)  
※最初の30分無料、以後30分100円(市役所利用の方は利用時間分無料)



## 市役所庁舎案内

### ➡ 本庁舎

5階	議会議務局
4階	市長室／副市長室／政策課／シティプロモーション課／秘書広聴課／公共施設マネジメント課／総務課／人事課／人権推進室／情報システム課／デジタル市役所推進室／財政課／管財契約課／福祉政策課(福祉相談室)／新座記者クラブ
3階	産業振興課／消費生活センター／環境課／地域活動推進課／都市計画課／交通政策課／建築審査課／みどり公園課／地下鉄12号線延伸促進室／新座駅南口第2土地区画整理事務所／大和田二・三丁目地区土地区画整理事務所／道路管理課／道路河川課／危機管理室／農業委員会事務局
2階	課税課／納税課／生活支援課／こども支援課／保育課／こども給付課／出納室
1階	市民課(パスポートセンター)／障がい者福祉課(障がい者就労支援センター、手話通訳者派遣センター)／長寿はつらつ課／介護保険課／国保年金課／成年後見制度推進室

### ➡ 第二庁舎

5階	下水道課／選挙管理委員会事務局／監査委員事務局(固定資産評価審査委員会)
4階	水道業務課／水道施設課／水道お客様センター
3階	教育長室／教育総務課／生涯学習スポーツ課
2階	学務課／教育支援課／教育相談センター
1階	売店／市民ギャラリー

### ➡ 第三庁舎(野火止一丁目9番63号)

新座市社会福祉協議会 ※詳しくは75ページ参照

### ➡ 第四庁舎(野火止一丁目14番14号)

教育相談室

### ➡ その他の施設

- ・新座駅北口土地区画整理事務所(野火止5-4-28、☎048-487-8380)
- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業推進室(道場2-14-4、旧保健センター内、☎048-423-5822)

## 市役所庁舎案内

### ➡ 本庁舎

※市外局番は048です。

部署名	主な担当業務	電話番号(業務別)	ファックス番号
市民課 (パスポートセンター)	○住民登録 ○住民基本台帳 ○印鑑登録 ○戸籍 ○市民葬 ○住居表示 ○特別永住者証明 ○旅券(パスポート)の申請・交付 ○マイナンバーカード ○収入印紙	424-2677(住民記録) 424-9603(戸籍) 424-9604(住居表示) 424-9166(パスポート) 458-0476(マイナンバーカード)	481-3417
障がい者福祉課 (障がい者就労支援センター、 手話通訳者派遣センター)	○障がい者の生活支援・援護 ○手話通訳者の派遣 ○障がい者の医療・手当 ○障がい者の就労相談	477-6891(障がい者支援) 424-2730(調査認定) 424-8180(給付) 477-1552(就労相談)	482-7725
長寿はつらつ課	○高齢者の生きがい対策 ○高齢者の生活支援 ○後期高齢者医療	477-6890(元気増進) 424-9611(安心サポート) 424-9610(長寿医療)	482-5882
介護保険課	○介護保険料 ○要介護などの認定 ○介護保険サービス	424-9609(保険料)、477-6892(調査給付) 424-5186(介護予防)、424-5361(事業計画)	
国保年金課	○国民年金 ○国民健康保険	424-9612(国民年金)、477-1119(国保制度) 423-3035(保険給付・第三者) 423-3622(高額療養費)、424-4853(保健事業) 424-4867(保険税賦課) 423-3809(保険証・保険資格)	481-6741
成年後見制度推進室	○成年後見制度の利用促進	423-2196	482-7725

部署名	主な担当業務	電話番号(業務別)	ファックス番号	
2階	課税課	○個人市民税 ○法人市民税 ○原動機付自転車等標識交付 ○固定資産税 ○土地・家屋評価 ○都市計画税 ○特別土地保有税	423-9200、424-9601(個人市民税) 423-9470(軽自動車税) 477-1118(法人市民税) 481-6791(資産税土地) 424-5521(資産税家屋)	481-3418
	納税課	○納税(市税・国保税)管理 ○市税の徴収、猶予、滞納処分 ○債権の徴収体制強化 ○差押財産公売	424-9602(管理) 477-1852(徴収) 477-6893(債権管理) 458-0475(特別滞納整理)	477-0092
	生活支援課	○生活保護 ○生活困窮者の相談	424-4696、477-6347、477-1116、424-9607、 424-4995	482-5221
	こども支援課	○子育て支援 ○ファミリー・サポート・センター ○家庭児童相談 ○児童相談 ○母子・父子自立支援相談	424-9608(子育て支援) 424-8277(ファミリー・サポート・センター) 424-9161(児童相談) 477-2865(家庭児童相談) 477-1548(母子・父子自立支援相談)	482-6922
	保育課	○認定こども園 ○保育園 ○地域型保育事業 ○幼稚園 ○放課後児童保育室 ○認可外保育	477-2779(保育入所) 477-6344(保育運営支援) 423-2735(放課後児童保育室)	
	こども給付課	○児童手当 ○こども医療費助成 ○児童扶養手当 ○ひとり親家庭等医療費助成	477-2737(児童手当) 423-0819(こども医療費) 424-9619(児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費)	
	出納室	○公金の収入・支出	477-1538、424-9618	477-0092
3階	産業振興課	○商工業振興 ○融資 ○労政に関すること ○農業に関すること ○消費生活に関すること	424-9605(農業) 477-6346(商工・労政) 424-9606(消費)	477-1721
	消費生活センター	○消費生活相談 ○多重債務相談	424-9162(消費生活センター)	—
	環境課	○環境保全・公害防止・墓地改葬許可 ○カーボンニュートラルの推進 ○鳥獣保護・畜犬登録・環境美化・浄化槽 ○一般廃棄物の分別・収集運搬・リサイクルの推進	481-6769、423-0792(環境保全) 424-2621、477-1547(生活環境)	477-1128
	地域活動推進課	○町内会 ○集会所 ○都市・国際交流 ○ボランティア・地域活動支援 ○市民相談	477-1583	477-1721
	都市計画課	○都市計画 ○地区計画 ○都市景観 ○土地区画整理 ○開発行為・中高層建築物の指導	424-9613(都市計画) 477-3989(開発指導)	481-0500
	交通政策課	○交通安全 ○自転車駐車場 ○にいバス ○広域交通	477-2484	477-1128
	建築審査課	○建築に伴う各種受付・審査など ○耐震診断・改修費用などの助成 ○空家対策	477-4309(建築審査) 477-4519(住宅)	481-0500
	みどり公園課	○公園・緑地などの管理等 ○緑地の保全・管理 ○緑化推進	477-2950(公園) 477-2987(みどり)	
	地下鉄12号線延伸促進室	○地下鉄12号線の延伸促進	424-9624	477-1128
	新座駅南口第2土地区画整理事務所	○新座駅南口第2土地区画整理事業	480-4040	481-0500
	大和田二・三丁目地区土地区画整理事務所	○大和田二・三丁目地区土地区画整理事業	424-9613	
	道路管理課	○道路などの占用・境界査定 ○道路照明灯・反射鏡 ○地価公示 ○駅前広場の管理	477-4596(管理) 458-0487(寄附採納)	481-6748
	道路河川課	○道路・橋りょう・河川・水路の設計・維持・管理など ○市道 ○路面標示	477-4908(道路の整備・維持)	
	危機管理室	○防災無線 ○消防・防災 ○防犯	477-2502(防災) 423-0978(防犯) 423-2573(消防)	481-6748
農業委員会事務局	○農地転用 ○各種証明	477-1543	477-1721	

部署名	主な担当業務	電話番号(業務別)	ファックス番号
政策課	○総合調整 ○計画などの策定	477-1782	
シティプロモーション課	○シティプロモーション ○観光 ○広報	424-4686(シティプロモーション) 424-9600(広報)	479-2226
秘書広聴課	○市長・副市長の秘書 ○市長への手紙など ○市長とタウンミーティング	477-1488	482-6811
公共施設マネジメント課	○市内公共施設のマネジメント推進 ○市有建物(教育施設以外)の工事に係る設計及び監督管理など	477-1078	479-2226
総務課	○儀式・表彰 ○統計 ○文書管理 ○条例・規則などの審査 ○情報公開 ○個人情報保護	481-6752	477-1590
人事課	○人事・職員研修 ○給与・福利厚生	424-8125(人事研修) 477-1117(給与厚生)	479-2225
人権推進室	○人権施策 ○男女共同参画 ○平和行政	477-1513	
情報システム課	○情報システムの管理	424-9163	479-2225
デジタル市役所推進室	○デジタル化の推進	424-9163	479-2225
財政課	○予算編成・執行管理 ○交付税	477-1842	477-1590
管財契約課	○庁舎管理 ○公有財産管理 ○契約 ○入札 ○入札参加資格登録	477-3152(管財) 477-2281(契約)	477-1590
福祉政策課	○地域福祉 ○民生・児童委員 ○更生保護 ○日赤業務 ○戦傷病者などの援護 ○DV防止・被害者支援	424-4693	477-1590
福祉相談室	○DV・離婚などの相談 ○福祉困りごと相談	477-1835	-
5階 議会事務局	○議会(本会議・委員会など)の運営及び 会議録作成 ○議決事件処理 ○請願・陳情の受理及び処理 ○議会広報	477-7346(庶務) 477-7367(議事調査)	477-7605

➡ 第二庁舎

部署名	主な担当業務	電話番号(業務別)	ファックス番号
1階 売店、市民ギャラリーなど			
2階 学務課	○入学・転校 ○入学準備金・奨学金貸付 ○就学援助 ○学校給食 ○学校医・学校歯科医・学校薬剤師	477-6869(人事・学事) 477-6972(保健給食)	482-0137
教育支援課	○学校生活 ○教育課程	477-7142	482-0137
教育相談センター	○生徒指導 ○特別支援教育 ○教育相談 ○就学相談	477-7204	
3階 教育総務課	○学校の設置・廃止・管理 ○教育財産の管理 ○学校の備品などの運用管理	477-5947(総務) 477-6056(管理) 423-0969(施設整備)	482-0130
生涯学習スポーツ課	○生涯学習 ○文化芸術 ○人権教育 ○青少年教育 ○スポーツ・レクの普及・指導者育成など ○スポーツ施設の管理運営	477-1498(生涯学習) 424-5362(青少年) 424-9617(スポーツ振興)	458-0791
4階 水道業務課	○水道事業に関する予算管理・契約・人事 管理 ○指定給水装置工事事業者の指定	477-5071(総務) 477-5258(料金)	481-6480
水道施設課	○給水 ○取水・配水 ○水道施設 ○水道メーター ○水質検査	477-5798(給水管理) 477-5941(水道工務)	
水道お客様センター	○水道料金 ○水道使用開始・中止 ○使用水量の検針	424-8276	
5階 下水道課	○下水道 ○水洗便所 ○排水設備 ○指定工事店	424-9615(下水道業務) 477-1489(排水設備) 477-4928(下水道工務)	482-7822
選挙管理委員会事務局	○選挙の管理執行 ○選挙人名簿の管理 ○裁判員候補者予定者選定	477-1475	
監査委員事務局 (固定資産評価審査委員会)	○監査(固定資産評価審査)	479-2224	

## 出張所



出張所では、印鑑登録証明書や住民票の写しなどの交付事務や市税などの収納事務を取り扱っています。

なお、転入、転出、転居、印鑑登録、戸籍などの各種届出は、出張所では受付できません。市役所本庁舎までご来庁ください。

### ➡ 出張所一覧

施設名	所在地	電話番号
東北出張所	東北2-28-5	048(474)6161
栄出張所	新塚1-4-2	048(481)1801
栗原出張所	栗原3-8-34	042(423)6803
西堀・新堀出張所	新堀1-5-9	042(492)2441

### ➡ 開所時間

午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

### ➡ 出張所で取り扱う事務

種別	取扱事務の内容
戸籍	戸籍(除籍)の謄本、抄本、全部事項又は個人事項証明書の交付
住民票	住民票の全部又は一部の写しの交付
証明書	戸籍及び住民基本台帳に基づく諸証明書の交付
	印鑑登録証明書の交付
	税関係諸証明書の交付
税・債権などの収納	市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、水道料金、負担金、手数料、そのほかの収入金の収納
医療費	こども、後期高齢者、障がい者の医療費申請書配付及び受理
畜犬	犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付
県共済組合	埼玉県市町村交通災害共済組合の加入受付
その他	新座市コミュニティバス無料乗車証の交付(妊産婦の方を除く)

## 複合施設・その他の公共施設

### ふるさと新座館

➡ 所在地 野火止六丁目1番48号

➡ 電話番号 ☎048(478)4523  
☎048(483)7200(新座農産物直売センター)

➡ ファックス番号 048(482)4594

➡ 開館時間 午前9時～午後9時30分

➡ 休館日 月曜日(祝日及び振替休日の場合は開館)、年末年始(12月29日～1月3日)

※新座農産物直売センターの営業日・営業時間は、ふるさと新座館の開館日と一部異なります

### ➡ 交通アクセス

- ・JR武蔵野線「新座駅」下車徒歩10分
- ・「新座警察署前」バス停(にいバス、西武バス)下車徒歩8分
- ・「ふるさと小道」バス停(西武バス)下車徒歩6分
- ・「ふるさと新座館前」バス停(にいバス)、「中堀」バス停(西武バス)下車徒歩2分

➡ 駐車場 あり(71台) ※最初の1時間無料、以後1時間100円(条件により割引あり)

### ➡ 施設の概要

	名称	概要	参照
地下2階	ふるさと新座館ホール	固定席240席、車椅子スペース6席	88ページ
1階	新座農産物直売センター(とれたて畑)	とれたて、新鮮な地場産野菜の販売	-
2階	野火止公民館	軽体育室、講義室、実習室、美術室など	89ページ





## 福祉の里

- ➔ 所在地 新塚一丁目4番5号
- ➔ 開館時間・休館日 施設によって異なります
- ➔ 駐車場 あり(69台)
- ➔ 施設一覧

### 交通アクセス

- ・「栄公民館前」バス停(西武バス、にいバス)下車すぐ
- ・「新座総合技術高校前」バス停(西武バス)下車徒歩3分

施設名	電話番号	ファックス番号	参照
障がい者福祉センター	048(481)2910	048(481)3303	74ページ
福祉の里老人福祉センター	048(481)5002	048(481)3303	69ページ
福祉の里児童センター	048(481)6477	048(481)6145	62ページ
福祉の里図書館	048(481)7070	048(481)9424	89ページ
福祉の里体育館	048(481)3022	048(481)3303	91ページ



## その他の施設

施設区分		参照
保健	保健センター	54ページ
子ども	保育園、認定こども園、保育室、各種保育事業	58～60ページ
	地域子育て支援センター	61ページ
	児童センター	62ページ
	児童発達支援センター(アシタエール)	62ページ
高齢者	老人福祉センター	68・69ページ
	高齢者いきいき広場	69ページ
	公益社団法人シルバー人材センター	70ページ
	高齢者相談センター	70ページ
障がい者	障がい者福祉センター、地域活動支援センターなど	74ページ
福祉	社会福祉法人 新座市社会福祉協議会	75ページ

施設区分		参照
地域	集会所・ふれあいの家	77ページ
ごみ	環境センター	78ページ
交通	自転車・バイクの駐車場	82・83ページ
	放置自転車返還所	83ページ
墓園	市営墓園	85ページ
生涯学習・文化	市民会館	87ページ
	図書館	88・89ページ
	公民館・コミュニティセンター	89・90ページ
	歴史民俗資料館(れきしてらす)	90ページ
	睡足軒の森	90ページ
スポーツ	市民総合体育館	90ページ
	総合運動公園	91ページ



Niiza City  
Photo Gallery





# 相談窓口

## 市の相談コーナー

(各相談とも、正午～午後1時と祝日は除きます)

種類	相談内容	相談日時など	相談員	問合せ
法律相談(予約制)	金銭や相続に関する諸問題、離婚など法律一般に関すること	毎週火曜・木曜日 午前10時～午後3時	弁護士	地域活動推進課 ☎048(477)1583
年金・社会保険・労働相談(予約制)	年金、社会保険や労働に関すること	毎月第2木曜日 午後1時～午後4時	社会保険労務士	
不動産相談(予約制)	不動産の賃貸、売買やトラブルなどに関すること	毎月第3木曜日 午後1時～午後3時	宅地建物取引士	
人権相談	いじめ、差別、セクハラなど人権に関する困りごと	偶数月の第4木曜日 午後1時～3時 ※受付は午後2時30分まで	人権擁護委員	人権推進室 ☎048(477)1513
行政相談	国などの行政機関に関する意見や要望、苦情	偶数月の第4月曜日 午前10時～正午 ※受付は午前11時30分まで	行政相談委員	
消費生活相談	日常生活における契約上のトラブル及び商品の品質や安全性などの相談並びに情報提供	毎週月曜～金曜日 午前10時～午後4時	消費生活相談員	消費生活センター ☎048(424)9162
多重債務相談	多重債務に関すること			
犯罪被害者相談	犯罪被害に関すること	毎週月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	市職員	危機管理室 ☎048(423)0978
暴力団などに関する相談	暴力団などに関すること	毎週月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	市職員	

種類	相談内容	相談日時など	相談員	問合せ
分譲マンションに係る相談(予約制)	分譲マンションに関すること	毎月第3火曜日(祝日の場合は翌週) 午後1時30分～4時30分	埼玉県マンション管理士会	建築審査課 ☎048(477)4519
既存木造住宅の耐震相談	木造住宅の耐震化に関すること	毎週月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	市職員	
市税などの納税相談	市税などの納付及び納税猶予などに関すること	○毎週月曜～金曜日 午前9時～午後4時30分 ○毎月第4日曜日 午前9時～午後3時30分 ○毎月第3木曜日(祝日の場合は翌金曜日) 午後5時15分～7時	市職員	納税課 ☎048(477)1852
国税の税務相談(予約制)	所得税、相続税、贈与税などの国税に関すること	毎月第2火曜日 午後1時～午後4時30分	税理士	地域活動推進課 ☎048(477)1583
家庭児童相談	子どもが成長する過程で起こる様々な問題や悩みについて	毎週月曜～金曜日 午前9時15分～午後4時45分	家庭児童相談員	こども支援課 ☎048(477)2865
教育相談 いじめ相談 就学相談	子どもの教育上の諸問題	毎週月曜～金曜日 午前10時～午後6時 ※来談は午後5時まで ○教育相談 ☎048(477)4152 ○いじめ100番 ☎048(478)0100 ○子ども相談電話(市内小・中学生) ☎0120(213)415	教育相談員 (毎週月曜～金曜日) 学校カウンセラー (毎週月曜・水曜・金曜日)	教育相談センター
子どもの発達に関する相談	心身の発達に遅れ又はその心配がある子どもに関すること	毎週月曜～金曜日 午前9時～11時30分、 午後0時30分～4時30分	臨床心理士 児童相談員 保育士	児童発達支援センター ☎048(485)8921
高齢者の総合相談	高齢者の介護、高齢者虐待など	毎週月曜～金曜日 午前9時～午後4時30分	市職員	長寿はつらつ課 ☎048(424)9611 介護保険課 ☎048(477)6892
職業相談	若年者から高齢者までの職業あっせんや相談、情報提供など	毎週月曜～金曜日 午前10時～午後5時	職業相談員	ふるさとハローワーク ☎048(477)1859
就業相談(予約制)	就業にあたっての悩みごとなど	毎月第3木曜日 午後1時～4時	キャリアカウンセラー	産業振興課 ☎048(477)6346
経営相談【にぎぎビジネスサポート】	経営(販路拡大、資金繰りなど)に関すること	毎週水曜・金曜日 午後2時～5時	中小企業診断士	産業振興課 ☎048(477)6346
社協ふくし総合相談	生活上の心配ごと、悩みごと、生活に関すること	毎週月曜～金曜日 午前9時～午後4時	社会福祉士、福祉活動専門員ほか	社会福祉協議会 ☎048(480)5705
ボランティア相談	ボランティアをしたい方、受けたい方	毎週月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時	ボランティアコーディネーター	
障がい者の総合相談	障がい者の虐待、生活支援、差別などに関すること	毎週月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※上記日時以外の緊急の虐待相談は、 ☎048(477)1111	市職員	障がい者福祉課 ☎048(477)6891
電話健康相談	心身の健康や栄養に関すること	毎週月曜～金曜日 午前9時～午後4時30分	保健師、栄養士ほか	保健センター ☎048(481)2211
精神保健相談(予約制)	こころの病気にに関すること	事前にお問い合わせください。	精神科医師	
成年後見制度に関する相談	成年後見制度に関すること	毎週月曜～金曜日 午前9時～午後4時30分	市職員	成年後見制度推進室 ☎048(423)2196
福祉困りごと相談	離婚問題、配偶者などからの暴力、福祉に関する困りごと、セクハラ、性的マイノリティに関する相談など	毎週月曜・水曜・金曜日 午前9時～午後5時 ※午前の受付は午前11時30分まで 午後の受付は午後4時30分まで	福祉相談員(女性)	福祉相談室 ☎048(477)1835



# 戸籍・住民票・印鑑登録

## 戸籍に関する届出

問 市民課 ☎048(424)9603

戸籍に関する届出には、下表に挙げる届出のほかに入籍届、養子縁組届、認知届、失踪届、帰化届などがあります。また、婚姻届などは、官公署発行の写真付きの証明書などによる本人確認を実施しています。詳しくは、市民課へお問い合わせください。

### ➡ 届出先

月曜から金曜日まで(休日を除く)の午前8時30分～午後5時15分は、市民課で受け付けています(午後5時以降の届出は、内容について他自治体への照会などの審査ができない場合があります。その場合、審査は翌開庁日以降に行い、不備がなければ提出日に遡って受理します)。また、戸籍の届出に限り、時間外又は土曜・日曜日、休日も当直員室で受け付けています。

### ➡ 届出方法

種類	いつ	誰が	どこに	必要なもの	注意すること
出生届	生まれた日を含め14日以内	父、母	次のいずれかの市区町村 ・父母の本籍地 ・届出人の住所地 ・出生地	・出生証明書 ・母子健康手帳 ・届出人の印鑑(任意)	名に用いる文字は常用漢字、人名用漢字、ひらがな又はカタカナ
死亡届	死亡の事実を知った日を含め7日以内	親族	次のいずれかの市区町村 ・死亡者の本籍地 ・死亡したところ ・届出人の住所地	・死亡診断書 ・届出人の印鑑(任意)	使用する火葬場を決めてから届出
婚姻届	期間の定めはありません(届けた日から法的な効果が生じます)。	夫及び妻となる方	次のいずれかの市区町村 ・夫夫妻の本籍地 ・夫夫妻の住所地	・届出人の印鑑(一方は旧姓、任意) ・戸籍謄本(届ける市区町村に本籍がないとき)	・未成年者は父母の同意が必要 ・婚姻届作成には証人(成人2人)が必要 ・本人確認書類(運転免許証など)を持参
離婚届	協議離婚 = 期間の定めはありません(届けた日から法的な効果が生じます)。 調停や審判など、裁判所に申立てなどをした離婚 = 成立・確定などをした日から10日以内	協議離婚 = 夫及び妻 調停・審判・裁判離婚 = 申立人	次のいずれかの市区町村 ・夫婦の本籍地 ・届出人の住所地	・届出人の印鑑(任意) ・戸籍謄本(届ける市区町村に本籍がないとき) ・調停調書の謄本又は審判、判決の謄本と確定証明書	・離婚後も婚姻中の姓を称するときは、届出が必要(離婚の日から3か月以内) ・協議離婚のときは、証人(成人2人)が必要 ・本人確認書類(運転免許証など)を持参
転籍届	期間の定めはありません(届けた日から法的な効果が生じます)。	戸籍の筆頭者とその配偶者	次のいずれかの市区町村 ・新本籍地 ・現在の本籍地 ・届出人の住所地	・戸籍謄本 ・届出人の印鑑(夫婦各1個、任意)	—

※届出人の署名は本人が自署してください

## パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度

問 人権推進室 ☎048(477)1513

一方又は双方が性的少数者であるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に届け出る制度です。

届出した事実を証明する「届出受理証明書」と「届出受理証明カード」を交付します。

※相続、税金の控除などの法律上の権利や義務は生じません

### ➡ 届出するには

届出は事前予約が必要です。届出を希望する7日前までに、人権推進室に電話又は市ホームページの予約フォームから、2人で来庁できる日時を予約してください。

届出要件や必要書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください。人権推進室までお問い合わせください。



届出の種類	いつ	誰が	必要なもの
転入届	転入した日から14日以内	・本人 ・世帯主 ・世帯員 ・代理人(ただし、委任状が必要)	・国民年金手帳(加入する方のみ) ・本人確認書類(外国人住民の方は全員の在留カード又は特別永住者証明書) ・前住所地の市区町村長が発行した転出証明書(国外から転入する方、転入・転出の特例処理又は引越しワンストップサービスを利用した方は不要) ・マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(転入・転出の特例処理又は引越しワンストップサービスを利用した方) 国外から転入の場合 ・転入者全員のパスポート・外国人住民の方は全員の在留カード・特別永住者証明書 ・日本人の方は戸籍の謄本又は抄本と戸籍の附票(本籍が新座市の方は不要) ・通知カード
転居届	転居した日から14日以内		・国民健康保険証(加入者のみ) ・本人確認書類 ・マイナンバーカード又は顔写真付住民基本台帳カード(保有者のみ)
転出届	転出する日まで		・国民健康保険証(加入者のみ) ・本人確認書類 ・マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(保有者のみ) ・印鑑登録証(登録者のみ)
世帯主変更届 世帯分離届 世帯合併届 世帯変更届	変更した日から14日以内		・国民健康保険証(加入者のみ) ・本人確認書類

※なりすましや第三者からの虚偽の届出又は申請を防止し、個人情報保護のために、届出又は申請時に本人確認を実施しています。マイナンバーカード、写真付住民基本台帳カード、運転免許証又は健康保険証(外国人住民の方は在留カード、特別永住者証明書又は旅券(パスポート))などをお持ちください

## 外国人住民の登録制度

中長期在留者には「在留カード」を、特別永住者には「特別永住者証明書」を交付します。

### ➡ 中長期在留者

入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人(中長期在留者)で、次の①～⑥のいずれにもあてはまらない方に「在留カード」を交付します。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された方
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された方
- ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された方
- ④①～③の外国人に準じるものとして法務省令で定める方
- ⑤特別永住者の方
- ⑥在留資格を有しない方

カードには有効期間があり、空港や地方出入国在留管理官署などで入国時や在留の資格や期間の更新などに伴って交付されます。また、住居地の変更届出は市役所で、住居地以外の変更届出(有効期間更新申請、再交付申請、氏名・国籍などの変更など)は地方出入国在留管理官署で手続きしてください。

### ➡ 特別永住者

「特別永住者証明書」には有効期間があります。証明書の交付や記載内容の変更申請は市役所の窓口で手続きしてください。

### ➡ 住民票

外国人住民の方にも日本人と同様に住民票を作成し、日本人と外国人で構成される世帯も世帯全員が記載された住民票の写しなどが発行できます。対象者は「中長期在留者」及び「特別永住者」などで、記載内容は氏名、生年月日、性別、住所、国籍・地域、在留資格、在留期間などです。

### ➡ 住所変更の手続

国外から新座市に転入する方は「在留カード」(空港で、在留カードを交付されなかった方は在留カード後日交付の印が押された旅券(パスポート))又は「特別永住者証明書」を添えて手続きしてください。

転出の際には転出手続をして「転出証明書」の交付を受け、転入先の市区町村で「転出証明書」及び「在留カード」又は「特別永住者証明書」を添えて転入手続をしてください。また、国外への転出も手続が必要です。

### ➡ 通称名の登録

外国人住民の方が、正式な氏名とは別に「日本での社会生活で日常用いられている氏名」を「通称名」として、住民基本台帳に登録することができます。

### ➡ 通称名の登録申請方法

申請できる方	本人又は同一世帯で16歳以上の親族 ・16歳未満の方の申請は、同一世帯で16歳以上の親族の方が代理で申請してください。 ・代理人が申請する場合は、本人からの委任状が必要です。
申請期間	随時
必要なもの	・在留カード又は特別永住者証明書(いずれも有効期限内のもの) ・日常生活において当該通称名を使用していることが客観的に分かる立証資料を2点以上 (例)勤務先の給与明細、在職証明書、社員証(名刺は不可)、勤務先の健康保険証、金融機関の預金通帳又はキャッシュカード、学校生活で使用する名札など ・代理人が申請する場合には、上記の資料のほかに代理人の本人確認できるもの

※上記の立証資料の提示をせずに通称名を登録することはできません。日本での日常生活で使用実績のある氏名が登録できます

## 特別永住者証明書の交付

問 市民課 ☎048(424)9603

月曜から金曜日まで(休日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に、市民課で申請してください(出張所では申請できません)。

申請の種類	申請時期	必要なもの	
		各申請	共通
住居地以外の記載事項の変更届出	変更が生じたときから14日以内	変更を生じたことを証する資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅券(所持する場合)</li> <li>・特別永住者証明書又はみなし特別永住者証明書</li> <li>・写真1枚(縦4cm×横3cm、最近3か月以内に撮影されたもの、16歳未満の方は原則不要)</li> </ul>
有効期間の更新申請	有効期間満了日の2か月前から(16歳の誕生日が有効期間満了日の方は6か月前から)	申請時期に申請困難な場合、それを証する資料	
紛失などによる再交付申請	その事実を知った日から14日以内	盗難届出証明書など	
汚損などによる再交付申請	本人の申請による		
交換希望による再交付申請	本人の申請による	1,300円の収入印紙(特別永住者証明書の受取時に必要)	

※詳しくは、お問い合わせください

## 住民票などの第三者交付に係る本人通知

問 市民課 ☎048(424)2677

本人通知は、住民票の写しなどの不正請求及び不正取得による権利侵害の防止を図るため、住民票の写し又は戸籍謄本など(以下「住民票の写しなど」という)を本人などの代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した方に対して交付した事実を通知するものです。

本人通知を希望する方は、市民課窓口又は各出張所での登録申請が必要です。なお、住所、氏名、本籍など登録事項に変更が生じたときは、届出が必要です。※郵送による申請も受け付けています(本人申請に限る)

### 登録できる方

①市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録(記載)されている方(住民基本台帳又は戸籍の附票から除かれた方を含む)

②市が作成した戸籍に記録されている方(戸籍から除かれた方を含む)

※死亡した方、失踪宣告を受けた方は対象外です。登録申請できる方は本人に限ります。ただし、未成年の場合は、法定代理人による申請が可能です

### 登録日

登録申請書の受付日の翌日から(各出張所で受付した場合は、受付日の翌々日から)

※登録に期限はありません

### 登録に必要なもの

手続をする方	必要なもの
本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類(※)</li> <li>・申請書</li> </ul>
任意代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・登録者本人の自署による委任状</li> <li>・代理人の本人確認書類(※)</li> </ul>
法定代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・戸籍謄本などの資格を証明する書類</li> <li>・代理人の本人確認書類(※)</li> </ul>

※本人確認書類とは、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、写真付住民基本台帳カードなど官公署が発行した顔写真入りの免許証又は許可証などです。これらをお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳などの公的証明書1点を含む2点以上の書類の提示が必要です。いずれも有効期限内のものに限ります

### 交付事実の通知

通知の対象となる証明書(住民票の写しなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本籍入りの住民票の写し(除票、改製原を含む)</li> <li>・本籍入りの住民票記載事項証明書</li> <li>・戸籍の附票の写し(戸籍の附票の除票を含む)</li> <li>・戸籍謄本及び戸籍抄本(除票、改製原を含む)</li> <li>・戸籍記載事項証明書</li> </ul>
通知書に記載する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写しなどの交付年月日</li> <li>・交付した住民票の写しなどの種別及び通数又は件数</li> <li>・交付した住民票の写しなどの交付請求者の種別</li> </ul>
交付事実の通知対象	<p>住民票の証明の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人又は同一世帯の方の委任を受けた代理人から請求があり、交付した場合</li> <li>・本人又は同一世帯の方以外の方から請求があり、交付した場合</li> </ul> <p>戸籍の証明の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人、配偶者又は直系尊属・直系卑属の方の委任を受けた代理人から請求があり、交付した場合</li> <li>・本人、配偶者又は直系尊属・直系卑属の方以外の方から請求があり、交付した場合</li> </ul>

※ただし、国又は地方公共団体などの機関からの請求など、通知の対象とならない請求もあります

## 印鑑登録と証明

問 市民課 ☎048(424)2677

### 印鑑登録

本人が登録する印鑑及び本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)をお持ちの上、市民課で申請してください(出張所では申請できません)。

### 印鑑登録ができる方

市に住民登録をしている方で満15歳以上の方は、1人1個に限り印鑑を登録することができます。

ただし、意思能力を有しない方は登録できません。

印鑑登録をすると、登録された証書として「印鑑登録証(カード)」を交付します。このカードは、印鑑登録証明書を申請するときに必要です。印鑑と同様に大切に保管してください。



➔ 印鑑登録ができない印鑑

- ・他の人が登録印としているもの
- ・住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名で表していないもの
- ・職業、資格など他の事項を併せて表しているもの
- ・ゴム印そのほかの印鑑で変形しやすいもの

- ・文字が白抜きになる「逆彫り」で白い輪郭がないもの
- ・印影の大きさが一辺(直径)8mm 未満のもの
- ・印影の大きさが一辺(直径)25mm を超えるもの
- ・印影が不鮮明又は文字の判読が困難なもの
- ・そのほか登録するのに適当でないもの  
(例 - 外枠の無いもの、欠けているものなど)

➔ 印鑑登録の要領

<p>本人確認書類が健康保険証などの場合</p>	<p>官公署発行の顔写真入りの免許証又は許可証などがない場合は、申請を受けてから、本人の意思の確認のため照会書兼回答書を自宅に送ります。 必要事項を記入し、1か月以内に本人がお持ちください。 ※即日登録はできません。最初の印鑑登録証明書の発行は通常1週間程度かかりますので、余裕をもって手続きをしてください ○印鑑登録証は、回答書をお持ちいただき、確認ができた時点で交付します。 代理人が申請する場合 病気などによりやむを得ず代理人が申請するときは、本人が署名押印した委任状(右記のとおり)、登録する印鑑、代理人の本人確認書類、代理人の印鑑が必要です。この申請の場合、本人の意思を確認するため照会書兼回答書を本人宛てに送ります。 本人が必要事項を記入し、1か月以内に代理人がお持ちください。 ※即日登録はできません</p>	<p>■委任状の記載見本</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">委 任 状</p> <p style="text-align: center;">住 所 代理人 氏 名 市役所に来られる方 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生</p> <p>私は上記の者を代理人に選任し、下記に係る権限を委任したのでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">委任事項</td> <td style="width: 50%;">} 委任する内容を記入</td> </tr> <tr> <td>1 印鑑登録申請</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td>2 印鑑登録証受領</td> </tr> <tr> <td>3 印鑑登録廃止</td> </tr> <tr> <td>4 印鑑登録の引替え交付</td> </tr> <tr> <td>5 印鑑登録証の亡失の届出</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 委任する内容を記入</td> </tr> </table> <p>令和 年 月 日 住 所 氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印鑑登録する方</span> 印 (自署してください) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">登録する印鑑</span></p> </div> <p>※便せんなどの用紙に必ず本人が自筆で書いてください ※印紙は不要です ※委任事項欄には、委任する内容を書いてください ※この委任状は、印鑑登録をする場合のほか、印鑑登録証の受領、印鑑登録の廃止、印鑑登録証の引替え交付、印鑑登録証の亡失届の際にも必要です</p>	委任事項	} 委任する内容を記入	1 印鑑登録申請	}	2 印鑑登録証受領	3 印鑑登録廃止	4 印鑑登録の引替え交付	5 印鑑登録証の亡失の届出	※ 委任する内容を記入	
委任事項	} 委任する内容を記入											
1 印鑑登録申請	}											
2 印鑑登録証受領												
3 印鑑登録廃止												
4 印鑑登録の引替え交付												
5 印鑑登録証の亡失の届出												
※ 委任する内容を記入												
<p>本人確認書類が次のいずれかの場合</p>	<p>①官公署発行の免許証など(運転免許証やパスポートのように写真付きで、特殊加工やプレス印のあるもの)で確認できる場合 ②「本人確認書類が健康保険証などの場合」に該当する方でも、印鑑登録申請書の保証書欄に印鑑登録されている方が実印と印鑑登録証(カード)で保証し、それらをお持ちいただき本人確認ができる場合(保証する方が市外に居住している場合は、保証人の3か月以内に発行された印鑑登録証明書1通が必要) ○印鑑登録証は即時交付します。 ○保証書欄は必ず保証人が記入してください。 ○必ず本人が手続きをしてください。</p>											

印鑑登録証明書の交付

印鑑登録証をお持ちください(代理人による申請もできます)。印鑑登録証がないと、実印をお持ちでも印鑑登録証明書は交付できません。

また、代理人が請求する場合も委任状などは必要ありませんが、申請書の住所、氏名、生年月日に間違いがあるときは、印鑑登録証明書は交付できません。

登録印鑑の改印・廃止

印鑑登録証や登録印を紛失した場合は、今までの登録を廃止して新たに登録が必要です。また、印鑑を変更する場合も、既に登録してある印鑑の廃止届を提出してください。これらの場合、印鑑登録再発行の手数料として200円がかかります。

証明書の種類と手数料

問 市民課 ☎048(424)2677 課税課(市民税など) ☎048(423)9200  
課税課(資産税など) ☎048(481)6791 納税課 ☎048(424)9602

本人確認を実施します。マイナンバーカード、写真付住民基本台帳カード又は運転免許証などをお持ちください。

※時間外の取扱いについては、次ページ参照

(\* = 市に本籍がある方のみが取得可能です ○ = 申請書を市ホームページからダウンロードできます ◆ = 本籍地以外でも取得可能(広域交付対象)です。本籍地の戸籍の管理状況や内容などにより、広域交付で発行できない場合があります。)

証明書の種類	申請場所	手数料	備考
○戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)◆	市民課 各出張所	1通450円	従来の戸籍謄本(記載されている方全部の写し)を電算化したもの
○戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)*		1通450円	従来の戸籍抄本(記載されている方のうち必要な方の写し)を電算化したもの
○除籍全部事項証明書◆		1通750円	電算化以後に除籍になったもの(記載されている方全部の写し)
○除籍個人事項証明書*		1通750円	電算化以後に除籍になったもの(記載されている方のうち必要な方の写し)
○除籍謄本◆		1通750円	電算化以前の除籍(記載されている方全部の写し)
○除籍抄本*		1通750円	電算化以前の除籍(記載されている方のうち必要な方の写し)
○改製原戸籍謄本(昭和・平成)◆		1通750円	昭和の改製が原戸籍、電算化以前の戸籍が平成原戸籍(記載されている方全部の写し)
○改製原戸籍抄本(昭和・平成)*		1通750円	昭和の改製が原戸籍、電算化以前の戸籍が平成原戸籍(記載されている方のうち必要な方の写し)
○戸籍一部事項証明書*		1件350円	電算化以後の戸籍の中の一部を証明したもの
○除籍一部事項証明書		1件450円	電算化以後の除籍の中の一部を証明したもの
○戸籍記載事項証明書*		1件350円	電算化以前の戸籍の中の一部を証明したもの



証明書の種類	申請場所	手数料	備考
○除籍記載事項証明書*	市民課 各出張所	1件450円	電算化以前の除籍の中の一部を証明したもの
○戸籍電子証明書提供用識別符号等通知書		1通400円	オンラインで行政手続をする際に利用可能な戸籍電子証明書 ※マイナポータル上で申請した場合は無料
○除籍電子証明書提供用識別符号等通知書		1通700円	オンラインで行政手続をする際に利用可能な除籍電子証明書 ※マイナポータル上で申請した場合は無料
○戸籍届書等情報内容証明書		1件350円	戸籍に関する届出(婚姻、離婚、出生、死亡等)書を電子化した証明
○戸籍届書記載事項証明書		1通350円	戸籍に関する届出(婚姻、離婚、出生、死亡など)書の写しによる証明
○戸籍受理証明書		1通350円	戸籍に関する届出(婚姻、離婚、出生、死亡)が受理されたという証明
○戸籍・除籍の附票の写し*		1通200円	住所の異動過程の証明
○身分証明書* ※本人以外の方が申請する場合は委任状が必要		1通200円	禁治産者、準禁治産者、破産の宣告及び後見の登記の通知の有無の証明
○住民票の写し(世帯分)		1通200円	住民票に記載された世帯全部を写したものの(謄本)
○住民票・除票の写し(世帯一部)		1通200円	住民票に記載された世帯一部を写したものの(抄本) ※除票は個人ごとの発行となります。
○住民票の記載事項証明書		1通200円	住所、氏名、生年月日の証明
○住居表示証明書		無料	住居表示変更実施前と実施後の証明
○不在籍・不在住証明書		1通200円	新座市に戸籍や住所がないことの証明
○印鑑登録証明書		1通200円	詳しくは「印鑑登録(39・40ページ)」参照
○転出証明書		無料	詳しくは「住民記録に関する届出(38ページ)」参照
住民基本台帳の一部の写しの閲覧		市民課	1冊5,000円
仮ナンバー	1輛750円		自動車臨時運行許可証及び仮ナンバー(番号標)
印鑑登録証の再交付	1件200円		詳しくは「印鑑登録(39・40ページ)」参照
○戸籍の受理証明書(上質紙)	1通1,400円		戸籍に関する届出が受理されたという上質紙による証明
○所得・(非)課税証明書	課税課(市民税など) 市民課 各出張所	1通200円	市民税・県民税の課税額又は非課税の証明、前年中の所得金額及び控除金額の証明
○営業証明書	課税課(市民税など)		個人又は法人が市内で営業活動を行っている旨の証明
○評価証明書	課税課(資産税など) 各出張所	同一所有者で 3件まで200 円、1件ごと に40円加算	固定資産の評価額の証明
○公租公課証明書			固定資産(筆ごと)の税額の証明
○課税証明書(固定資産税)			固定資産(人ごと)の税額の証明
○課税台帳登録証明書			課税台帳登録事項(所有者、面積など)の証明
○名寄帳の写し	課税課(資産税など)	1枚200円(1枚増えるごとに40円加算)	市内に所在する、各納税義務者の固定資産の一覧
○住宅用家屋証明		1通1,300円	家屋の登録免許税の軽減に係る証明
○納税証明書	納税課 市民課 各出張所	1年度1税目につき200円	納付額、未納額の証明

## 便利な証明書受取サービス

問 市民課 ☎048(424)2677 課税課(市民税など) ☎048(423)9200  
課税課(資産税など) ☎048(481)6791 納税課 ☎048(424)9602

### 証明書の土日受取サービス(電話・インターネット予約)

電話又はインターネットで予約すると、住民票の写しや税に関する証明書などを直近の土曜・日曜日に受け取れます。

- ➡ **受付日時** 休日を除く月曜～金曜日(出張所は火曜～金曜日)の午前8時30分～午後4時  
※インターネットによる受付日時の制限はありません。ただし、週の最終開庁日(通常は金曜日)の午後4時以降の受付は、翌週分の予約扱いとなります
- ➡ **交付日時** 予約をした日の直近の土曜・日曜日、市役所は午前9時～午後9時30分、公民館・コミュニティセンターは午前10時～午後5時  
※公民館・コミュニティセンターで受け取る場合は、祝日や行事などで交付日時が異なる場合がありますので、事前に確認してください
- ➡ **交付場所** 市役所当直室、出張所併設の公民館・コミュニティセンター(89ページ参照)
- ➡ **交付の際に必要なもの** 手数料(おつりのないよう)、本人確認書類



## 証明書の夜間受取サービス(電話予約のみ)

各出張所又は担当課へ電話予約をすると、住民票の写しや税に関する証明書などを夜間に受け取れます(受取場所が休館日の場合を除く)。

- ➡ **受付日時** 休日を除く月曜～金曜日(出張所は火曜～金曜日)の午前8時30分～午後4時
- ➡ **交付日時** 予約をした日の午後5時15分～9時30分
- ➡ **交付場所** 市役所当直室、出張所併設の公民館・コミュニティセンター(89ページ参照)
- ➡ **交付の際に必要なもの** 手数料(おつりのないよう)、本人確認書類
- ➡ **証明書の土日及び夜間受取サービスで取り扱う諸証明などの一覧**

諸証明などの種類	予約先	受取場所	申請できる方 (受取は申請者に限る)	手数料
住民票の写し 戸籍の附票の写し	市民課 ☎048(424)2677	市役所当直員室	・住民票の写し 本人又は同一世帯の方 ※除票は本人のみ ・戸籍の附票の写し 同一戸籍に記録されている方又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属	1通200円
	栄出張所 ☎048(481)1801	栄公民館		
	栗原出張所 ☎042(423)6803	栗原公民館		
	西堀・新堀出張所 ☎042(492)2441	西堀・新堀 コミュニティセンター		
	東北出張所 ☎048(474)6161	東北コミュニティセンター		
所得・(非)課税証明書	課税課(市民税など) ☎048(423)9200 ※営業証明書は市役所受取のみ	市役所当直員室 栄公民館 栗原公民館 西堀・新堀コミュニティセンター 東北コミュニティセンター	本人又は同一世帯の親族	1通200円
営業証明書	課税課(資産税など) ☎048(481)6791 ※名寄帳の写しは市役所受取のみ		所有者本人又は同一世帯の親族	同一所有者で 3件まで200円 (1件増えるごとに 40円加算)
評価証明書				
公租公課証明書				
課税証明書(固定資産税)				
課税台帳登録証明書				
名寄帳の写し				
納税証明書	納税課 ☎048(424)9602	本人又は同一世帯の親族	1年度1税目につき 200円	

## 証明書の宅配サービス

住民票の写しなどの証明書を市職員が直接、自宅にお届けします。

- ➡ **対象** 市内に住居登録があり、単独での外出が困難な高齢者又は障がい者のみで構成される世帯の方
- ➡ **受付時間** 午前8時30分～午後5時15分  
(原則として、午後3時までの受付分は当日、午後3時以降の受付分は翌平日に配達)  
※配達時間は、電話受付の際に相談します
- ➡ **手数料** 各証明書の発行手数料(配達は無料)
- ➡ **取扱証明書類及び担当課**

取扱証明書	担当課
住民票の写し、戸籍の附票の写し	市民課 ☎048(424)2677
所得・(非)課税証明書、営業証明書	課税課(市民税など) ☎048(423)9200
評価証明書、公租公課証明書、課税証明書(固定資産税)、課税台帳登録証明書、名寄帳の写し	課税課(資産税など) ☎048(481)6791
納税証明書	納税課 ☎048(424)9602

- ➡ **申請方法** 電話で、各証明書の担当課へ申請してください。病気などで本人申請が難しい場合には、代理人による申請も可能です。ただし、受領は本人に限ります(本人確認あり)。

## 証明書のコンビニ交付サービス

問 市民課  
課税課(市民税など)

コンビニ交付サービスを利用するには、利用者証明書用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要です。コンビニ交付に対応したマルチコピー機が設定してある全国のコンビニエンスストアで、利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を入力することで証明書が取得できます。

申請書を記入する必要がなく、夜間や休日にも利用できます。

※住民基本台帳カードは、コンビニ交付サービスには対応していません

- ➡ **利用場所** セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、イオンリテール、ミニストップなど  
※コンビニ交付サービスに対応したマルチコピー機が設置してある店舗に限ります。詳しくは各店舗にお問い合わせください
- ➡ **利用時間** 午前6時30分～午後11時(年末年始(12月29日～1月3日)及びシステムメンテナンス日は除く)
- ➡ **取得できる証明書** (1)住民票の写し (2)印鑑登録証明書 (3)所得・(非)課税証明書
- ➡ **手数料** 1通150円(令和8年3月までの期間限定で、窓口での交付手数料より50円安くしています)  
※手数料が無料になる証明書が必要な場合は、市役所又は出張所で申請してください

## 住民基本台帳ネットワークシステムで提供しているサービス

問 市民課 ☎048(424)2677

住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)とは、住民情報のうち4情報(住所、氏名、生年月日、性別)などをネットワーク化し、都道府県や国の機関などが法律で決められた事務に活用することで、住民サービスの向上と行政の効率化を図るシステムです。市では次のサービスを提供しています。

### 住民票の写しの広域交付 ～どの市町村でも受け取れます～

住民票の写しは、全国どこの市区町村でも受け取れます(本籍と筆頭者事項は証明できません)。

交付可能な住民票は、自己又は同一世帯に属する方のものに限り、交付を受ける際には、交付市区町村役場の窓口でマイナンバーカード、住民基本台帳カード、官公署発行の写真付免許証又は許可証などの提示が必要です。

### 転出の特例処理(引越し手続の簡略化)

新座市から他の市区町村へ引っ越す場合、転出届を行って転出証明書の交付を受けた後、転入地に転入届を行う必要がありましたが、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードの交付を受けている方は、窓口に行かなくても転出届を郵送で行うことができます。

### 引越しワンストップサービス

マイナンバーカードの交付を受けている方は、窓口に行かなくてもマイナポータルから転出届を行うことができます(利用者登録及び電子証明書が必要です)。

## マイナンバーカード(個人番号カード)の申請・交付

問 市民課 ☎048(458)0476

マイナンバーカードは、公的な身分証明書として利用できる顔写真付きのプラスチック製のカードです。表面には住所・氏名・生年月日・性別のほか、顔写真が表示されます。また、裏面には個人番号(マイナンバー)が表示され、ICチップには電子証明書が標準搭載されます。

#### ➡ 申請方法

通知カードに付属の個人番号カード交付申請書を使用し、スマートフォン、パソコン及びまちなか証明写真機からオンライン申請ができます。また、交付申請書に必要事項を記入の上、返信用の封筒を使用して申請することもできます。なお、交付申請書をお持ちでない場合は、市民課で再発行ができます。

#### ➡ マイナンバーカード支援ブース

市では、無料の写真撮影など、申請のお手伝いを行っています。このブースで申請していただいた場合、持ち物に不足がなければ、本人限定受取郵便で自宅にマイナンバーカードを郵送します。

- ・場所:本庁舎1階市民課ロビー内
- ・開設時間:午前8時30分～正午、午後1時～4時45分(土曜・日曜日、休日、年末年始を除く)
- ・持ち物:個人番号カード交付申請書、本人確認書類、通知カード(紛失している方は不要)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

**➡ 受取について**

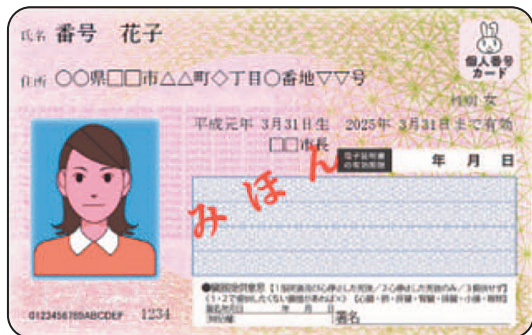
マイナンバーカードの準備ができ次第、市役所から「交付通知書」をお送りします。必要事項を記入し、電話又はインターネットで受取予約をしてください。

受取の際に必要な持ち物は、「交付通知書」に同封している書類で案内します。

**➡ マイナンバーカードでできること**

- ・公的な本人確認書類として利用できます。
- ・コンビニなどで住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・(非)課税証明書を取得できます。
- ・健康保険証として利用できます。
- ・インターネットによる各種行政手続(e-Taxなどの各種電子申請、マイナポータルへのログインなど)ができます。

マイナンバーカード(表)



マイナンバーカード(裏)



**パスポート(旅券)の申請・交付**

**問** 新座市パスポートセンター ☎048(424)9166

新座市に住民登録がある方の旅券(パスポート)の申請・交付は、原則として新座市パスポートセンターをご利用ください。

**➡ 申請に必要なもの(旅券発給申請の場合)**

一般旅券発給申請書(1通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10年有効旅券と、5年有効旅券で申請書が異なります。</li> <li>・未成年者(18歳未満)は、5年有効旅券のみの申請です。</li> <li>・申請書及び旅券の申請案内は、市パスポートセンター及び各出張所で配布しています(書式は全国共通)。</li> </ul>
戸籍謄本(1通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の記載内容で提出前6か月以内に発行されたものがが必要です(改製原戸籍、戸籍の附票は不可)。</li> <li>・有効旅券をお持ちの方で、氏名・本籍(都道府県名)に変更がない方は省略できます。</li> <li>・同一戸籍内にある2人以上の方が同時に旅券を申請する場合は、戸籍謄本(全部事項証明書)1通とすることができます。</li> </ul>
写真(1枚)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書に貼らずにお持ちください。</li> <li>・カラー、白黒いずれも可です。</li> <li>・ふちなしで左図の各寸法を満たしたものがが必要です。</li> <li>・無帽、無背景、影がないもので、提出前6か月以内に撮影したものがが必要です。</li> <li>・写真は機械処理するため、規格外あるいは不適当な場合は撮り直しをお願いすることがあります。詳しくは、申請案内又は外務省のホームページをご覧ください。</li> </ul>
本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効な原本をお持ちください。</li> <li>・中学生以下の子どもの本人確認書類は、下記の「①次のうち、1点」がない場合、次のいずれかの組み合わせで書類を提示してください。</li> <li>・本人の健康保険証と学生証(写真付きのもの)</li> <li>・本人の健康保険証と子ども医療費受給資格証(中学生以下に限る)</li> <li>※これらがそろわない場合、本人の健康保険証と法定代理人の本人確認書類(運転免許証、旅券など)でも構いません</li> <li>・代理人が申請書を提出する場合は、申請者本人と代理人の方それぞれの確認書類が必要です。</li> <li>①次のうち、1点 <ul style="list-style-type: none"> <li>日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む)、運転免許証、個人番号カード、写真付き住基カード、海技免状、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、偽造防止・写真付き身体障がい者手帳など</li> </ul> </li> <li>②①がない場合は、次のうち2点※(イ+ロ)又は(イ+イ)。(ロ+ロ)は不可 <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ)健康保険証、国民健康保険証、船員保険証、介護保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、国民年金手帳(証書)、厚生年金手帳(証書)、船員保険年金手帳(証書)、共済年金証書、恩給証書、印鑑登録証明書+実印(印鑑登録カードは不可)</li> <li>(ロ)・学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書のうち、写真が貼ってあるもの。</li> <li>・有効期間の切れた日本国旅券(失効後6か月以上のもので、本人確認できるもの)。</li> </ul> </li> </ul>
前回取得した旅券	失効している場合でもお持ちください。



## ➡ 受付時間

申請	月曜～金曜日	午前9時～午後4時30分
交付(受取)	月曜～金曜日	午前8時30分～午後4時30分
	日曜日 (第1日曜日、第3土曜日に続く日曜日及び第5日曜日を除く)	午前8時30分～正午

※土曜日、休日、年末年始(12月28日～1月3日)は休業します。ただし、祝日が日曜日と重なる場合(年末年始を除く)は交付業務を行います

## ➡ 申請から交付までの期間

新規・切替申請は、申請日から6日目以降に交付します。なお、土曜・日曜日、休日、年末年始(12月29日～1月3日)は日数から除きます。

## ➡ 代理人による申請書の提出

申請書は代理人でも提出できます。申請書には、必ず申請者本人が記入しなければならない項目があります。詳しくは、市パスポートセンターへお問い合わせください。

## ➡ 手数料

パスポートの受取の際、手数料を納付してください。

申請区分	手数料
10年有効旅券	16,000円
5年有効旅券	11,000円
※12歳未満	6,000円

※年齢は誕生日の前日に1歳加算されます。手数料の減額措置は、12回目の誕生日の前々日までに申請を行った方に適用されます。旅券の発行後、6か月以内に受領せずに同旅券が失効した場合、失効後5年以内に新たに旅券を申請する際は、手数料が通常より高くなります

## ➡ パスポートの交付(受取)には本人がお越しく下さい

年齢に関係なく、パスポート受領証(申請時にお渡しします)を持参の上、必ず本人が受取に来てください。家族や代理人による受取はできません。

## ➡ パスポートを紛失・焼失などした場合は

有効期間中の旅券を紛失・焼失などした場合は、速やかに届け出る必要があります。届出には、写真1枚(44ページの規格)が必要です。また、紛失・焼失を証明する書類が必要になる場合があります。代理提出はできません。

なお、紛失・焼失などの届出と同時に、新規旅券を申請できます。この場合、写真(44ページの規格)が2枚必要です。

詳しくは、市パスポートセンターへお問い合わせください。

## ➡ 次の場合は市パスポートセンターへお問い合わせください

- ・パスポートに記載した氏名や本籍に変更があったとき(ただし、都道府県名に変更がない方や住所変更は、パスポートに関する手続の必要はありません)
- ・パスポートの査証欄の余白が少なくなったとき



Niiza City  
Photo Gallery







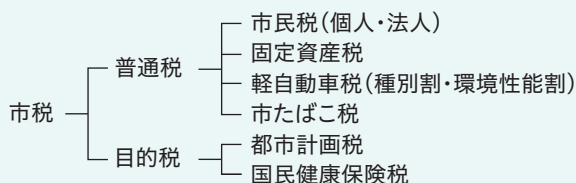
# 税金・年金・保険

## 税金

### 市税のしくみ

問 課税課(市民税など) ☎048(477)1118  
(資産税など) ☎048(481)6791

私たちが住みよい環境の中で生活するために、市税の果たす役割は重要です。市税は、次のような仕組みになっています。



### 個人市民税

問 課税課(市民税など)

➡ **納める方** 毎年1月1日現在、市内に住所のある方や事務所・事業所又は家屋敷を有する方

➡ **市に申告が必要な方** 市内に住所がある方

※所得税の確定申告をする方、給与所得のみで給与支払報告書が勤務先から市役所に提出される方、公的年金収入のみの方などは、申告の必要はありません

### 法人市民税

問 課税課(市民税など)

➡ **納める法人**

市内に事務所又は事業所などを有する法人。事業年度終了の日から2か月以内に申告をして納めます。

### 固定資産税

問 課税課(資産税など)

➡ **納める方** 毎年1月1日現在、市内に土地や家屋、償却資産を所有している方

※1月1日に所有者であれば、1月2日以降に他の方に売却しても、その年度は納税義務者となります

### 軽自動車税

問 課税課(市民税など)

#### 種別割

➡ **納める方**

毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車又は二輪の小型自動車を所有している方

➡ **申告**

取得した場合や所有しなくなった場合には、登録又は廃車の手続きが必要です。市外に転出する場合には、廃車又は住所変更の手続きをしてください。

#### 環境性能割

軽自動車の購入時に、燃費性能などに応じて課税されます。当面の間、賦課徴収は県が行います。詳しくは、県ホームページなどをご覧ください。

### 都市計画税

問 課税課(資産税など)

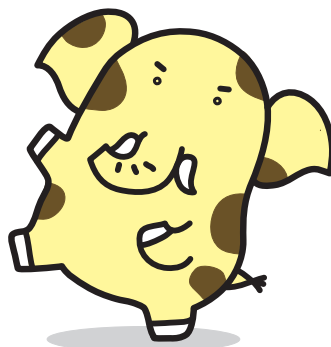
➡ **納める方**

毎年1月1日現在、市内の市街化区域内に所在する土地、家屋を所有している方

※1月1日に所有者であれば、1月2日以降に他の方に売却しても、その年度は納税義務者となります

### 国民健康保険税

国民健康保険税については、51ページをご覧ください。



## 市税の納付方法

### ➡ 納付書

納付書裏面に記載されている市役所(納税課)、各出張所、金融機関、コンビニエンスストア(バーコードが印刷されているものに限る)で納付できます。

### ➡ 口座振替

指定された金融機関の預貯金口座から自動引き落としにより、納付できます。申込用紙又は納税通知書に添付されている口座振替依頼書により、納税課又は金融機関にお申し込みください。申込用紙は、納税課、各出張所、市内金融機関にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

なお、納税課窓口では、口座届出印を持参していない場合でもキャッシュカード(一部の金融機関を除く)で申し込むことができます。

### ➡ スマートフォン決済アプリ

納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンなどのカメラ機能で読み取ることで納付できます。(対応アプリ: PayPay、LINE Pay、Pay B)

### ➡ クレジットカード、インターネットバンキング

パソコン又はスマートフォンから納付サイトにアクセスし、必要事項を入力することで納付できます。  
※別途決済手数料がかかります

### ➡ 地方税共通納税システム

スマートフォンやパソコンから電子納税できる仕組みです。納付書に印刷された二次元コードを利用することで納付できます。

※決済手段によって、別途手数料がかかります  
※詳しくは、市ホームページをご覧ください

## 市税の納付は納期内に

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額(※)に下表の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間も、365日当たりの割合です。

※1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます

### ➡ 延滞金の割合

納付日	納期限	平成25年12月31日まで	平成26年1月2日以降
納期限の翌日から1月を経過する日まで		商業手形の基準割引率+4%又は7.3%のいずれか低い方	〈(平均貸付割合+1%)+1%〉又は7.3%のいずれか低い方
上記期日の翌日以降		14.6%	〈(平均貸付割合+1%)+7.3%〉又は14.6%のいずれか低い方

### ➡ 市税の納期

税別	月別	市税の納付月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人市・県民税(普通徴収)				1期		2期		3期			4期		
固定資産税 都市計画税			1期		2期				3期		4期		
軽自動車税(種別割)			全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		

※納期限は、各納期の月末(月末が土曜・日曜日、祝日の場合はその翌日)です

※年金受給者の方で、市・県民税及び国民健康保険税の特別徴収の方は、偶数月の受給の際に、年金受給額から差し引かれます

## 納税が困難な方は

問 課税課(市民税など) ☎048(423)9200 課税課(資産税など) ☎048(481)6791 納税課 ☎048(477)1852

## 減免制度

問 課税課

災害など特別な事情で納税が困難となった方のために、減免の制度があります。納期未到来で未納のものが対象で、申請は納期限までです。この制度を受けられる方は次のとおりです。

- ①生活保護法の規定による保護を受ける方(市民税・固定資産税)
- ②その年の所得が皆無となったために生活が著しく困難となった方又はこれに準じると認められる方(市民税)
- ③学生又は生徒で、納税が困難と認められる方(市民税)
- ④災害などにより著しく固定資産に被害を受けた方(固定資産税)
- ⑤公益のために無償で直接専用する固定資産を所有している方(固定資産税)
- ⑥そのほか、特別の事由がある方(市民税・固定資産税)

## 納税猶予制度

問 納税課

市税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。一時に納付することが困難な理由がある場合などに、猶予の申請を行うことにより、原則1年以内の期間に限り、納税や差押え・財産の換価(売却)などの猶予が認められる場合があります。

### ➡ 徴収猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって市税を一時に納付することができないと認められる場合に、申請に基づいて納税が猶予される制度です。猶予が認められると、猶予期間中の分割納付が認められるとともに、猶予期間中の延滞金の一部又は全部が免除され、新たな財産の差押えが猶予されます。

### ➡ 換価の猶予

市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合などに、申請に基づいて差押財産の換価(売却)が猶予される制度です。猶予が認められると、猶予期間中に分割で納付することとなり、猶予期間中の延滞金の一部が免除され、既に差押えを受けている財産の換価(売却)が猶予されます。

### ➡ 猶予の申請手続

申請には所定の書類が必要です。必要書類の提出後、提出された書類の内容を審査し、猶予の許可又は不許可を通知します。

## 市税の休日・夜間納付、納税相談窓口

問 納税課

市税の納付でお困りの方のために、休日・夜間の市税納付窓口及び納税相談窓口を開設しています。詳しくは、35ページをご覧ください。

# 国民年金

## 国民年金制度の概要

問 国保年金課 ☎048(424)9612

## 国民年金に加入する方

### ➡ 必ず加入する方

国民年金は「全ての国民に共通の基礎年金を支給する制度」で、日本国内に住所がある20歳以上65歳未満の方は、加入しなければなりません。

### ➡ 任意加入できる方 ※厚生年金加入中の方を除く

- ①日本に住所のある60歳以上65歳未満の方(ただし、老齢基礎年金の受給権を満たしていない昭和40年4月1日以前に生まれた方は、特例で70歳まで加入できます)
- ②海外に在住する日本人で、20歳以上65歳未満の方

### ➡ 加入者(被保険者)は3種類

種別	職業など	保険料	届出先
第1号被保険者	自営業、学生など	月額16,520円(令和5年度)、月額16,980円(令和6年度)	国保年金課
第2号被保険者	厚生年金、共済組合に加入している本人	給料から天引き	勤務先
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている、20～60歳の配偶者	第2号被保険者の制度が負担するため、個人で納める必要はありません。	配偶者の勤務先

## 保険料免除制度・納付猶予制度

### ➡ 保険料免除制度

経済的な理由などで保険料の納付が困難なときは、申請して承認されると保険料の全額又は一部の納付が免除されます(申請者本人・申請者の配偶者・世帯主の前年の所得に応じて、保険料の全額・4分の3・半額・4分の1が免除となります)。ただし、免除を受けると将来受け取る年金額が、一定の割合で減額されます。

### ➡ 納付猶予制度

30歳未満の第1号被保険者の方で、本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。この期間は老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。なお、平成28年7月1日～令和12年6月末までの期間に限り、対象者が「30歳未満」から「50歳未満」へ拡大されます。

### ➡ 学生納付特例制度

学生本人の前年の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。この期間は老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

## 国民年金に関する届出

問 国保年金課 ☎048(424)9612

### ➔ 届出の内容と必要なものなど

届出の内容	必要なものなど	
	共通	そのほか
第2号・3号→第1号	・マイナンバーの分かるもの 又は年金手帳 ・本人確認できるもの	離職票、退職証明書又は社会保険資格喪失証明書など離職日や資格喪失日が確認できるものをお持ちの上、国保年金課までお越しください。
第1号・2号→第3号		配偶者である第2号被保険者の勤務先に届け出てください。
第1号被保険者の死亡		お問い合わせください。
付加保険料の加入・脱退		第1号被保険者のみ手続き
保険料の免除		お問い合わせください。
基礎年金番号通知書再交付		お問い合わせください。
年金請求(第1号のみ)		市役所で年金の受給請求ができるのは、第1号被保険者のみ加入していた方です。過去に第2号・3号被保険者に加入したことのある方は、年金事務所で請求してください。

※上表以外にも書類が必要な場合がありますので、国保年金課へお問い合わせください

※管轄の年金事務所は「川越年金事務所☎049(242)2657」です

## 国民年金の支給

問 国保年金課 ☎048(424)9612

### ➔ 基礎給付

種類	概要
老齢基礎年金	保険料納付済期間・免除期間及び合算対象期間を合わせて10年以上ある方が、65歳に達したときに支給されます。
障害基礎年金	国民年金加入中や20歳前に病気やけがによって、国民年金法で定められた障がい等級の2級以上に該当する場合に支給されます。ただし、一定の納付要件があります。
遺族基礎年金	国民年金加入中や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた「子のある妻」、「子のある夫」又は「子」に支給されます。

### ➔ 独自給付

種類	概要
付加年金	月々の定額保険料に、月額400円の付加保険料を追加して納めると、将来、老齢基礎年金に付加年金が加算されます。
寡婦年金	保険料納付済期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫が年金を受けないで死亡したとき、10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの期間、支給されます。
死亡一時金	保険料を3年以上納めた方が、年金を受けないで死亡し、その遺族が遺族基礎年金も受けられない場合に、死亡した方の保険料を納めた期間に応じて、一時金が支給されます。

## 国民健康保険

### 国民健康保険に加入する方(被保険者)

問 国保年金課 ☎048(424)4867

国民健康保険は職場の健康保険に加入している方や生活保護を受けている方、75歳(一定の障がいのある方は65歳)以上の方を除き、全ての方が加入しなければなりません。

主に農業、個人事業などを営む方とその家族が対象になります。

### 国民健康保険に関する届出

問 国保年金課 ☎048(424)4867

世帯主は、世帯員に次のような異動があったときは、14日以内に必ず届け出てください。

異動事由	必要なもの
転入したとき	本人確認できるもの
会社などを退職し、国民健康保険に加入するとき	本人確認できるもの、退職証明書又は社会保険などの資格喪失証明書
子どもが生まれたとき	本人確認できるもの
生活保護法の適用を受けなくなったとき	本人確認できるもの、保護廃止の分かる証明書
扶養を抜けたとき	本人確認できるもの、社会保険などの資格喪失証明書

※同居の家族以外の代理人が届出をする場合、上記書類のほか、委任状が必要です



国民健康保険をやめるとき	転出するとき	国保被保険者証
	会社などの健康保険に加入したとき	国保被保険者証、勤務先の健康保険証(未交付のときは証明できるもの)
	死亡したとき	国保被保険者証、事実を証明する書類 (新座市に死亡届を出している場合は必要ありません)
	生活保護法の適用を受けたとき (届出が不要な場合があります)	国保被保険者証、保護開始の分かる証明書
その他	住所、世帯主、氏名、続柄などが変わったとき	国保被保険者証
	保険証を破損又は紛失し、再交付を受けるとき	本人確認できるもの(破損の場合は、破損した国保被保険者証も持参)
	修学のため市外に転出するとき	国保被保険者証、在学証明書又は学生証
	医療費の支払が高額になる場合 (「限度額適用認定証」を交付します)	国保被保険者証(保険税を滞納している方は交付できません)

※本人確認できるものとは、来庁者のマイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど公的機関発行の写真入り証明書のことです。なお、いずれの場合も有効期限内のものに限ります

※国民健康保険の各種手続にはマイナンバーの記入が必要です。「マイナンバーカード」又は「通知カード」をお持ちください

※外国籍の方は、上記書類のほか、パスポート、在留カードなどが必要です

## 国民健康保険の給付

**問 国保年金課 療養費・海外療養費・移送費 ☎048(423)3035 / 高額療養費・高額介護合算 ☎048(423)3622  
出産一時金・葬祭費 ☎048(477)1119**

### ➡ 給付の種類と条件

区分	こんなとき	申請に必要なもの
療養費	やむを得ない事情で被保険者証を使わずに医師にかかったとき (真にやむを得ない事情かどうかを審査した上で支給します)	領収書、診療報酬明細書(レセプト)、保険証、世帯主の口座が分かるもの
	輸血のための生血代がかかったとき	保険医の同意書、領収書、輸血用生血液受領証明書、保険証、世帯主の口座が分かるもの
	補装具(コルセット、弾性ストッキングなど)を作ったとき	費用の明細が分かる領収書、証明書(保険医の承認が必要)、靴型装具は当該装具の写真)、保険証、世帯主の口座が分かるもの
	はり・きゅう、マッサージの施術を受けたとき	保険医の同意書(柔道整復師の施術を受ける場合は不要)、施術料金領収明細書、保険証、世帯主の口座が分かるもの ※1
	9歳未満の小児が弱視などの治療用眼鏡などを作ったとき	保険医の同意書、検査結果、領収書、保険証、世帯主の口座が分かるもの
海外療養費	国民健康保険加入者が海外渡航中に、負傷したときや病気にかかったとき(帰国後に療養費の支給申請をすること)	医師の診療明細書、領収書、保険証、世帯主の口座が分かるもの、パスポート ※医師の診療明細書及び領収書が外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文(翻訳文には、翻訳者の住所・氏名を記載、費用は被保険者の負担)が必要です
移送費	療養の原因である病気・けがにより移動が困難であり、緊急時やそのほかやむを得ない場合に移送されたとき	保険医の意見書、領収書、保険証、世帯主の口座が分かるもの
高額療養費	医療機関の窓口で支払った1か月の医療費が自己負担限度額を超えたとき	高額療養費支給申請書、領収書、保険証又はマイナンバーカード、世帯主の口座が分かるもの
高額介護合算療養費	医療機関にかかったときの自己負担額と、介護保険のサービスを利用したときの自己負担額を合算して年額の限度額を超えたとき	高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
出産育児一時金	出産したとき (妊娠85日以上の子を産む。50万円)	保険証、世帯主の口座が分かるもの、医療機関などと交わした直接支払制度の利用の文書、医療機関などから交付される出産費用の内訳が記載された領収書・明細書、流産・死産の場合は医師の証明書 ※海外で出産した方はお問い合わせください
葬祭費	加入者が亡くなったとき (火葬のみの場合でも支給対象。5万円)	保険証、葬祭執行人の口座が分かるもの ※葬祭執行人であることが分かる葬儀の領収書が必要な場合があります

・世帯主以外の口座に振込みをする場合、世帯主からの委任状が必要となります。

・詳しくはお問い合わせください。交通事故など、第三者の行為によって受けた傷病で、国民健康保険での診療を受けるときはご連絡ください。

※1 初療の日から1年以上経過していて、1か月間の施術を受けた回数が16回以上の方は、施術者に1年以上・月16回以上の施術を行った継続理由・状態記入書の記入を受け、申請書に添付してください

保険税は、医療給付費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分(40歳以上65歳未満)を合算して計算し、加入した月の分からやめた月の前月分までを世帯主の方に納めていただきます。

県が財政運営の主体となり、制度の安定化を図っています。国民健康保険の運営にかかる費用は県に納付しますが、保険税は大切な財源ですので、納期限内に納めましょう。納付には納め忘れのない口座振替が便利です。

## 年金からの引き落とし

国民健康保険に加入する65歳から74歳までの世帯主で、次の①②③に当てはまる方は、原則として世帯主の方の年金から保険税をあらかじめ差し引く特別徴収で納めていただきます(年金からの特別徴収ではなく、「口座振替」による支払も選択できます)。①世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満である場合、②特別徴収の対象となる年金額(基礎年金額など)の年額が18万円以上である場合、③国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が年金額(基礎年金額など)の2分の1を超えない場合

# 国民健康保険税の軽減措置

## 前年の所得金額による軽減措置

国民健康保険税には、前年中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合に、国民健康保険税の「均等割額」と「平等割額」を7割、5割、2割に減額し、負担を軽くする軽減制度があります。所得の申告をすることで減額になる場合がありますので、収入の有無にかかわらず所得の申告をしてください(給与支払報告書が勤務先から市役所に提出される方、公的年金支払報告書が日本年金機構などから市役所に提出される方は、申告不要です)。なお、軽減措置を受けるための申請手続は不要です。

## 未就学児の均等割の軽減措置

世帯内に未就学児(満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(小学校入学前))がいる場合は、未就学児に係る均等割額を5割軽減します。上記「前年の所得金額による軽減措置」が適用されている未就学児は、残りの負担額の5割分が更に軽減されます。この軽減措置を受けるための申請手続は不要です。

## 失業に伴う保険税の軽減措置

国民健康保険の被保険者の方が、勤務先の倒産・解雇や病気などの理由により、やむを得ず離職した場合、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間(最長で2年度分)、前年中の給与所得を100分の30として保険税の算定を行います。また、高額療養費及び高額介護合算療養費の所得区分判定も、保険税と同様の軽減措置を行います。

### ➔ 対象

職場の健康保険から新たに国民健康保険に加入した方又は以前から国民健康保険に継続して加入している方で、勤務先の倒産・解雇や病気などの理由により離職し、失業時点で65歳未満である雇用保険の受給資格者のうち「特定受給資格者」又は「特定理由離職者」である方(離職理由コードが次に該当する方)。

軽減の適用を受ける場合は、軽減申告書の提出が必要です。「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険受給資格通知」(※)をお持ちの上、国保年金課へ届け出てください。

### ➔ 離職者区分と離職理由コード

離職者区分	離職理由コード
特定受給資格者	11、12、21、22、31、32
特定理由離職者	23、33、34

※雇用保険の受給資格決定後に、公共職業安定所(ハローワーク)から本人に交付されます。離職年月日や離職理由コードなどが記載されています

## 後期高齢者医療制度への移行に伴う経過措置

### ➔ 特定同一世帯所属者(※1)がいる世帯の経過措置

- ①国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行により、世帯の国民健康保険被保険者が減少しても、国民健康保険から移行した特定同一世帯所属者の所得及び人数も含めて軽減判定を行い、従前と同様の軽減措置が受けられます。
- ②国民健康保険被保険者が1人となる世帯は、後期高齢者医療制度へ移行した月から平等割が5年間は2分の1軽減、その後3年間は4分の1軽減されます。

### ➔ 旧被扶養者(※2)の経過措置

- 申請により、次の措置が受けられます。
- ①旧被扶養者に係る所得割・資産割は、当分の間、所得・資産の額にかかわらず賦課されません。
  - ②旧被扶養者に係る被保険者1人当たりで賦課される均等割が2年間半額になります(7割・5割軽減対象者を除く)。
  - ③旧被扶養者のみで構成される世帯は、平等割が2年間半額になります(7割・5割軽減対象者を除く)。

※1 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方

※2 被用者保険から後期高齢者医療制度へ移行することにより、被用者保険の被扶養者から国民健康保険被保険者となった65歳以上の方

## 国民健康保険税の減免

問 国保年金課 ☎048(424)4867

災害などの特別な事情により納付が困難になったときは、分割納付や納税猶予、減免などが受けられる場合があります。

## 特定健康診査・特定保健指導

問 国保年金課 ☎048(424)4853

40歳から74歳までの市国民健康保険に加入中の方向けに、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した生活習慣病予防のための「特定健康診査・特定保健指導」を実施しています。個別特定健診や総合健診(がん検診とのセット健診)、人間ドック検診、市の健診を受けない方への助成制度がありますので、いずれか1つを選んでご利用ください。

➡ **対象** 市国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方(今年度中に40歳になる方も含む)

※対象者には、案内と特定健康診査受診券を送付します

➡ **実施期間** 7月1日～12月31日 ※各医療機関の診療日に限る

➡ **検査項目** 53ページを参照してください

➡ **自己負担額** 無料

➡ **申込み** 直接、実施医療機関に確認し、「特定健康診査受診券」と「市国民健康保険被保険者証」をお持ちの上、受診してください

※健診後、「動機付け支援」及び「積極的支援」の対象者には、特定保健指導の案内が市(国保年金課又は委託業者)から送付され、生活習慣の改善に向けて専門のスタッフによる支援が無料で受けられます

※個別特定健診、総合健診、人間ドック検診、市の健診を受けない方への助成制度のいずれか1つのみ受診できます

※年度途中の加入者は、お問い合わせください

※転出や社会保険などの加入により、市国民健康保険の資格を喪失された場合は、受診できません

※届出日にかかわらず、転出日及び社会保険などの加入日当日から対象外となります。社会保険などに加入予定の方は、加入日を会社などに必ず確認の上、受診してください

※重複しての受診や、国保の資格喪失後に受診した場合は、公費負担分を返金していただきます

※市国民健康保険以外の医療保険(健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合など)に加入されている方及びご家族の方は、加入している各医療保険者にお問い合わせください

## 人間ドック検診

問 国保年金課 ☎048(424)4853

➡ **対象** 次の条件をすべて満たす方

①市国民健康保険に加入している方

②国民健康保険税を完納している世帯主及びその世帯に属する方

③原則として病気治療中でない方(治療中の病気がある方は検査項目が重複する場合がありますので、主治医に検診を受けてよいか確認してください)

④個別特定健診、総合健診、市の健診を受けない方への助成を受けていない方

➡ **実施期間** 7月1日～12月31日 ※各医療機関の診療日に限る

➡ **自己負担額** 10,000円

➡ **申込み** 実施医療機関に電話などで検診の予約をしてから、国保年金課に申込手続をしてください。手続の際には、被保険者証をお持ちください。受診票などを交付します。電子申請でも手続できます。なお、窓口での申込み及び電子申請が難しい方は、早めにお問い合わせください。

※別世帯の代理の方が申請する場合は、委任状をご用意ください

※転出や社会保険などの加入により、市国民健康保険の資格を喪失された場合は、受診できません

※届出日にかかわらず、転出日及び社会保険などの加入日当日から対象外となります。社会保険などに加入予定の方は、加入日を会社などに確認の上、受診してください

※重複しての受診や、国保の資格喪失後に受診した場合は、公費負担分を返金していただきます

実施医療機関は、特定健康診査受診券と同封の案内・市ホームページをご覧ください。国保年金課へお問い合わせください。



➔ 特定健康診査と人間ドック検診の検査項目

特定健康診査の検査項目	人間ドック検診の検査項目 ※特定健診の検査項目に以下を追加
問診：既往歴、自覚症状 医師による診察 身体計測：身長、体重、BMI、腹囲 血圧測定 尿検査：尿蛋白、尿糖、尿潜血 血液検査：脂質（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール） 糖代謝（空腹時血糖又は随時血糖、ヘモグロビンA1c） 肝機能（AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP）） 腎機能（クレアチニン、尿酸、e-GFR） その他（赤血球数、白血球数、色素量、ヘマトクリット値、血小板数） 心電図 眼底検査（実施可能医療機関のみ。医師の判断に基づき実施）	視力 脈拍 尿検査：ウロビリノーゲン 血液検査：総コレステロール、ALP、総蛋白、蛋白分画、LDH、アミラーゼ、CPK、BUN 胸部X線検査 上部消化管検査 （X線検査又は内視鏡検査） 便潜血検査

## 宿泊保養施設

問 国保年金課 ☎048(424)4853

市国民健康保険では、国保加入者の皆さんの健康保持・増進などを目的として保養施設と契約し、利用者には利用料金の一部を補助しています。

➔ **対象** 国民健康保険税を完納している世帯主又はその世帯に属する小学生以上の方

※市国民健康保険加入者以外の方には補助はありませんが、新座市に住居登録がある方は利用券の提示により協定料金で利用できます（協定料金を設けていない施設もありますので、予約時に施設にご確認ください）

### ①保養施設に電話で予約

国保年金課窓口にある保養施設一覧（約300施設、市ホームページにも掲載）から、希望する保養施設に直接、電話で予約してください。その際、埼玉県国民健康保険団体連合会の保養施設宿泊利用共同事業を利用することを必ず伝え、利用料金を確認してください。

### ②国保年金課窓口で交付申請

予約後、「市国民健康保険被保険者証」をお持ちの上、国保年金課の窓口で利用券などの申請をしてください。保養施設宿泊利用券（※1）と保養施設宿泊利用助成券（※2）を交付します。なお、別世帯の代理の方が申請する場合は、委任状をご用意ください。電子申請でも手続できます。

※1 保養施設宿泊利用券により契約料金で宿泊することができます

※2 助成金額 大人（中学生以上） 2,000円  
子供（小学生） 1,000円

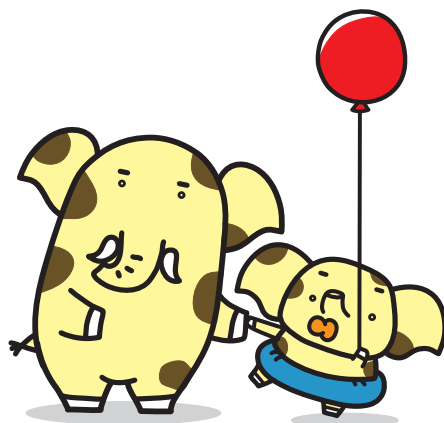
### ③宿泊

保養施設フロントに保養施設宿泊利用券と保養施設宿泊利用助成券を渡してください。

※年度内の保養施設宿泊利用助成券の上限は1人1泊分までです（保養施設宿泊利用券には制限はありません）

※受付開始日は、利用月の前月の1日（土曜・日曜日、祝日を除く）です

※パック旅行など、旅行業者を仲介して利用する場合は、利用できません







# 健康

## 保健センター

問 保健センター ☎048(481)2211

- ➡ 所在地 野火止二丁目9番37号
- ➡ 電話番号 ☎048(481)2211
- ➡ ファックス番号 048(481)2215

- ➡ 開所時間 午前8時30分～午後5時15分  
(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)
- ➡ 交通アクセス 「新座中学校(保健センター・れきしてらす前)」バス停(西武バス・にいバス)前
- ➡ 駐車場 あり(81台)

## 各種検診と健康相談

問 保健センター ☎048(481)2211

市民の健康の保持・増進はもとより、病気の早期発見と予防を図るために、乳児から高齢者まで、予防接種・母子保健・精神保健・成人検診など、各種事業を実施しています。検診・相談・予防接種などの日程は、市ホームページ、健康応援ガイド又は『広報にいざ』をご覧ください。

### ➡ 検診など

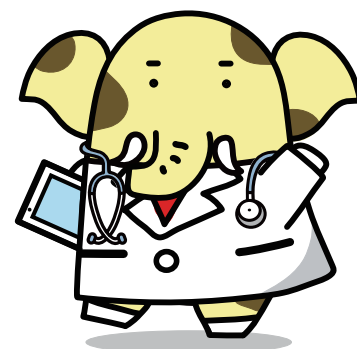
	項目	内容など
成人検診	胃がん検診	問診、胃部エックス線検査又は胃部内視鏡検査
	大腸がん検診	問診、便潜血反応検査(2日法)
	肺がん(結核)検診	問診、胸部エックス線検査、喀痰検査
	乳がん検診	問診、乳房エックス線検査(マンモグラフィ検査)
	子宮頸がん検診	問診、視診、内診、細胞診
	成人歯科検診	歯と歯周病の検診、はみがき指導
	骨粗しょう症検診	問診、骨密度測定(前腕のエックス線検査)
	肝炎ウイルス検診	問診、血液検査(HCV抗体検査・HBs抗原検査)
	30代のからだチェック	身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査
健康教育	ココカラダ・プログラム	若い世代を対象に健康づくりのための講義と運動を実施 ※18歳以上65歳未満の女性の方対象



健康

➡ 相談・その他

項目		内容など
相談	健康相談	心身の健康や栄養に関すること 月曜～金曜日(祝日・年末年始を除く)、午前9時～正午、午後1時～4時30分 ☎048(481)2211、FAX048(481)2215 ※来所・訪問は要予約
	精神保健相談	こころの病気に関する相談(相談員は精神科医師・要予約)
その他	健康手帳の交付	・40歳以上の市民に、保健センター、介護保険課、各出張所などで交付 ・検診の結果を記録するなど自らの健康管理に活用できます。
	献血	16歳から69歳までの健康な方を対象に実施 (ただし、65歳～69歳の方は60歳～64歳の間に献血経験のある方)
	骨髄移植ドナー助成	新座市に住民登録があり、骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了した方に対して、骨髄などの提供に係る通院、入院又は面接の日数(上限7日分)×20,000円を助成
	埼玉県コバトン健康マイレージ	スマートフォンの歩数計機能を使った専用アプリで、ウォーキングを楽しく続けることができます。(県が実施主体)※18歳以上の市内在住・在勤者対象 【問合せ】埼玉県コバトン健康マイレージ事務局 ☎0570(035)810(月曜～土曜日、午前9時～午後5時) ※日曜・祝日・年末年始を除く





# 出産・子育て

## 妊娠・出産

問 保健センター ☎048(481)2211  
こども支援課 ☎048(424)9608

### ➡ 妊娠を望んだら

#### 早期不妊検査費・不育症検査費助成事業

婚姻している夫婦で、どちらか一方が市民であり妻の年齢が43歳未満の方へ、不妊検査費・不育症検査費を助成します(上限額あり)。

### ➡ 妊娠したら

問 保健センター

項目	内容
母子健康手帳の交付	妊娠届出の窓口は、保健センター及びこども支援課です。届出をすると、母子健康手帳が交付されます。また、第1子出産予定で、希望する方には父子手帳を配布しています。
利用者支援事業(母子保健型)	妊娠届出時には、母子保健コーディネーター(助産師など)が面談で、妊娠期からの体調や心配事などの相談をお受けします。妊婦以外の方が届け出た場合は、後日面談します。
妊婦健康診査	母子健康手帳と共に、妊婦健康診査などを公費で受けられる助成券が交付されます。多胎妊娠の方は、追加助成があります。
妊婦健康診査等助成金制度	妊婦健康診査などを委託医療機関及び委託助産院以外で受診された方を対象に自己負担分の一部を助成しています。 ※母子健康手帳交付日以降で妊婦健康診査日より1年以内(限度額あり)
パパママ学級(予約制)	初めてママになる方とその家族を対象に、妊娠中の生活や出産・育児を学ぶ学級です。
産前サポート事業	助産師が自宅などを訪問し、妊娠中の体調の相談支援を行います。





項目	内容
赤ちゃん訪問事業	赤ちゃんが生まれた全ての家庭に、助産師や保健師が訪問して、母子保健サービスの案内と育児や産後の相談をお受けしています(生後4か月を迎える前まで)。お誕生連絡票、出生連絡はがき、電子申請(右の二次元コードから)又は電話でお申し込みください。
産後サポート事業	助産師が自宅などを訪問し、産後の体調や育児などの相談支援を行います。
育児学級(予約制)	生後2~4か月の初めての赤ちゃんを育てている両親とその家族を対象に、育児や離乳食を学ぶ学級です。
乳幼児健診	3~4か月児健診・9~10か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診(対象者に案内を送付します)
そのほかの健診や相談、教室	乳幼児相談を3~4か月健診後の子どもを対象に月1回行っています。 ※予約制 2歳児歯科健診(歯科診察、フッ化物(フッ素)塗布) ※予約制
家庭訪問	保健師などが家庭を訪問して、健康相談・育児相談を行います。
電話相談	育児や心身の健康の相談をお受けします(午前9時~正午、午後1時~4時30分)。



※『広報にいざ』や健康応援ガイドに案内を掲載しています

## 子育て支援ホームヘルパー派遣事業

問 こども支援課

親族などから家事の援助が受けられない出産直後のお母さんと、多胎児を養育する方にホームヘルパーを派遣し、家事の援助を行います(原則有料)。

## 赤ちゃんの駅

問 こども支援課

乳幼児を連れた保護者の方が安心して外出できる環境を整備するため、市内公共施設などのうち、授乳やおむつ替えなどのためのスペースを提供できる施設を「赤ちゃんの駅」として指定しています。

指定施設には、入口付近にフラッグが設置されています。



赤ちゃんの駅フラッグ

## 保育園、認定こども園、保育室、各種保育事業

問 保育課 ☎048(477)2779・☎048(477)6344・☎048(423)2735

保育園、認定こども園(保育利用のみ)、小規模保育施設では、保育を必要とする事由に応じて、保護者に代わって児童の保育にあたっています。保育料は、市が認定した利用区分と家庭の市民税所得割の額によって負担額が異なります(別に延長保育の利用負担があります)。

## 保育施設の利用相談

認可保育園、認定こども園、小規模保育施設、家庭保育室、一時預かりなど、ご家庭の事情と希望に合った保育サービスの情報を紹介します(ただし、施設の空き状況により、案内できない場合もあります)。

## 保育園

### 市内保育所一覧

	施設名	定員	保育年齢
公立	第一保育園	100名	6か月から
	第二保育園	110名	6か月から
	栄保育園	120名	2か月から
	西堀保育園	100名	6か月から
	北野保育園	120名	6か月から
	新座保育園	120名	6か月から
	社会福祉法人など	横田保育園	90名
まきば保育園		60名	8か月から
まきば第二保育園		71名	8か月から
アヤ保育園		120名	6か月から
光保育園		90名	2か月から
山びこ保育園		102名	2か月から
白梅保育園		60名	8か月から
ふえありーている保育園		66名	6か月から
栗原保育園		90名	8か月から
北野の森保育園		90名	2か月から
新堀保育園		60名	8か月から
すぎのこ保育園		120名	8か月から
すこやか保育園		90名	2か月から

	施設名	定員	保育年齢
社会福祉法人など	光第二保育園	100名	2か月から
	妙音沢もみじ保育園	60名	2か月から
	みき保育園	60名	8か月から
	白梅第二保育園	72名	8か月から
	竹の子保育園	60名	6か月から
	かりやなかよし保育園	50名	6か月から
	けやきの森保育園栗原園	70名	生後43日目から
	新座どろんこ保育園	69名	2か月から
	キッド・ステイ新座保育園	100名	3か月から
	みどりの丘の保育園	73名	6か月から
	野火止保育園	75名	8か月から
	音羽の森新座保育園	27名	1歳児から
	まこと保育園	78名	6か月から
	けやきの森保育園栗原第二	70名	生後43日目から
	まなびぐら新座保育園	89名	2か月から
	保育園元気キッズ池田園	96名	6か月から
	はなにこマロン保育園	30名	1歳児から
	元気キッズ新座栗原園	58名	1歳児から

※連絡先は98～99ページをご覧ください

## 認定こども園

### 市内認定こども園一覧

	施設名	定員	保育年齢
私立	第二新座幼稚園 (教育利用3～5歳児、保育利用0～5歳児)	(*保育利用の場合)	
		108名	8か月から

※教育利用の場合の利用方法などは、施設に直接お問い合わせください。保育利用の場合は市への利用申込みが必要です  
※連絡先は98ページをご覧ください

### 市内小規模保育施設一覧

	施設名	所在地	電話番号	定員	保育年齢
私立	こどもの森 志木ルーム	野火止5-17-21	048(482)2224	16名	2か月～2歳児
	元気キッズ 新座園	野火止5-1-19-2階	048(483)2828	16名	6か月～2歳児
	保育ルーム フェリーチェ新座園	野火止8-15-17-1階	048(479)1800	19名	3か月～2歳児
	さつき新座第二保育園	野火止5-3-11	048(483)2345	19名	2か月～2歳児
	志木駅前そらいろ保育園	東北2-26-16-1階	048(424)3969	19名	2か月～2歳児
	ぶりえ	東北1-6-1-2階	048(472)1130	18名	6か月～2歳児
	元気キッズ 新座新堀園	新堀3-11-44	042(494)6261	19名	6か月～2歳児
	オリーブの木保育ルーム	栗原4-10-21	042(439)8586	12名	6か月～2歳児
	新座駅前みさと保育園	野火止5-4-16	048(424)5862	19名	3か月～2歳児
	ちゅうりっぷ園 新堀	新堀3-11-44	042(494)7588	12名	2か月～2歳児
	ぶりえ駅前園	東北2-31-7-1階	048(424)7720	17名	6か月～2歳児
	保育室クローバー	栄2-10-30	048(483)2255	8名	2か月～2歳児
	ラポール	東北2-31-7-2階	048(423)9377	19名	6か月～2歳児
	にいざ馬場保育園	馬場3-11-13-1階	048(483)4972	11名	4か月～2歳児
	ぼっぼ保育園	栗原5-2-6-1階	042(445)0736	12名	2か月～2歳児
	元気キッズ新座栄園	栄4-6-3-2階	048(479)1337	19名	6か月～2歳児
	あそびの保育園	栗原5-15-36	042(455)2043	12名	6か月～2歳児
	ふたば保育ルーム	石神2-2-20-5	048(201)7875	6名	2か月～2歳児
	ラポール栗原園	栗原2-3-35-2階	042(420)1185	15名	6か月～2歳児
	ラポール栗原第2園	栗原2-3-35-2階	042(470)3136	15名	4か月～2歳児
	さつき新座保育園	池田4-1-10	048(483)1890	7名	3か月～2歳児
	正光寺保育園新座石神園	石神1-6-7	042(420)1901	12名	生後57日～2歳児
	すくすく新座栄園	栄3-13-1	048(423)3616	15名	6か月～2歳児
	ル・アンジェ新座志木保育園	東北1-6-14	048(423)2630	12名	2か月～2歳児

## 家庭保育室

保育所とは別に、保護者の就労などにより家庭保育が困難な乳幼児を、家庭的な雰囲気の中で安全に保育している「家庭保育室」があります。

### 市内保育室一覧

施設名	所在地	電話番号	定員	保育年齢
ニコニコ家庭保育室	野火止1-11-9	048(478)2255	7名	8か月～2歳児
ミルキッズ家庭保育室	野火止5-6-24	048(478)9513	6名	2か月～2歳児

### 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労(週3日程度)や傷病、出産、冠婚葬祭、育児を行う方の育児疲れ解消などの理由により、一時的に保育が必要となる場合に利用できます。

- ➡ **利用定員** 1日10名程度
- ➡ **利用料** 1日2,000円程度、半日1,000円程度(保育園によって異なります)
- ➡ **申込み** 直接、各保育園へ
- ➡ **利用時間**(保育園によって異なります)  
月曜～金曜日は午前8時30分～午後4時30分  
土曜日は午前8時30分～正午

### 一時預かり事業実施保育園一覧

施設名	保育年齢	駐車場
栄保育園	1歳～5歳児	あり
すぎのこ保育園	8か月～5歳児	
すこやか保育園	8か月～5歳児	
光保育園	2か月～5歳児	
光第二保育園	2か月～5歳児	
白梅第二保育園	8か月～5歳児	
キッド・ステイ新座保育園	6か月～5歳児	
野火止保育園	8か月～5歳児	
まきば保育園	1歳～5歳児	
けやきの森保育園栗原園	1歳～5歳児	
まきば第二保育園	1歳～5歳児	
山びこ保育園	2か月～5歳児	
ぷりえ(小規模保育施設)	6か月～5歳児	

### 病後児保育事業

市内に住所がある小学3年生までの児童又は市外に住所があり市内の保育所などに通う小学3年生までの児童を対象に、「病気の回復期で集団保育が困難であり、仕事などの事情で保護者が家庭で育児ができない」ときに、一時的に子どもをお預かりする事業を行っています。

#### 実施保育所

- ・すこやか保育園  
(野火止4-14-12 ☎048(480)5570)  
8か月～小学3年生
- ・オリーブの木保育ルーム  
(栗原4-10-21 ☎042(439)8586)  
10か月～小学3年生

- ➡ **利用日** 月曜～金曜日
- ➡ **利用料** 1日2,000円  
※事前の医師の診断料・文書料は別途負担
- ➡ **利用日** 日曜日、祝日(12月29日～1月3日を除く)
- ➡ **利用時間** 午前8時30分～午後5時

## 放課後児童保育室

市内に住所がある就学児童のうち、保護者の就労などにより家庭が常時留守になっている児童を対象に保育します。保育料は、世帯の市民税所得割額によって負担額が異なります。

- ➡ **保育年齢** 原則、小学1～4年生
- ➡ **利用時間** 平日 放課後～午後7時(夏休みなどの休校期間中は午前8時～午後7時)  
土曜日 午前8時～午後6時
- ➡ **閉室日** 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

### 放課後保育室一覧

施設名	施設名
大和田放課後児童保育室	新堀放課後児童保育室
西堀放課後児童保育室	東野放課後児童保育室
片山放課後児童保育室	石神放課後児童保育室
第四放課後児童保育室	栄放課後児童保育室
八石放課後児童保育室	新開放課後児童保育室
東北放課後児童保育室	栗原放課後児童保育室
野火止放課後児童保育室	陣屋放課後児童保育室
野寺放課後児童保育室	新座放課後児童保育室
池田放課後児童保育室	

※連絡先は99ページをご覧ください

## 地域で子育て・子育て相談事業

問 こども支援課 ☎048(424)9608・☎048(477)2865

### 地域子育て支援センター

主に乳幼児を子育て中の方を対象に、親子の交流、学習機会の提供、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの支援などを行います。

#### ➡ 地域子育て支援センター一覧

施設名
地域子育て支援センター「るーえん」
地域子育て支援センター「グラン・マ」
地域子育て支援センター「山ゆり」
地域子育て支援センター「つぼみ」
地域子育て支援センター「りんご」
地域子育て支援センター「いちご」
地域子育て支援センター「あすなる」
地域子育て支援センター「どんぐり」
地域子育て支援センター「セサミ」
地域子育て支援センター「ぶんぶん」
地域子育て支援センター「のびのび」

※連絡先は99ページをご覧ください

### ひとり親家庭等相談

ひとり親家庭などへの資金の貸付けや様々な制度の紹介、暮らしの相談に応じています。

### 子育て支援コーディネーター

地域の中で、子育ての困りごとや疑問に対して相談や情報提供を行う子育て支援コーディネーターを、地域子育て支援センター「つぼみ」、「セサミ」及び「るーえん」に配置しています。

保健センターなどと連携して、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、子育てをサポートします。

### ファミリー・サポート・センター

育児(0歳～小学6年生)の援助が必要な方(利用会員)と育児の援助を提供できる方(協力会員:報酬は1時間700円から)からなる会員組織で、相互援助活動を行う取組です。

### 家庭児童相談

おおむね0歳から18歳までの子どもの子育て中に起こる様々な悩みごとなどの相談に応じています。

## 子育て支援・助成制度

問 保育課 ☎048(477)2779 こども給付課 ☎048(477)2737  
保健センター ☎048(481)2211 こども支援課 ☎048(424)9608

#### ➡ 子育てに関する支援・助成制度

名称	内容	問合せ
多様な集団活動事業利用支援補助金	幼児教育・保育の無償化の対象とならない幼稚園類似施設に通う満3歳から5歳までの園児の保護者に、保育料の一部を補助します。	保育課
児童手当	中学校3年生までの児童を養育する方に支給します。所得制限あり。	こども給付課
児童扶養手当	18歳になる年の年度末まで(一定以上の障がいがある場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり親等に支給します。所得制限あり。	
こども医療費	いずれかの健康保険に加入している、満15歳(入院のみ満18歳)になる年の年度末までの児童に係る医療費(保険診療の一部負担金)を助成します。	
ひとり親家庭等医療費助成	18歳になる年の年度末まで(一定以上の障がいがある場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭などに係る医療費(保険診療の一部負担金)を助成します。所得制限及び一部自己負担あり。	保健センター
未熟児養育医療給付	出生時の体重が2,000g以下又は生活力が弱く、医師が入院養育の必要があると認め、指定医療機関に入院している未熟児に医療の給付をします。※確認事項があるため、申請前にお問い合わせください	
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金等事業	就労のために「教育訓練講座」を受講した児童扶養手当を受けている、又は同様の所得水準にあるひとり親家庭の母若しくは父に対し、講座修了後に受講料の一部を支給します。※受講前に申請が必要です。ご相談ください	こども支援課
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父が、看護師、介護福祉士など対象となる資格を取得するために1年以上のカリキュラムを実施する養成機関に通学する場合、生活の安定を図るため月々訓練促進給付金を支給します。また、修了時には修了支援給付金を支給します。※所得制限などの受給要件があります	
ひとり親自立支援プログラム策定事業	資格取得や就労希望のある児童扶養手当受給中のひとり親家庭の母又は父に対し、自立支援計画に沿って、ハローワークと連携するなど自立支援を行います。	
パパ・ママ応援ショップ事業	18歳までのお子さん又は妊娠中の方がいる家庭が、「優待カード」を協賛店舗に提示すると、店舗側が独自に定めた特典サービスが受けられる優待制度です。※18歳に達した日の属する年度末が有効期限	



## 児童センター

問 児童センター ☎048(479)8822  
福祉の里児童センター ☎048(481)6477

### 児童センター

- ➡ 所在地 本多一丁目3番10号
- ➡ 電話番号 ☎048(479)8822
- ➡ ファックス番号 048(479)2646
- ➡ 利用時間 午前9時～午後6時  
〈午後5時～6時は中高生タイム(小学生は午後5時まで)〉
- ➡ 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日も休館)、祝日(こどもの日は除く)、年末年始(12月29日～1月3日)
- ➡ 駐車場 あり(29台)
- ➡ 交通アクセス  
・「新座市児童センター前」バス停(西武バス)、「児童センター」(にいバス)下車すぐ  
・「本多一丁目」バス停(西武バス)下車徒歩3分

#### 施設の概要

1階	ロビー、飲食スペース、パソコンコーナー、図書コーナー、学びの部屋、アトリエゆう、プレイルーム(クライミングウォール)、みんなの部屋
2階	星のシアター(プラネタリウム)、ロビー、ちびっこルーム、汽車コーナー、地域子育て支援センター「セサミ」
屋外	こども横丁、ぐるぐる広場(バスケットゴール、プレイボード)、砂場、キャンプ場(炊飯場、かまど、キャンプファイア場、あずまや)

### 福祉の里児童センター

- ➡ 所在地 新塚一丁目4番5号(福祉の里3階)
- ➡ 電話番号 ☎048(481)6477
- ➡ ファックス番号 048(481)6145
- ➡ 利用時間 午前9時30分～午後6時  
〈午後5時～6時は中高生タイム(小学生以下は午後5時まで)〉
- ➡ 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日も休館)、祝日(こどもの日は除く)、年末年始(12月29日～1月3日)
- ➡ 駐車場 あり(69台)  
※栄公民館、福祉の里、こぶしの森と共用
- ➡ 交通アクセス  
・「栄公民館前」バス停(西武バス、にいバス)下車すぐ  
・「新座総合技術高校」バス停(西武バス)下車徒歩3分

#### 施設の概要

ロビー、飲食スペース、パソコンコーナー、ごろごろ図書室、ちびっこ一む、プレイルーム、クラフトスタジオ、遊学の一むなど

## 児童発達支援センター(アシタエール)

問 児童発達支援センター ☎048(485)9783

障がい児に対し、児童発達支援を行うとともに、心身の発達に遅れ又はその心配があると思われる児童及び保護者への支援を行っています。

### 児童発達支援事業(通園)

日常生活の基本的動作の支援や、集団生活に適應できるように年齢別クラスで療育を行います。

### 保育所等訪問支援事業

子どもが通っている保育園・幼稚園などにスタッフが訪問し、様々な相談・療育支援を定期的に行います。

### 地域支援事業

生活面(食事、睡眠など)、運動面、遊び、言葉など、子どもの発達や成長に関する様々な相談をお受けしています(相談専用電話番号☎048(485)8921)。

- ➡ 所在地 堀ノ内二丁目3番47号
- ➡ 電話番号 ☎048(485)9783
- ➡ ファックス番号 048(485)9784
- ➡ 開所時間 午前8時30分～午後5時  
(相談時間は午前9時～11時30分、午後0時30分～4時30分)
- ➡ 休所日 土曜・日曜日、祝日、年末年始
- ➡ 交通アクセス  
・「福祉センター入口」バス停(西武バス)下車徒歩7分  
・「老人福祉センター」バス停(にいバス)下車すぐ
- ➡ 駐車場 あり(19台)



# 高齢者福祉・介護

## 後期高齢者医療制度

問 長寿はつらつ課 ☎048(424)9610

### 後期高齢者医療制度に加入する方

75歳以上の方又は65歳以上で一定の障がいがあると認定を受けた方

※それまで加入していた国民健康保険、健康保険組合や共済組合などの被用者保険(被扶養者であった方を含む)の資格はなくなり、後期高齢者医療制度に加入することになります

### 高額医療・高額介護合算制度

後期高齢者医療制度の加入者の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、後期高齢者医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、限度額を超えた場合に支給される高額医療・高額介護合算制度があります。

## 後期高齢者医療制度 保健事業

問 長寿はつらつ課 ☎048(424)9610

### 宿泊保養施設

後期高齢者医療制度では、加入者の皆さんの健康保持・増進などを目的として保養施設と契約し、利用者には利用料金の一部を補助しています。

➡ **対象** 後期高齢者医療制度の被保険者で保険料を完納している方

➡ **利用の仕方**

#### ①保養施設に電話で予約

長寿はつらつ課及び各出張所窓口にある保養施設一覧(約300施設、市ホームページにも掲載)から、希望する保養施設に直接、電話で予約してください。その際、埼玉県国民健康保険団体連合会の保養施設宿泊利用共同事業を利用することを必ず伝え、利用料金を確認してください。

#### ②長寿はつらつ課窓口で交付申請

予約後、「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの上、長寿はつらつ課の窓口で利用券などの交付申請をしてください。保養施設宿泊利用券(※1)と保養施設宿泊利用助成券(※2)を交付します。なお、申込みは世帯単位です(別世帯で代理の方が申請する場合は、委任状をご用意ください)。電子申請でも手続きできます。

※1 保養施設宿泊利用券により契約料金で宿泊することができます

※2 保養施設宿泊利用助成券により更に2,000円安く宿泊することができます

#### ③宿泊

保養施設フロントに、保養施設宿泊利用券と保養施設宿泊利用助成券を渡してください。

※市国民健康保険が行う国民健康保険保養施設利用助成事業と合わせて、1年度内の保養施設宿泊利用助成券の上限は1人1泊分までです(保養施設宿泊利用券には制限はありません)

※受付開始日は、利用月の前月の1日(土曜・日曜日、祝日を除く)です

## 長寿健康診査・人間ドック検診

問 長寿はつらつ課 ☎048(424)9610

### 長寿健康診査

後期高齢者医療制度に加入している方は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した生活習慣病予防のための健康診査を受けることができます。

➡ **対象** 後期高齢者医療制度に加入している方

➡ **実施期間** 7月～翌年3月  
(各医療機関の診療日に限る)

➡ **検査項目** 53ページをご覧ください

※特定健診検査項目の肝機能に血清アルブミンが追加されます

➡ **検査料金** 無料

➡ **申込み** 実施医療機関に確認し、受診券と被保険者証をお持ちの上、受診してください

## 人間ドック検診

- ➡ **対象** 次の条件を全て満たす方
- ①後期高齢者医療制度に加入している方
  - ②後期高齢者医療保険料を完納している方
  - ③原則として病気治療中でない方(治療中の病気がある方は、検査項目が重複する場合がありますので、主治医に検診を受けてよいか確認してください)
- ➡ **実施期間** 7月～翌年3月  
(各医療機関の診療日に限る)

➡ **検査項目** 53ページをご覧ください  
※特定健診検査項目の肝機能に血清アルブミンが追加されます

➡ **検査料金** 5,000円(自己負担分)

➡ **申込み**  
事前に本人が実施医療機関に電話などで検査日の予約をしてから、長寿はつらつ課の窓口で申込手続をしてください。手続の際には、被保険者証をお持ちください。受診票などを交付します。なお、窓口での申込みが難しい方は、早めにお問い合わせください。

※長寿健康診査又は人間ドックのいずれかを、実施期間中1回のみ受診することができます。後期高齢者医療制度の資格取得前に国民健康保険に加入していた方も、実施期間中1回となりますので、後期高齢者医療制度資格取得前に健康診査又は人間ドックを受けた方は対象外となります

※長寿健康診査及び人間ドック検診の実施医療機関は、『広報にいざ』又は市ホームページをご覧ください

## 高齢者支援(災害時の支援)

問 長寿はつらつ課 ☎048(424)9611

### 避難行動要支援者支援制度

災害時に家族などの協力が得られず自力で避難することが困難なひとり暮らしの高齢者や障がい者など(避難行動要支援者)が、災害時に地域の方々(地域支援者)から安否確認などの支援を受けられるようにするための制度です。詳しくは、29ページをご覧ください。

## 高齢者支援(助成とサービス)

問 長寿はつらつ課 ☎048(424)9611

	名称	対象	内容
①手当など	敬老祝金	100歳(百寿)の方	多年にわたり社会に貢献された高齢者の長寿を祝い、敬老祝金を9月に贈ります。
	重度要介護高齢者手当	65歳以上の要介護度4・5の方のうち介護保険施設などに入所していない非課税世帯の方	身体又は精神上の障がいのため日常生活に著しく支障がある高齢者に手当を支給。
	日常生活自立支援事業利用料助成	日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)を利用した方	社会福祉協議会が実施している制度で、判断能力が低下している高齢者などの日常的金銭管理等福祉サービス利用援助事業を利用した方に、利用料を助成。
	成年後見制度利用料助成	身寄りのない認知症高齢者など	市長が民法に定める成年後見審判開始の申立てをする場合に要する費用、後見人などの報酬の一部を助成。
	入浴助成	65歳以上のひとり暮らしの方又は高齢者のみの世帯の方	居宅にお風呂がないため、公衆浴場を利用する方に、1週につき1枚の無料入浴補助券(年間52枚)を交付。 【利用施設】新座・朝霞・和光・西東京・清瀬・東久留米市内の公衆浴場
②生活関連サービス	移送サービス費助成	65歳以上の要介護度3、4又は5の方のうち、介護保険施設などに入所していない方で全ての世帯員の当該年度分(申請月が4月から9月までの場合は前年度分)の市民税所得割額が47,800円以下の方	公共交通機関を利用することが困難な方が、寝台専用車両や車いす(介護保険の通院などのための乗降介助を利用した場合に限る)に乗りながら乗降できる移送車両による移送サービスを受けた場合、費用の100分の90(1回の利用につき13,500円(生活保護を受けている方は15,000円)が限度)を助成。
	おむつなどの給付	65歳以上の要介護度1から5までの方のうち、介護保険施設などに入所していない常時失禁状態の方で、全ての世帯員の当該年度分(申請月が4月から9月までの場合は前年度分)の市民税所得割額が47,800円以下の方	おむつなどの購入又は給付を受ける場合、1月につき7,000円を助成。
	配食サービス	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方又は高齢者のみの世帯の方など	食事の支度が困難なひとり暮らしの方又は高齢者のみの世帯の方などに月曜から土曜日までの昼食を定期的に届け、安否確認をします(自己負担あり)。
	ふとん乾燥サービス	寝たきりの状態やひとり暮らしの方で、ふとんを乾燥するのに支障があるおおむね65歳以上の方	業者が巡回し、ふとんの乾燥をします(無料)。
	訪問理美容サービス	65歳以上の在宅の方のうち、寝たきり状態などにより理美容院に向くことが困難な方で、全ての世帯員の前年度分の市民税が非課税の方	理美容師が自宅を訪問し、散髪を行います(出張費は市が負担、散髪代は自己負担)。
緊急連絡システムの設置	65歳以上のひとり暮らしの方又は高齢者のみの世帯の方など	急病や事故その他の理由で緊急に援助が必要な場合、ボタンひとつで消防署に通報できるシステム機器を設置します(機器使用料は無料、通話料は自己負担)。	

名称	対象	内容
③ 住宅関連サービス 高齢者住宅	市内に1年以上住所があり、建て替えなどにより立ち退きを要求されている65歳以上のひとり暮らしで自立している方	家賃は月額65,000円で、収入により減額があります。

## 介護保険制度

問 介護保険課 ☎048(424)9609

### 介護保険に加入する方(被保険者)

- ①第1号被保険者 65歳以上で新座市に住所がある方
- ②第2号被保険者 40歳以上65歳未満で新座市に住所があり、医療保険に加入している方

## 介護保険サービス

問 介護保険課 ☎048(477)6892

### 介護保険サービスの種類

#### ➡ 介護サービス

##### ① 在宅サービス

訪問介護(ホームヘルプ)、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ)、短期入所療養介護(医療施設のショートステイ)、特定施設入居者生活介護、福祉用具の貸与、福祉用具購入費及び住宅改修費の支給

##### ② 施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

##### ③ 地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護(18名以下の小規模デイサービス)

#### ➡ 介護予防サービス

##### ① 在宅サービス

介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、

介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具の貸与、介護予防福祉用具購入費及び介護予防住宅改修費の支給

##### ② 地域密着型サービス

介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

#### ➡ 介護予防・生活支援サービス

##### ① 訪問型サービス

##### ② 通所型サービス

対象:要支援1・2の認定を受けた方、基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方

#### ➡ 一般介護予防事業

介護予防教室、にぎ元気アップウォーキング、にぎの元気推進員の養成など

#### ➡ 認知症への支援サービス

ひとり歩き高齢者等家族支援サービス、高齢者見守りステッカー配布事業など

### 介護保険サービスを利用できる方

- ①第1号被保険者 原因を問わず介護が必要となった方
- ②第2号被保険者 脳血管疾患など加齢に伴う特定疾病が原因で介護が必要となった方



## 介護保険サービスの申請・利用方法

### ①介護保険課で申請手続

介護保険サービスを受けるためには申請が必要です。申請は本人や家族のほか、高齢者相談センターなどで代行してもらうこともできます。

### ②調査

申請後、市の調査員又は市から委託された介護支援専門員が自宅などを訪問し、調査します。

### ③審査判定、要介護認定

訪問調査結果や主治医意見書の一部の項目をコンピュータで一次判定し、その結果と主治医の意見書を基に、要支援状態、要介護状態の区分の認定を行います。

### ⑤サービスの利用

介護(予防)サービス計画に基づき、サービスを利用できます。認定結果前でも、認定の申請後であればサービスを利用できることがあります。

### ④介護(予防)サービス計画(ケアプラン)を作成

要介護の認定を受けた方は居宅介護支援事業所で、要支援認定を受けた方はお住まいの担当地区の高齢者相談センターで、介護(予防)サービス計画を作成します。

## 介護保険料

問 介護保険課 ☎048(424)9609

### 第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料

#### ➡ 介護保険料の算出方法

介護保険料は、本人の所得や同じ世帯の方の市民税課税状況などによって決まります

#### ➡ 保険料の納付方法

はい



老齢・退職・遺族・障がい年金を受給している



いいえ



1種類の年金受給額が年間18万円以上ある



#### 普通徴収

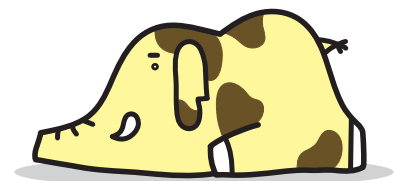
市が送付する納付書で、金融機関、コンビニエンスストアなどで納付します。7月から翌年2月までの8回に納期限が分かれています。便利な口座振替もご利用ください。

#### 特別徴収(年金天引き)

受給している年金から保険料が差し引かれます。4・6・8月の差引額は、前年度の2月と同じ金額が差し引かれます(仮徴収)。ただし、8月の差引額は変更になる場合があります。10・12・2月は、決定した年間保険料額から、仮徴収額を除いた金額を振り分けます(本徴収)。

#### 介護保険料納付額は、社会保険料控除の対象です

毎年1月1日から12月31日までに納付した介護保険料は、確定申告、住民税申告及び年末調整の際に、社会保険料控除の対象になります。なお、この申告などの際に介護保険料の納付額を確認できる「介護保険料納付確認書」を発行しますので、必要な方は、介護保険課又は市内各出張所で申請してください。



## ➡ 保険料の減免

災害などの特別な事情で保険料が納められなくなったときは、徴収の猶予や保険料の減額・免除が受けられる場合がありますので、介護保険課窓口でご相談ください。

## ➡ 保険料を納めないでいると

特別な事情がなく保険料を納めない場合、滞納期間に応じて次のような介護サービスの制限を受ける場合があります。また、滞納が続くと、地方税法の例により滞納処分を受ける場合があります。

滞納期間	滞納措置
1年以上	介護サービス利用料が、一旦、全額自己負担になります。
1年6か月以上滞納	保険給付の一部又は全部が一時的に差し止めになります。
2年以上滞納	介護サービス利用料の自己負担が引き上げられ、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

## 第2号被保険者(40～64歳の方)の保険料

加入している医療保険(国民健康保険、健康保険組合など)の算定方式に基づいて決定します。医療保険料と併せて納付してください。詳しくは、加入している健康保険組合などへお問い合わせください。

## 介護保険サービスの負担の軽減、助成

問 介護保険課 ☎048(477)6892 国保年金課 ☎048(423)3622 長寿はつらつ課 ☎048(424)9610

### 高額介護(予防)サービス費など 問 介護保険課

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額となり、所得に応じた限度額を超えたときは、超えた分が高額介護(予防)サービス費として支給されます。

### 特定入所者介護(予防)サービス費

問 介護保険課

所得の低い要介護・要支援者が、介護保険施設などで施設サービスや短期入所サービスを利用した際の食費、居住費(滞在費)について、負担限度額が所得に応じた限度額を超えた分が特定入所者介護(予防)サービス費として介護保険制度で事業所に給付されます。

### 介護保険高額介護サービス費等資金貸付

問 介護保険課

高額な介護サービスの支払にお困りの方のために、介護保険高額介護サービス費など資金貸付制度があります。資金の貸付額は、高額介護(予防)サービス費、居宅介護(介護予防)住宅改修費、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費などの支給見込額の範囲内で、無利子で貸し付けます。

### 高額医療・高額介護合算制度

問 国保年金課、長寿はつらつ課

年間の介護保険サービス費などと医療費の自己負担の合計が所得に応じた限度額を超えた分が支給されます。

市国民健康保険加入者は50ページを、後期高齢者医療制度加入者は63ページを参照してください。



Niiza City  
Photo Gallery



## 老人クラブ

問 長寿はつらつ課 ☎048(477)6890

地域に住むおおむね60歳以上の高齢者が自主的に集まり、教養の向上や健康の増進、レクリエーションや地域社会との交流を通じて、老後の生活を健全で豊かなものにしようとする団体です。現在、市内には32のクラブがあり、約1,400人が会員として地域の特色を生かした活動を行っています。

### 老人クラブ一覧

名称	主な地区	名称	主な地区	名称	主な地区
寿クラブ	新座一丁目	福德会	畑中二・三丁目	あけぼの会	栗原三・四丁目
寿楽会	大和田三・四丁目	石神会	石神二・三・四丁目	栗原明和会	栗原五丁目
菊寿会	大和田一丁目	三和会	新堀・西堀	野火止一丁目こもれび会	野火止一丁目
和良久会	中野	二三鶴会	新堀二・三丁目	栄交友クラブ	栄三丁目
明寿会	野火止五・六丁目	松の実寿会	畑中一丁目	さかえ会	栄四丁目
長寿会	東	北原会	石神一・五丁目	ときの会	大和田
福寿会	馬場	あたご若葉会	あたご	ハッピーくらぶいずみ野	石神
喜多寿会	北野	向日葵会	大和田五丁目	野火止住宅みどり会	野火止一丁目
長生会	東北	新栄いづみ会	栄一・二丁目	よつ葉のクローバー会	野火止・本多
あかつき会	野火止三・四丁目	二葉会	新座二丁目	さくらの会	野火止三丁目
志あわせ会	片山	明友会	池田		

## 高齢者の施設 老人福祉センター

問 長寿はつらつ課 ☎048(477)6890

健康の増進や教養の向上、レクリエーションを通じての仲間づくりと明るい生活を心ゆくまで楽しむための施設です。市内に3か所あり、悩みごとや心配ごとなど生活上の相談や健康相談、各種趣味の教室を開設しています。

- ➡ **対象** 60歳以上
- ➡ **利用方法** 初めて利用する際は、本人の氏名・住所などが確認できるもの(健康保険証、運転免許証など)をお持ちください。利用資格証を作成します。
- ➡ **利用料** 無料(市外の方は300円)

### 老人福祉センター(えがおの里)

- ➡ **所在地** 堀ノ内二丁目3番45号
- ➡ **電話番号** ☎048(477)0311
- ➡ **ファックス番号** 048(481)1522
- ➡ **開所時間** 午前9時～午後4時  
※夏季期間(7～9月)は午前9時～午後5時
- ➡ **休館日** 月曜日(祝日の場合は翌日も休館)、祝日(敬老の日を除く)、年末年始(12月29日～1月3日)
- ➡ **交通アクセス**
  - ・「老人福祉センター」バス停(にいバス)下車すぐ
  - ・「福祉センター入口」バス停(西武バス)下車徒歩5分
- ➡ **駐車場** あり(41台)
- ➡ **施設の概要**
  - 1階 大広間、浴室、談話室、機能回復訓練室、卓球室、健康相談室
  - 2階 会議室、和室、談話コーナー



Niiza City  
Photo Gallery



## 第二老人福祉センター(元気の里)

- ➡ 所在地 大和田四丁目18番41号
- ➡ 電話番号 ☎048(458)3300
- ➡ ファックス番号 048(478)3800
- ➡ 開所時間 午前9時～午後4時  
※夏季期間(7～9月)は午前9時～午後5時
- ➡ 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日も休館)、祝日(敬老の日を除く)、年末年始(12月29日～1月3日)
- ➡ 交通アクセス  
・「第二老人福祉センター」バス停(にいバス)下車すぐ  
・「団地南」バス停(西武バス・東武バス)下車徒歩3分  
・「新座団地入口」バス停(西武バス・東武バス)下車徒歩5分
- ➡ 駐車場 あり(20台)
- ➡ 施設の概要  
大広間、浴室、ラウンジ、セミナールーム、娯楽室、和室、健康器具コーナー、図書カフェコーナー、医務室

## 福祉の里老人福祉センター

- ➡ 所在地 新塚一丁目4番5号
- ➡ 電話番号 ☎048(481)5002
- ➡ ファックス番号 048(481)3303
- ➡ 開所時間 午前9時30分～午後4時
- ➡ 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日も休館)、祝日(敬老の日を除く)、年末年始(12月29日～1月3日)
- ➡ 交通アクセス  
・「栄公民館前」バス停(西武バス、にいバス)下車すぐ  
・「新座総合技術高校前」バス停(西武バス)下車徒歩3分
- ➡ 駐車場 あり(69台)  
※栄公民館、福祉の里と共用
- ➡ 施設の概要 大広間、和室、一般浴室など

## 高齢者の施設 高齢者いきいき広場

問 長寿はつらつ課 ☎048(477)6890

地域の高齢者が気軽に憩い、趣味活動や仲間づくりを通じて健康の保持・増進や介護予防に役立てるため、市内5か所に「高齢者いきいき広場」を開設しています。

- ➡ 対象 市内在住の60歳以上の方及びその方と交流する方
- ➡ 利用時間 午前9時～午後4時
- ➡ 主な設備 マッサージチェア、テレビ、パソコン、カラオケなど
- ➡ 利用料 無料
- ➡ 開館日 月曜・水曜・金曜・日曜日※その他の曜日は、長寿はつらつ課へお問い合わせください  
※敬老の日以外の祝日と振替休日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く  
※駐車場はありません

## 池田高齢者いきいき広場

- ➡ 所在地 池田四丁目8番49号(池田小学校内)
- ➡ 電話番号 ☎048(479)4310
- ➡ 交通アクセス  
・「池田小入口」バス停(にいバス)下車徒歩3分  
・「池田二丁目」バス停(西武バス)下車徒歩15分

## 西堀高齢者いきいき広場

- ➡ 所在地 西堀二丁目18番3号(西堀小学校内)
- ➡ 電話番号 ☎042(491)5722
- ➡ 交通アクセス  
・「西堀小学校」バス停(西武バス)下車徒歩1分  
・「西堀」バス停(西武バス、にいバス)下車徒歩15分

## 東野高齢者いきいき広場

- ➡ 所在地 野火止六丁目22番12号(東野小学校内)
- ➡ 電話番号 ☎048(477)5031
- ➡ 交通アクセス  
・「北野入口」バス停(西武バス、にいバス)下車徒歩5分

## 八石高齢者いきいき広場

- ➡ 所在地 野寺二丁目8番45号(八石小学校内)
- ➡ 電話番号 ☎048(477)6728
- ➡ 交通アクセス  
・「貝沼」バス停(西武バス)下車徒歩5分  
・「堀ノ内病院前」バス停(にいバス)下車徒歩10分

## 新堀高齢者いきいき広場

- ➡ 所在地 新堀二丁目11番2号(新堀保育園併設)
- ➡ 電話番号 ☎042(493)1280
- ➡ 交通アクセス  
・「新堀淵」バス停(にいバス)下車徒歩5分  
・「上清戸一丁目」バス停(西武バス)下車徒歩6分



高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活が送れるように、社会福祉士、保健師(又は経験看護師)、主任ケアマネジャーが関係機関と連携を図りながら、高齢者福祉制度利用の相談、高齢者虐待や消費者被害などの相談を受け付けます。また、要支援1・2の認定を受けた方及び基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象となった方の介護予防ケアマネジメントを行います。

## ➡ 高齢者相談センター 一覧

名称	連絡先	担当地区	駐車場
東部第一高齢者相談センター (新座市社会福祉協議会指定介護予防支援事業所)	☎048(480)5853 FAX048(480)5854	池田・道場・片山・野寺	1台
東部第二高齢者相談センター (菜々の郷指定介護予防支援事業所)	☎048(480)7808 FAX048(480)7807	畑中・馬場・栄・新塚	2台
西部高齢者相談センター (新座園指定介護予防支援事業所)	☎048(477)1707 FAX048(477)1739	本多・あたご・菅沢・野火止一〜四丁目	10台
西堀・新堀高齢者相談センター (かくの木指定介護予防支援事業所)	☎042(497)8106 FAX042(497)8107	西堀・新堀	2台
南部高齢者相談センター (殿山亀寿苑指定介護予防支援事業所)	☎048(481)2162 FAX048(481)2688	石神・栗原・堀ノ内	3台
北部第一高齢者相談センター (指定介護予防支援事業所晴和苑)	☎048(486)5011 FAX048(471)1131	東北・東	1台
野火止五〜八丁目高齢者相談センター (ウエルシア介護サービス指定介護予防支援事業所)	☎048(485)8936 FAX048(485)8937	野火止五〜八丁目	10台
北部第二高齢者相談センター (指定介護予防支援事業所新座みずほ)	☎048(485)8587 FAX048(485)8588	中野・大和田・新座・北野	※

※新座団地名店街内駐車場を利用してください

## 公益社団法人 新座市シルバー人材センター

定年などにより引退した、おおむね60歳以上の方が会員となり、市や一般家庭、会社などから高齢者にふさわしい仕事を引き受け、能力をいかした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする団体です。

- ➡ 所在地 堀ノ内3-4-11
- ➡ 電話番号 ☎048(481)4305
- ➡ ファックス番号 048(481)4306
- ➡ ホームページ <https://webc.sjc.ne.jp/niiza/index>



Niiza City  
Photo Gallery





# 障がい者福祉・その他の福祉

## 手帳

問 障がい者福祉課 ☎048(477)6891

### 身体障がい者手帳

身体に障がいのある方が、各種の援護を受ける場合に必要となる手帳です。

### 療育手帳

知的障がい者(児)の方が、各種の援護を受ける場合に必要となる手帳です。

### 精神障がい者保健福祉手帳

精神に障がいのある方やてんかん、発達障がい又は高次脳機能障がいのある方が、各種の援護を受ける場合に必要となる手帳です。

## 障がい者支援(災害時の支援)

問 障がい者福祉課 ☎048(477)6891

### 避難行動要支援者支援制度

この制度は、災害時に家族などの協力が得られず自力で避難することが困難なひとり暮らしの高齢者や障がい者など(避難行動要支援者)が、災害時に地域の方々(地域支援者)から安否確認などの支援を受けられるようにするための制度です。詳しくは、29ページをご覧ください。

## 障がい者支援(基幹相談支援センター)

問 障がい者福祉課 ☎048(477)6891

障がいに関する相談支援の中核的な役割を担います。

専門スタッフが、障がいのある方や関係機関からの相談に対応します。また、相談者(本人・家族・関係者など)の話に応じて必要な支援を一緒に考えたり、成年後見制度の利用や虐待の防止に関する取組を実施したり、入所施設や精神科病院への地域移行に向けた働きかけなども行います。

### ➔ 主な業務内容

- ・障がい福祉サービスの利用の援助
- ・相談に対する専門機関の紹介
- ・地域の相談支援体制の強化
- ・障がい者の地域移行・地域定着促進の取組
- ・障がい者の権利擁護や虐待に対する相談支援

事業所名	所在地	電話番号
新座市基幹相談支援センター にいざ生活支援センター	野火止2-7-12	048-480-5153
新座市基幹相談支援センター えん	石神2-1-32	048-456-6051



Niiza City  
Photo Gallery



# 障がい者支援(総合支援法による自立支援給付など)

## ➔ 障がい福祉サービス

サービスを受けるためには、障がい者手帳、自立支援医療受給者証又は指定難病医療受給者証などが必要です。

サービスの名称	内容	
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅などで入浴や食事介助などを援助する「身体介護」、掃除、洗濯、買物などを援助する「家事援助」、通院時の介助を行う「通院等介助」、「通院等乗降介助」があります。
	重度訪問介護	常に介護が必要な重度の障がい者などに自宅で、入浴、排せつ、食事の介助や外出時の移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がい者で移動が困難な人の外出時に、必要な情報提供や介護を行います。
	行動援護	自己判断が困難な人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	生活介護	常に介護が必要な人が、日中、入浴、排せつ、食事の介助を受けながら、創作活動又は生産活動を行える事業所に通います。
	療養介護	常に介護が必要で医療も必要な人が、医療機関に入所し、機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の介助を受けます。
	施設入所支援	常に介護が必要な人の入浴、排せつ、食事の介助などを、施設に入所することで支援します。
	短期入所(ショートステイ)	主な介護者が病気の場合などに、施設に泊まりで入浴、排せつ、食事の介助などを受けます。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
訓練等給付	自立生活援助	施設に入所していた人などが、一人暮らしに必要な生活力などを補うため、一定期間、定期的な訪問と必要時に相談支援を行います。
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型・B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援などを利用して企業などに雇用された人に、一定期間、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介助などを支援します。
地域相談支援給付	地域移行支援	施設に入所している人又は精神科病院に入院している人に、住居の確保やその他の地域に移行するために必要な支援を行います。
	地域定着支援	施設又は精神科病院からの退所・退院後又は一人暮らしを始めて間もない人に常時の連絡体制を確保し、地域生活を継続するための支援を行います。

## ➔ 障がい児通所支援

サービスを受けるためには、障がい者手帳、特別児童扶養手当などを受給していることを証明する書類、障害者総合支援法の対象となる指定難病を証明する書類(医師意見書など)、療育の必要性を求める医師意見書などが必要です。

サービスの名称	内容
児童発達支援	就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に対し、指定医療機関などで日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練や治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し、放課後又は夏休みなどの長期休暇中に通所により、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促進する支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等で通所などが困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
保育所等訪問支援	保育所や学校など障がい児が通う施設や障がい児が入所する施設を訪問し、障がい児の集団生活への適応のために必要な支援を行います。

## ➔ 障がい福祉サービス、障がい児通所支援の利用、手続の流れ

### (1)相談・申請

サービスの利用を希望する障がい者(保護者)は、障がい者福祉課に相談し、支給申請を行います。

申請後、聞き取り調査を行います。調査は居宅や入所施設などに職員が訪問して実施する場合があります。

### (2)障がい支援区分の認定(介護給付及び共同生活援助のみ)

聞き取り調査の結果と主治医意見書(市から病院に依頼)を基に、コンピューターでの一次判定と、有識者で構成する障がい支援区分認定審査会での二次判定により、サービス量の上限を決める障がい支援区分を認定します。

### (3)サービス等利用計画の依頼

サービスを利用するためには必ずサービス等利用計画の作成が必要です。市が指定する「指定特定相談支援事業者」・「指定障がい児相談支援事業者」にサービスを含む総合的な支援計画を立ててもらいます。

### (4)支給の要否決定(認定)

市は、サービス等利用計画(案)の内容を審査した上で、サービスの支給量、支給期間、利用者負担額などを決定し、障がい福祉サービス受給者証を交付します。この受給者証は、事業者と契約する際や、それぞれのサービスを利用する際に提示が必要です。

### (5)サービスの契約・利用

受給者証の交付を受けた後は、県や市の指定を受けた事業者と契約を結び、契約内容に基づいてサービスの提供を受けます。

サービスの支給量が足りないときは、「指定特定相談支援事業者」・「指定障がい児相談支援事業者」にご相談ください。

相談なく支給量を超えてサービスを利用した場合には、利用料の全額を実費でお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。

### (6)利用者負担(費用の1割)の支払

障がい福祉サービスを利用したときは、利用者負担額を事業者に支払います。利用者負担額は、利用料の1割ですが、所得に応じて上限額が設定されています。



➡ 障がい者支援(助成・その他のサービス)

	名称	対象(概要)	内容
手当など	福祉手当	重度の障がいのある方	特別児童扶養手当や特別障がい者手当、障がい児福祉手当又は重度心身障がい者福祉手当を支給。
	成年後見制度利用料助成	知的・精神障がいなどの理由で、判断力が不十分な方	市長が民法に定める成年後見審判開始の申立てをする場合に要する費用、後見人などの報酬の一部を助成。
医療費の助成	更生医療	身体障がい者手帳をお持ちの方で、身体障がいの除去・軽減をする手術などの治療によって確実に効果が期待できる18歳以上の方	治療に係る必要な医療費の100分の10に相当する一部負担額で診療を受けることができます。
	育成医療	身体障がいの除去・軽減をする手術などの治療によって確実に効果が期待できる18歳未満の方	治療に係る必要な医療費の100分の10に相当する一部負担額で診療を受けることができます。
	精神通院医療	精神科などへの通院が必要な方	精神通院に係る必要な医療費の100分の10に相当する一部負担額で診療を受けることができます。
	重度心身障がい者(児)医療費助成	次の手帳などを65歳未満で取得し、所持している方 ○身体障がい者手帳1～4級(一部) ○療育手帳(A、A、B) ○精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級(一部) ○障がい基礎年金証書1級又は2級(一部)	病院などで診療を受けた場合、各種保険制度による医療費の一部負担額(家族療養附加金などを除く)を助成。
	精神障がい者通院医療費助成	自立支援医療(精神通院医療)の適用を受けている方(所得区分が課税世帯で、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちでない方を除く。)	精神通院医療費の一部負担額を助成。
生活関連サービス	日常生活用具の給付	障がいのある方	日常生活用具の給付を行います(介護保険などに該当する場合を除く)。
	補装具の交付・貸与・修理	身体に障がいのある方	日常生活を容易にするため、補装具の交付・貸与・修理を行います。
	聴覚等障がい者コミュニケーション推進事業	聴覚機能又は音声・言語機能に3級以上の障がいのある方	ファックスの使用に要する費用の一部を助成。
	難聴児補聴器購入費助成事業	身体障がい者手帳の交付対象とならない難聴の児童	補聴器の購入費用の一部を助成。
	ふとん乾燥サービス	1級又は2級の身体障がい者手帳をお持ちの方で、寝具を乾燥することに支障がある方	ふとん乾燥車が巡回し、寝具の乾燥を行います(無料)。
	巡回入浴援護事業	重度の身体障がい者	移動入浴車による援護を行います。
	生活サポート事業	障がいのある方	市に登録し、承認された民間サービス団体が、一時預かり、介護者派遣、外出介助、送迎などのサービスを提供。
	全身性障がい者介護人派遣事業	全身性障がいのある在宅の方	市に登録し、承認された介護人が、身体介護、家事援助、見守り、外出介助などのサービスを提供。
	手話通訳者派遣事業	聴覚に障がいのある方で、手話を使用する方	手話を使用する聴覚障がい者などの日常生活で、必要な場面に手話通訳者を派遣。
	要約筆記者派遣事業	聴覚に障がいのある方	対象者の日常生活で必要な場面に、要約筆記者を派遣。
日中一時支援事業	障がいのある方	日中における一時的な支援として、障がいのある方の見守り、社会適応訓練などのサービスを提供。	



Niiza City  
Photo Gallery





名称	対象(概要)	内容	
生活関連サービス	重症心身障がい児(者)短期入所事業	身体障がい者手帳(肢体不自由1・2級)と療育手帳(Ⓐ・A)の両方をお持ちの方	保護者又は家族が病気、出産、事故などで、一時的に障がいのある方を介護できなくなった場合、施設で支援します。
	日常生活自立支援事業利用料助成	知的・精神障がいなどの理由で判断力が不十分な方	日常的な金銭管理などを行う福祉サービス利用援助事業の利用料を助成。
	緊急連絡システムの設置	ひとり暮らしの重度の身体障がいのある方の自宅	急病や事故その他の理由で緊急に援助が必要な場合、ボタンひとつで消防署に通報できるシステム機器を設置します(機器使用料は無料、通話料は自己負担)。
外出支援サービス	福祉タクシー利用料助成 自動車燃料費助成 鉄道及びバス利用料助成	次の手帳をお持ちの方 ○1級、2級又は肢体不自由で3級の身体障がい者手帳 ○Ⓐ、A、Bの療育手帳 ○1級又は2級の精神障がい者保健福祉手帳	タクシー利用料金の一部、自動車燃料費、鉄道・バス利用料のうち、1つを助成。
	移動支援事業	次の手帳をお持ちの方 ○1級の身体障がい者手帳(肢体不自由の方のみ) ○療育手帳 ○精神障がい者保健福祉手帳	屋外での移動に困難がある方の外出の支援を行います。
	移送サービス費助成	寝たきりの状態などにより公共機関を利用することが困難な方	寝台専用車両などによる移送を利用する方に、移送サービス費を助成。
住宅関連サービス	重度障がい者の居宅改善整備費の助成	下肢又は体幹に障がいのある1級又は2級の身体障がい者手帳をお持ちの方で、高齢者居宅改善整備費助成事業に該当しない方	居宅の一部を改造する費用を助成。
就労	障がい者就労支援センター(障がい者福祉課内)	障がいのある方の就労支援及び相談を行い、職場に定着できるように支援を行います。	
その他の支援	有料道路の割引		
	NHK受信料の減免		
	心身障がい者扶養共済制度		

※サービスによって所得制限やその他の条件を設けている場合があります

## 障がい児、障がい者の施設

### 障がい者福祉センター

障がい者の社会参加の促進、ボランティア育成、障がい者団体やボランティア団体などへ情報交換の場を提供するなど、障がい者福祉の向上を目的としています。

- ➡ **所在地** 新塚一丁目4番5号(福祉の里内)
- ➡ **電話番号** ☎048(481)2910
- ➡ **開館時間** 午前9時30分～午後6時
- ➡ **休館日** 月曜日(祝日の場合は翌平日も休館)、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

#### ➡ 交通アクセス

- ・「栄公民館前」バス停(西武バス、にいバス)下車すぐ
- ・「新座総合技術高校前」バス停(西武バス)下車徒歩3分

#### ➡ 駐車場 あり(69台)

※栄公民館、福祉の里と共用

#### ➡ 利用できる方

市内在住の障がい者と介護者及びボランティアなど障がい者福祉の向上を目的とした市内団体

#### ➡ 利用方法

障がい者福祉センター内の地域活動支援センター事業を利用するには、障害者総合支援法に基づいた認定を受ける必要があります。詳しくは障がい者福祉課へお問い合わせください。

#### ➡ 利用料

地域活動支援センター事業には、受けたサービス量に応じた自己負担のほか、食費(低所得世帯300円、その他の世帯650円)などの実費負担があります。

#### ➡ 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを目的としています。

基本利用料は無料ですが、必要経費は実費を負担していただきます。

事前に、障がい者福祉課での手続きが必要です。

社会福祉法人などが運営する施設は、市内に3か所あります。

事業所名	所在地	電話番号
障害者地域活動センター ふらっと	大和田4-13-17	048(479)3799
福祉工房楓(かえで)	大和田4-16-40	048(482)5636
にいざ生活支援センター	野火止2-7-12	048(478)9734 048(480)5153

## 暮らしへの援助

問 生活支援課 ☎048(424)4696  
福祉政策課 ☎048(424)4693  
市社会福祉協議会 ☎048(480)5705

### 生活保護

問 生活支援課

いろいろな事情であらゆる手をつくしても生活に困っている方に対して、最低限度の生活を保障するとともに、再び自分の力で自分の暮らしを支えられるように支援することを目的とした制度です。

### 生活困窮者自立支援

問 生活支援課

現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれのある人で、自立が見込まれる人を対象に、困りごとに関わる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まいなど、様々な面で支援する制度です。

### 民生委員・児童委員活動

問 福祉政策課

市内には217人(定数)の方が民生委員・児童委員及び主任児童委員として委嘱されています。各担当地域に住む高齢者や子育て世帯、障がい者などに対し、日常生活の相談や福祉サービスに係る情報提供、見守り支援などの活動を行っています。

### 生活福祉資金貸付

問 市社会福祉協議会

低所得・障がい者・高齢者の属する世帯に対し、相談支援とともに資金の貸付けを行い、安定した生活を送れるように世帯の自立を支援する制度です。

### 法外援護資金貸付

問 市社会福祉協議会

市内に居住し、法的に所得保障のない生活困難又は不慮の事態となった世帯に対し、資金の貸付けを行い(限度額5万円)、生活の安定と自立更生を図る制度です。市内に居住する連帯保証人が必要です。

## 地域福祉サービス事業の推進 問 市社会福祉協議会

車いすの貸出し、福祉サービス利用援助(日常生活自立支援事業)、リフト付乗用車の貸出し及び各種ボランティア活動のあっせん・相談を行っています。

また、社会福祉協議会の支部で、会食ふれあい事業などを行っています。

## 地域支え合いボランティア事業

問 市社会福祉協議会

ひとり暮らしの高齢者、障がい者、高齢者世帯、障がい者世帯の方の日常生活のちょっとした困りごとを、ボランティア登録している協力会員が有償で支援する事業です。

### 社会福祉法人 新座市社会福祉協議会

社会福祉法人格を有する民間の団体です。住民が主体となり、その地域の社会福祉問題を解決し、住民福祉の向上を図ることを目的として活動しています。

- ➡ 所在地 野火止一丁目9番63号  
(市役所第三庁舎内)
- ➡ 電話番号 ☎048(480)5705
- ➡ ファックス番号 048(481)3488
- ➡ 開所時間 午前8時30分～午後5時15分
- ➡ 休所日 土曜・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
- ➡ 交通アクセス  
「新座市役所」バス停(西武バス)  
「新座市役所(市民会館・図書館前)」(にいバス)  
下車徒歩5分

## 戦没者遺族などの援護

問 福祉政策課 ☎048(424)4693

戦没者の遺族や戦傷病者などの援護事務の一部の手続を行っています。





# 地域コミュニティ・地域活動

## 町内会

問 地域活動推進課 ☎048(477)1583

町内会(自治会)は、自分たちの住むまちを明るく快適で住みよい環境にするために、運動会、夏祭り、各種文化活動、清掃活動といった様々な活動や行事を行っている自主的な任意の団体です。住みよいまちづくりを実現するために、ぜひ、町内会への加入をお願いします。

### ➡ 新座市町内会連合会加入団体(令和5年度現在)

町内会名	該当丁目【( )内は番地を示します】
畑中町内会	畑中一丁目～畑中三丁目(マーテルヒルズ・エクレール武蔵野ヒルズ[集合住宅]を除く全域)
マーテルヒルズ自治会	マーテルヒルズ[集合住宅](畑中一丁目(11※))
エクレール武蔵野ヒルズ自治会	エクレール武蔵野ヒルズ[集合住宅](畑中一丁目(10※))
馬場一丁目町内会	馬場一丁目(全域)
馬場二丁目町内会	馬場二丁目(全域)
馬場三丁目町内会	馬場三丁目(全域)
馬場四丁目町内会	馬場四丁目(県営馬場団地[集合住宅]を除く全域)
県営馬場団地自治会	県営馬場団地[集合住宅](馬場四丁目(12※))
新栄町内会	栄一丁目～栄二丁目(全域)
栄三丁目町会	栄三丁目(全域)
栄四丁目町会	栄四丁目(全域)
栄五丁目町会	栄五丁目(全域)
新座住宅自治会	新座住宅[集合住宅](新塚一丁目(2))
池田町内会	池田一丁目～池田五丁目(全域)
片山町内会	片山一丁目～片山三丁目(全域)
道場町内会	道場一丁目～道場二丁目(全域)
栗原一丁目町内会	栗原一丁目(全域)
栗原二丁目町内会	栗原二丁目(全域)
栗原三丁目町内会	栗原三丁目(全域)
栗原四丁目町内会	栗原四丁目(全域)
栗原五丁目町会	栗原五丁目(全域)
栗原六丁目町会	栗原六丁目(全域)
野寺町会	野寺一丁目～野寺五丁目(一部地域を除く)
堀ノ内町内会	堀ノ内一丁目～堀ノ内三丁目(全域)
石神町会	石神二丁目～石神四丁目(全域)
北原町会	石神一丁目、石神五丁目(全域)
新堀一丁目町内会	新堀一丁目(全域)
新堀二丁目自治連合会	新堀二丁目(全域)
新堀三丁目町内会	新堀三丁目(全域)
西堀町内会	西堀一丁目～西堀二丁目(全域)、西堀三丁目(1～9)、本多二丁目(3～6)
本多町内会	本多一丁目(7～18、19※)、野火止二丁目(9※、10)
菅沢町内会	菅沢一丁目(全域)、菅沢二丁目(2～14)、あたご一丁目～あたご二丁目(全域)、本多二丁目(7※)、野火止三丁目(2※、3※、13※、14、15※)
あたご三丁目町会	あたご三丁目(全域)
中原町内会	野火止一丁目(1※、13※、14※、15、17～23)、野火止二丁目(1～8、9※)、野火止三丁目(1※)、本多一丁目(1～6)

町内会名	該当丁目【( )内は番地を示します】
野火止住宅自治会	野火止団地[集合住宅](野火止一丁目(16))
西分町内会	野火止二丁目(11、12)、野火止三丁目(1※、2※、3※、4～12、13※、15※、16(野火止南団地[集合住宅]を除く))、野火止四丁目(3※、4※、5※、9※、10、11※、12※、13※)、本多二丁目(1※)
野火止一丁目町内会	野火止一丁目(1※、2～12、13※、14※)
野火止四丁目上町内会	野火止四丁目(4※、5※、6～8、9※、11※、15～19)、菅沢二丁目(1)
野火止上五町内会	野火止五丁目(12※、13※、14※、15※、16※、17～27、28※、29)
野火止上六町内会	野火止六丁目(11※、12、13※、16※、17～24)
野火止上町内会	野火止五丁目(1～11、12※、13※、14※、15※、16※、28※、30～41)、野火止六丁目(1～10、11※、13※、14～15、16※)
野火止中町内会	野火止四丁目(1、2)、野火止七丁目(全域)
野火止下町内会	野火止八丁目(武蔵野北スカイハイツ[集合住宅]を除く全域)
武蔵野北スカイハイツ自治会	武蔵野北スカイハイツ[集合住宅](野火止八丁目(8※、12※))
野火止南団地自治会	野火止南団地[集合住宅](野火止三丁目(16※))
中野町内会	中野一丁目～中野二丁目(全域)
大和田一・二丁目町内会	大和田一丁目～大和田二丁目(全域)
大和田三・四丁目町内会	大和田三丁目～大和田四丁目(全域)、新座三丁目(4※)
大和田五丁目町会	大和田五丁目(全域)
新座一丁目町会	新座一丁目(全域)
新座二丁目町会	新座二丁目(新座リバーサイド[集合住宅]を除く全域)
新座リバーサイド自治会	新座リバーサイド[集合住宅](新座二丁目(18※))
新座団地自治会	新座三丁目(3※、4※、5～6)
新座住宅町内会	新座三丁目(1～2、3※)
東北一丁目町内会	東北一丁目(全域)
東北二丁目町内会	東北二丁目(全域)
北野一・二丁目町内会	北野一丁目(2※、3～5)、北野二丁目(全域)
北野三丁目町内会	北野三丁目(全域)
東一丁目町内会	東一丁目(全域)、北野一丁目(1※)
東二丁目町内会	東二丁目(全域)、北野一丁目(1※)
東三丁目町内会	東三丁目(全域)、北野一丁目(1※、2※)

※は、その番地全てではなく、「一部」を表しています

集会所・ふれあいの家

市立集会所は、町内会・サークル活動などの地域活動の拠点として、また、市民の交流の場として、気軽に利用できます。

- ➡ **利用時間** 午前9時～午後9時30分
- ➡ **休所日** 毎週月曜日、年末年始(12月29日～1月4日)
- ➡ **使用料** 集会所:無料 ふれあいの家:右表のとおり
- ➡ **申込期間**
  - ・集会所  
利用日の属する月の1か月前(町内会は、2か月前又は3か月前)の初日から利用日の3日前まで
  - ・ふれあいの家  
利用日の属する月の2か月前(町内会は、3か月前)の初日から利用日当日まで
- ➡ **利用申込受付日及び受付時間と申込先**

施設区分	申込受付日	申込受付時間	申込先
集会所	申込先(各管理人の連絡先)は、市のホームページ又は地域活動推進課でご確認ください。		
ふれあいの家	開所日	午前9時～午後9時30分	各施設内管理人へ(100ページ参照)

※営利目的の利用など、利用できない場合があります

- ➡ **集会所一覧** 100ページをご覧ください
- ※駐車場の有無は各申込先へお問い合わせください

➡ ふれあいの家使用料

施設名	使用料(単位 円)					
	午前(午前9時～正午)	午後1(午後1時～3時)	午後2(午後3時30分～5時30分)	夜間(午後6時～9時30分)	全日(午前9時～午後9時30分)	
栗原ふれあいの家	会議室	730	520	520	1,040	2,300
	実習室	410	310	310	730	1,460
	和室2	310	200	200	410	940
	和室3	310	200	200	410	940
	和室4	410	310	310	730	1,460
	ホール	1,150	730	730	1,780	3,560
新堀ふれあいの家	会議室	730	520	520	1,150	2,300
	実習室	620	410	410	940	1,880
	和室2	310	200	200	520	1,040
	和室3	310	200	200	520	1,040
	ホール	1,360	940	940	1,980	4,180
東ふれあいの家	会議室	620	410	410	940	1,880
	実習室	520	310	310	730	1,460
	和室2	310	200	200	410	940
	和室3	310	200	200	410	940
	ホール	1,250	830	830	1,880	3,870
北野ふれあいの家	軽体育室	1,980	1,360	1,360	3,030	6,180
	会議室1	630	410	410	940	1,880
	会議室2	630	410	410	940	1,880
	和室	410	210	210	510	1,040
	実習室	510	310	310	830	1,560
	音楽室	410	310	310	730	1,460
新座ふれあいの家	軽体育室	1,980	1,250	1,250	2,930	5,960
	会議室	830	510	510	1,250	2,510
	実習室	510	310	310	730	1,460
	和室	510	410	410	830	1,780

※実習室のガス器具を利用する場合は、1台につき、午前、午後1、午後2及び夜間の区分ごとに100円を徴収します

地域活動

ボランティアに関する相談 問 地域活動推進課

ボランティアを始めとした市民活動情報を総合的に把握し、「ボランティアに参加したい」、「知識や経験を地域に生かしたい」という方などへの相談窓口を開設しています。なお、ボランティア活動の状況は市ホームページでも情報提供しています。

生涯学習ボランティアバンク 問 生涯学習スポーツ課

こんなことを学びたいというグループや個人に対し、お手伝いが必要なときは、「生涯学習ボランティアバンク」の制度をご利用ください。また、生涯学習指導者・協力者としてこの制度に登録し、地域で活動したいという方も随時受け付けています。





# 生活と環境

## ごみ・リサイクル

問 環境課 ☎048(477)1547

### 家庭ごみの収集

決められた集積所に、各収集日の午前8時30分までに出してください。

可燃ごみ  
週2回収集

不燃ごみ  
2週に1回  
収集

有害ごみ  
2週に1回  
収集

リサイクル  
資源  
週1回収集

粗大ごみ  
随時(予約制)  
※有料  
(品目別)

※出し方の詳細は、環境課へお問い合わせください

### 市では収集できないごみの処理

ごみの種類	処理方法
家電リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)	販売店又は許可業者へ依頼するか、指定引取場所へ持ち込んでください。
家庭用パソコン	リネットジャパンリサイクル株式会社(市の協力事業者)又は各メーカーへ引取りを依頼してください。
家庭で使用した注射器・点滴の針が付いているチューブなど	医療機関や購入した薬局へ処理を依頼してください。
処理困難物(自動車及びバイクの部品・タイヤ、バッテリー、消火器、レンガ、コンクリート、砂、石、土、太さ5cmを超える木・枝、農薬、ガソリンなど)	販売店又は廃棄物処理業許可業者に処理を依頼してください。

### 事業所のごみの処理

事業活動に伴って出るごみは、集積所に出すことはできません。新座市一般廃棄物処理業許可業者に処理を依頼してください。また、一部のごみは市の指定する処理施設へ直接持ち込むこともできます(いずれの方法も有料)。

### 市の指定する処理施設(環境センター)

直接持ち込む場合、事前に新座市粗大ごみ受付センター(☎048(479)5300)へご連絡ください。

### 市指定の処理施設

施設名	新座環境センター	富士見環境センター
所在地	新座市大和田3-9-1	富士見市大字勝瀬480
取扱いできるもの	可燃ごみ、家庭系の燃える材質の粗大ごみ	可燃ごみ、不燃ごみ、カン、ビン、ペットボトル、家庭系の資源プラスチック、家庭系の有害ごみ、家庭系の粗大ごみ
持込時間	月曜～金曜日(祝日を除く):午前9時～11時30分、午後1時～4時 土曜日(祝日を除く):午前9時～11時30分 ※受付件数の制限があります。受付件数に達し次第、受付を終了しますのでご了承ください	

## 消費者啓発

多発する悪徳商法・振り込め詐欺被害など、年々複雑化する消費生活に係るトラブルを未然に防ぎ、消費者の安全・安心を確保するため、講座を開催するほか、イベントなどでリーフレットや啓発品配布などの活動を行っています。

## し尿処理・浄化槽

問 環境課 ☎048(424)2621

## し尿のくみ取り

し尿のくみ取りは、朝霞地区一部事務組合の許可業者にお申し込みください。

## ➔ し尿処理許可業者

し尿処理許可業者	所在地	電話番号
片山商事株式会社 大和田支店	新座市大和田4-11-10	048(479)4831
株式会社勤労衛生	和光市下新倉6-13-15	048(461)1577

## ➔ くみ取り(収集運搬)手数料

普通 手数料	1世帯基本料金	月額838円
人員割(1人あたり)	月額314円 (1歳未満の者を除く)	
特別 手数料	基本料金(1事業所につき)	月額838円
従量(36リットルあたり)	314円	

## 浄化槽の維持管理(保守点検、清掃、法定検査)

浄化槽は、法律により維持管理(保守点検、清掃、法定検査)を行うことが義務付けられています。

保守点検は県に登録している事業者、清掃は朝霞地区一部事務組合の許可業者、法定検査(1年に1回)は県の指定する検査機関に、それぞれ依頼してください。

## ➔ 保守点検に関する問合せ

埼玉県西部環境管理事務所  
川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟4階  
☎049(244)1250

## ➔ 浄化槽清掃業許可業者

浄化槽清掃業許可業者	所在地	電話番号
片山商事株式会社 新座支店	新座市大和田3-8-8	048(482)6021
株式会社勤労衛生	和光市下新倉6-13-15	048(461)1577

## ➔ 定期検査指定検査機関

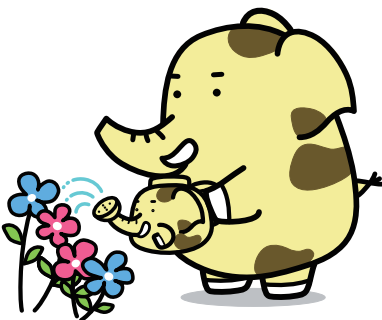
一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会  
さいたま市大宮区上小町1450-11  
☎048(649)5151

## ➔ 浄化槽維持管理の一括契約

浄化槽の維持管理を一括して契約することができます。  
現在依頼している清掃業者又は保守点検業者にお問  
い合わせください。

## ➔ 浄化槽の設置に関する届出

既設の浄化槽などを転換して、新たな浄化槽を設け  
る場合は、浄化槽の届出が必要ですので、お問い合わせ  
ください。



## 水道の使用開始・中止について

問 水道お客様センター

転入や転居により水道を使用する場合は、住所、氏名、水道の使用開始日などを届け出てください。転出や転居により水道の使用を中止する場合も届け出てください。

※電子申請による届出もできます

## 水道工事

問 水道施設課

新築・改築・増築などにより水道管の引き込みや水道管の撤去をする場合は、市指定給水装置工事業者に依頼してください。メーターの新設や大きい口径に変更するときは、分担金(加入金)を納めてください。

## 訪問販売にご注意を

問 水道施設課

市では、浄水器の販売及び給水管清掃の委託をしていませんので、ご注意ください。

## 水道の維持管理と修理

問 水道施設課

道路に埋設されている水道本管(配水管)から各家庭などに引き込まれている水道管(給水管)と、これに取り付けてある蛇口などの給水装置は皆さんの所有物です。維持管理は各自で行い、漏水や故障の修理(個人負担)は、市指定給水装置工事業者へ依頼してください。市指定給水装置工事業者は、平日(午前8時30分～午後5時15分)は水道施設課へ、平日の夜間や休日などの閉庁時は市役所警備員室(☎048(477)1111)へお問い合わせください。

### 👉 注意事項:集合住宅などにお住まいの方

管理会社(組合)・大家などが修理業者を指定している場合がありますので、確認してください。

※修理に要する費用は依頼者の負担です

※市指定給水装置工事業者は、市ホームページなどに掲載しています

## 水洗便所改造資金のあっせん

市では、処理区域内の既設の便所を水洗便所に改造する方が希望する場合、改造資金を銀行から借りられるようにあっせんします。お気軽にご相談ください。

### ➡ あっせん内容

- ・あっせん額は、改造工事1件につき、50万円まで1万円単位です
- ・利率は年利2.5%です(令和5年1月現在)
- ・返済は、融資を受けた月の翌月から36か月以内の元利均等月賦返済です
- ・融資あっせん制度で、金融機関から借り入れた額の利子(延滞利子を除く)は、市が1年ごとに全額補給します

### ➡ 必要書類

水洗便所改造資金融資あっせん申込書、本人と連帯保証人の方の納税証明書(市税)、設計図、見積書、住民票(市外の申請者・保証人の場合)

### ➡ 融資をしてくれる金融機関

埼玉りそな銀行新座支店  
 ※公共下水道への接続の工事は、必ず市指定下水道工事店の施工で行ってください  
 ※市指定下水道工事店は、市ホームページに掲載しています

## 受益者負担金制度

公共下水道が整備されることにより利益を受ける土地の所有者又は借地人などの土地権利者の方々に、建設費の一部を受益者負担金として納めていただいています。

# 住宅(建築物を建てる時は)

問 都市計画課 ☎048(424)9613 道路管理課 ☎048(477)4596  
 建築審査課 ☎048(477)4519 市民課 ☎048(424)9604

## 市街化区域か、市街化調整区域かの確認を

問 都市計画課

市街化調整区域には、原則として建築物は建てられません。土地を購入する前に、その土地が建物を建てられる市街化区域かどうかを確認してください。

## 用途地域などの制限

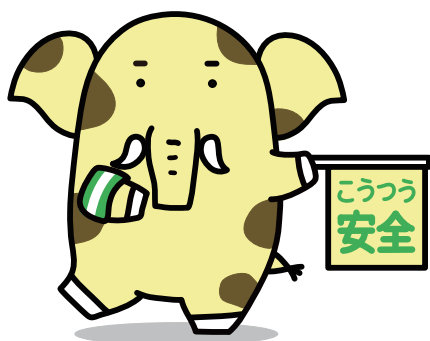
問 都市計画課

市街化区域では、それぞれ用途地域や地区計画などが定められています。この用途地域や地区計画などにより、建築物の種類、建ぺい率、容積率、高さ、敷地面積、壁面の位置、垣又は柵などの制限があります。市ホームページ又は窓口で図面を参照の上、確認してください。

## 良好な景観形成の促進

問 都市計画課

良好な景観形成を推進していくため、景観法に基づき新座市景観計画及び新座市景観条例を定めています。これにより、市内で一定規模の建築物や工作物を建築・設置する場合は、条例に基づく事前協議及び法に基づく届出が必要です。



## 都市計画道路などの区域内では

問 都市計画課

都市計画道路などの都市計画施設の区域内や土地区画整理事業などの市街地開発事業の計画決定・事業決定区域内では、建築物を建てる時に市長の許可が必要です。市ホームページ又は窓口で確認してください(第76条関係は、各土地区画整理事務所にお問い合わせください(30・31・97ページ参照))。

原則として、許可の基準は次のとおりです。

### ➡ 都市計画法第53条関係

- ・地上3階建て以下、地階なし
- ・主要構造部が木造、鉄骨造など(鉄筋コンクリート造などは不許可)
- ・容易に移転し、又は除却することができるもの

### ➡ 土地区画整理法第76条関係

- ・区画整理の支障とならないもの

## 土地取引をするときは

問 都市計画課

都市計画道路などの都市計画施設・生産緑地地区の区域にある100㎡以上の土地や市街化区域内で5,000㎡以上の土地を売買契約する際は、事前に市長に届出をしてください。

また、一定面積(市街化区域2,000㎡、市街化調整区域5,000㎡)以上の土地の売買などの取引をした場合は、契約締結後2週間以内に、土地の所在する市町村を経由して知事への届出が必要です。

## 土地価格の目安は

問 道路管理課

地価公示価格(国公表)、土地調査基準価格(県公表)を参考にしてください。窓口で確認できます。



## 建物の解体

問 建築審査課

床面積80㎡以上の建物を解体する場合は、建設リサイクル法の届出が必要です。

## 市道・水路に接する私有地の境界が確定されていますか

問 道路管理課

皆さんの土地が市で管理する道路・水路に接し、家屋の建築、門・擁壁などを設置する場合で、境界が不明な場合は、境界確定が必要です。

## 市道・水路の使用は許可が必要です

問 道路管理課

市が管理する道路・水路内で水道管などへの接続や足場などの設置を行う場合は、事前に申請が必要です。

## 住居表示付定の手続が必要です

問 市民課

市内に、専用住宅、共同住宅、事務所、倉庫などを新築・建替えしたときは、住居表示付定の手続が必要です。

### ➡ 手続に必要な書類

案内図、配置図、平面図、公図の写し

➡ 届出先 月曜から金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時15分までに市民課へ(出張所ではできません)

## 住宅・ブロック塀等(助成制度)

問 建築審査課 ☎048(477)4519 ☎048(477)4309

### 既存住宅耐震診断改修等助成金

昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の一戸建て住宅・分譲マンションを対象に、耐震診断、耐震改修などを行う方に費用の一部を助成します。

### ブロック塀等撤去・築造工事助成金

道路などに面する高さ1.2mを超える危険なブロック塀などの撤去又は撤去し、安全なフェンスの設置を行う方を対象に、費用の一部を助成します。

## 交通

問 交通政策課 ☎048(477)2484

### 違法駐車と放置自動車

安全で快適な生活環境を確保するため、違法駐車等防止条例を定め、違法駐車防止に努めるとともに、志木駅及び新座駅周辺地域を重点地域に指定し、その防止活動を行っています。

また、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例を定め、放置自動車の防止にも努めています。

### 自転車及びバイク駐車場

#### ➡ 有料自転車駐車場

施設名	窓口	備考
志木駅南口地下	志木駅南口地下	—
三軒屋		—
三軒屋公園前		原動機付自転車可
志木駅南口		—
志木陸橋下(南口・東口)	—	原動機付自転車可
志木駅前暫定	—	一時利用のみ
栗原五丁目	栗原五丁目	原動機付自転車可
新座駅南口地下	新座駅南口地下	—
大和田1号歩道橋下		—
野火止四丁目		定期は高齢者・障がい者の方専用

#### ➡ 利用時間 午前6時～午後11時30分

※志木駅南口地下、三軒屋公園前、栗原五丁目及び新座駅南口地下は午前4時30分～翌日午前1時30分

※志木駅陸橋下(南口・東口)、志木駅前暫定、野火止四丁目及び大和田1号歩道橋下は24時間利用可

#### ➡ 利用料金

・一時利用 1日あたり自転車100円、原動機付自転車200円

※志木駅南口地下及び志木駅前前は3時間無料、以降3時間ごとに100円

※新座駅南口地下及び野火止四丁目は、24時間ごとに100円

・定期利用 各窓口の自転車駐車場にお問い合わせください

## 有料バイク駐車場

施設名	最寄駅	利用台数
新座駅バイク駐車場	新座駅	300台(50台は一時利用)
志木陸橋下南口バイク駐車場	志木駅	30台(一時利用のみ)

➡ **利用時間** 24時間利用できます

### 利用料金

- ・一時利用 24時間ごとに200円
- ・定期利用 新座駅南口地下自転車駐車場管理人室にお問い合わせください

### 無料自転車置場

施設名	所在地	台数
新座団地入口バス停前自転車置場	新座3-1	48台
片山第1自転車置場	道場1-9	40台
片山第2自転車置場	片山1-9	60台
池田二丁目バス停前自転車置場	池田2-2	37台
貝沼バス停前自転車置場	野寺2-872	13台
貝沼バス停第二自転車置場	野寺1-875	50台
貝沼バス停第三自転車置場	野寺1-732	15台
栄二丁目自転車置場	栄2-1	48台
都民農園セコニックバス停自転車置場	栄4-26	24台
新座総合技術高校歩道橋下自転車置場	栄4-1	118台
栄四丁目自転車置場	栄4-2	137台
下片山バス停自転車置場	畑中1-12	15台
新座高校バス停自転車置場	馬場4-7	45台

## 自動車駐車場

施設名	最寄駅	備考
志木駅南口	志木駅	14台
新座駅南口	新座駅	9台

➡ **利用時間** 24時間利用できます

➡ **利用料金** 30分間無料、以降30分ごとに200円

## 放置自転車などの返還

市内には、志木駅周辺を始め、新座駅周辺、バス停留所付近などに放置自転車などが見られます。放置自転車などは、交通障害・環境悪化・防災上の支障・盗難の誘発などの弊害をもたらすため、市では自転車置場の確保、撤去活動などを通じて解消に努めています。なお、志木駅、新座駅周辺は放置禁止区域に指定し、撤去した自転車などは次の方法で返還しています。

➡ **返還日** 火曜及び木曜日を除く毎日  
(12月29日～1月3日は休み)

➡ **返還時間** 午後2時～6時

### 返還場所

施設名	最寄駅	所在地	電話番号
東北二丁目放置自転車返還所	志木駅	東北2-7	048(473)3903

## 路上喫煙の防止

問 環境課 ☎048(424)2621

新座市路上喫煙の防止に関する条例を定め、たばこの喫煙マナーの向上と安全で快適な生活環境の確保に努めています。

## 返還時に必要なもの

本人確認書類(運転免許証など)、自転車などの鍵、保管費用(1台につき自転車2,000円、原動機付自転車3,000円)

## その他

撤去日から3か月経過後、引取りのない自転車は処分します。

## コミュニティバス「にいバス」

公共施設、病院などへのアクセスの利便性を促進するため、市役所を中心としてコミュニティバス「にいバス」を運行しています。

➡ **運行日** 年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日  
※土日祝日は減便運行

➡ **運賃** 大人(中学生以上) = 180円、  
子ども(小学生) = 90円

※終点まで均一運賃で利用可

※身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方は、各手帳を提示で無料。障がい者手帳アプリ「ミライロID」の提示でも可

## 運行ルート

101ページ『にいバス路線図』参照

## 無料乗車証

- ・対象:市内在住の75歳以上の方及び妊産婦の方
- ・有効期限:3年間(妊産婦の方は母子健康手帳交付日から2年間)
- ・受付場所:交通政策課、各出張所(妊産婦の方は交通政策課のみ)
- ・持参する物:本人確認書類(妊産婦の方は母子健康手帳)
- ・手数料:無料

## 乗り継ぎ

各コースの乗り継ぎをするときに乗り継ぎ券を無料で発行します。乗り継ぎ券が必要な方は、降車時に運転手にお声かけください。

- ・無料乗車証や障がい者手帳をお持ちの方は、乗り継ぎ券なしでお乗り換えできます
- ・乗り継ぎ券の発行及び利用可能なバス停は、新座市役所・新座駅南口・老人福祉センター(えがのの里)の3か所のみです
- ・当日のみ有効
- ・発行したコースと別のコースでのみ利用可能

## 犬を飼うときは

犬の登録及び毎年狂犬病予防注射の接種・届出は、狂犬病予防法で義務付けられています。

### 登録手続

こんなとき	マイクロチップ有無	届出先	手続内容	手数料
犬を飼うとき (生後91日以上)	無	市役所、各出張所又は一部の動物病院	生涯一度の登録です。鑑札を交付します。	3,000円
	有	環境省 (マイクロチップ登録サイト)	環境省のデータベースに情報の登録をお願いします。	300円 ※ネット決済のみ
狂犬病予防注射を接種したとき		市役所、各出張所又は一部の動物病院	動物病院で発行された証明書を提示してください。狂犬病予防注射済票を交付します。	550円
犬が死亡したとき 飼い主の住所が変わったとき 犬の所在地が変わったとき	無	市役所	—	無料
	有	環境省	—	無料
飼い主が変わったとき	無	市役所	—	無料
	有	環境省	—	300円 ※ネット決済のみ
鑑札・狂犬病予防注射済票を紛失したとき		市役所又は出張所	—	鑑札再交付 = 1,600円 狂犬病予防注射済票再交付 = 340円

## 環境(みどりの保全)

### 新座グリーンスマイル基金

新座グリーンスマイル基金は、市内の貴重な緑地の保全(緑地購入を含む)や緑化の推進に活用するための基金です。これまでに多くの市民・事業者・団体からご協力を頂き、みどりの保全資金として積み立てています。

#### みどりの保全協定

土地所有者と協定を締結し、市で緑地を保全・管理しながら「憩いの森」として市民に開放する制度です。現在、憩いの森は市内13か所(合計面積約7.2ha)にあります。

#### 緑を守るために

みどりのまちづくり条例を制定し、みどりの保全に努めています。

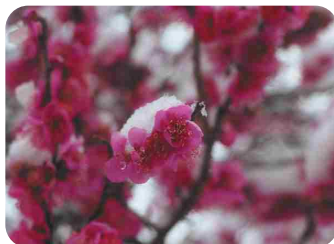
## 環境(公害)

### 公害問題でお困りの方のために

騒音、振動、悪臭など公害に関する苦情相談に応じています。



Niiza City  
Photo Gallery



市営墓園管理事務所

➡ 所在地 新塚一丁目5番1号

➡ 電話番号 ☎048(479)5688

➡ 開園時間 午前8時30分～午後5時15分

※春・秋の彼岸期間は午後6時まで

※お盆・旧盆期間(7月13日～16日及び8月13日～16日)は午後9時まで

➡ 休園日 1月1日～3日(墓参りのために午前8時30分から午後5時まで開門しています)

➡ 交通アクセス

- ・「新座市営墓園」バス停(にいバス)下車すぐ
- ・「栄公民館前」バス停(西武バス)下車徒歩1分
- ・「新座総合技術高校」バス停(西武バス)下車徒歩8分

新座市営墓園 斎場の利用案内 問 市営墓園

斎場は、約100人収容の葬儀が行える2ホールと法要・お清めなどが行える約36人・約50人収容可能な部屋が4部屋あります。告別式・通夜を含めた葬儀が可能です。

➡ 利用時間 午前9時～午後10時

※通夜に利用する場合は終日利用でき、安置室も48時間以内で終日利用できます

➡ 休園日 1月1日～3日

➡ 施設の概要 斎場、洋室、和室、安置室

➡ 使用料 お問い合わせください

➡ 利用の申込み

- ・利用申請書は、管理事務所にあります
- ・使用料は前払いです(一度納めた使用料は、特別の事情がある場合を除き返却できません)
- ・利用月を含む3か月前の初日から申込みができます(電話の場合、利用月を含む3か月前の初日の翌日から)
- ・葬儀に伴う祭壇や料理などは、ご自身で葬儀社などに依頼してください

改葬許可

問 環境課

市内の墓地・納骨堂に埋葬、埋蔵又は収蔵をしている遺骨を新たな墓地・納骨堂に移すときは、改葬許可手続が必要です。詳しくはお問い合わせください。

市民葬

問 市民課

亡くなられた方に礼をつくし、経費をかけずに心のこもった葬儀ができるように、「市民葬」の制度を設けています。

➡ 利用資格

亡くなられた方又は施主が、新座市に住居登録があり、市指定委託葬儀社を利用して葬儀を行う方

➡ 申込み

市民課(死亡届と一緒に)又は市指定委託葬儀社へ、印鑑を持参して「市民葬」と指定してください。

➡ 費用 市指定委託葬儀社にお支払いください

➡ 市民葬の内容

	区分	料金
仕様1	祭壇(3段飾り)及び葬具	78,000円
	火葬(最上等) ※場所は戸田火葬場又は多磨火葬場	6歳以上 = 戸田72,000円 多磨71,590円 6歳未満 = 戸田39,600円 多磨39,780円
	霊柩車	宮型 = 28,700円 普通車 = 16,700円
仕様2	祭壇(5段又は4段飾り)及び葬具	143,000円
	火葬(最上等) ※場所は戸田火葬場又は多磨火葬場	6歳以上 = 戸田72,000円 多磨71,590円 6歳未満 = 戸田39,600円 多磨39,780円
	霊柩車(宮型指定者又は洋型指定者)	35,700円

※施主と指定委託葬儀社の協議によって、上記以外の火葬場及び霊柩車を使用することも可能です

※仕様2の祭壇は、施主の選択によりご利用ください

※仕様以外の付属品は、別料金です

※神式そのほかの方法によって行うときも、同程度の仕様で行うことができます





# 教育・学習・文化・スポーツ

## 小・中学校(入学・転校など)

問 学務課 ☎048(477)6869

### 入学手続

入学する年の1月に、保護者宛てに教育委員会から「入学する学校」などを通知します。次の場合には、学務課へ連絡してください。

- ・入学通知書が届かないとき
- ・病気などの理由で入学ができないとき

### 転入学・転校手続

市民課で住民異動届の手続を済ませた後、学務課で手続をします。

### 就学時健康診断

就学する前年の10月又は11月に健康診断を行います。通知は9月中旬に送ります。

## 小・中学校(助成制度)

問 学務課 ☎048(477)6869

### 就学費援助

経済的理由により教育の機会が失われないように、公立の小・中学校に在籍する市内在住の児童生徒の保護者の方に、学用品費の一部や学校給食費などの援助を行っています。

## 小・中学校(相談)

問 教育相談センター ☎048(477)7204

### 教育相談・いじめ相談 問 ☎048(477)4152

子どもの教育の悩み(不登校、性格・行動、発達上の課題、いじめなど)に、専門の相談員、学校カウンセラーが無料で電話や直接相談をお受けします。秘密は固く守ります。

- ➔ 相談日時 月曜～金曜日、午前10時～午後6時  
(来談は午後5時まで)
- ➔ 場所 教育相談室(市役所第四庁舎)

### いじめ100番 問 ☎048(478)0100

市内の児童生徒に限り、いじめに関する相談を受け付けます。

### 子ども相談電話

フリーダイヤル ☎0120(213)415  
ニイザ ヨイコ  
市内の児童生徒に限り、相談を受け付けます。

### 就学相談 問 ☎048(477)7204

障がいのある児童生徒の就学に関する相談を受け付けます。

## 小・中学校(そのほか)

問 地域活動推進課 ☎048(477)1583 教育支援課 ☎048(477)7142  
生涯学習スポーツ課 ☎048(424)5362 教育総務課 ☎048(477)5947

### 国際化・都市交流 問 地域活動推進課、教育支援課

市では国際化の進展に合わせ、次の国際化事業を行っています。

- ・各中学校に英語指導助手の配置
- ・各小学校に小学校英語講師の配置
- ・外国籍市民のための生活ガイドブックの発行
- ・庁舎内案内板などへの英語併記
- ・青少年海外派遣事業
- ・海外の都市との交流
- ・ホームステイなど協力者の登録
- ・帰国児童、生徒や外国人児童、生徒を対象とした日本語指導

### ➔ 友好姉妹都市・友好都市(海外)

- ・フィンランド共和国ユヴァスキュラ市  
(平成9年8月23日提携)
- ・中華人民共和国河南省済源市(平成14年5月16日提携)
- ・ドイツ連邦共和国ブランデンブルク州ノイルツピン市  
(平成15年11月1日提携)
- ➔ 新座市立第三中学校の友好姉妹校
- ・フィンランド共和国ユヴァスキュラ市立ビータニエミ中学校(旧ボーヨンマ中学校)(平成9年11月3日提携)

国内都市との交流を通じて相互の理解と信頼を深めるとともに、災害時の相互応援を図るため、友好姉妹都市及び災害時における相互応援協定を締結しています。

➔ **友好姉妹都市(国内)**

- ・栃木県那須塩原市(旧西那須野町)  
(平成17年11月1日提携)
- ・新潟県十日町市(旧中里村)(平成20年5月1日提携)

**子ども会** 問 **地域活動推進課、生涯学習スポーツ課**

市内には、子ども会や子ども育成部門を設ける町内会もあり、地域で子どもを育てていくことを目指して活動しています。

**教育懇談会** 問 **教育総務課**

当面する教育課題などについて、教育長などと市民の皆さんとの意見交換などを年3回程度行います。教育に対するニーズや意向を的確に把握し、これらを教育行政に反映させるために実施しています。

**高等学校などへの進学(入学準備金・奨学金貸付)** 問 **学務課 ☎048(477)6869**

**入学準備金・奨学金貸付**

経済的な理由により修学困難な方のために、審査後に入学準備金・奨学金を貸し付けます。

- ➔ **申請資格** ①新座市に引き続き2年以上住所があること ②市税を滞納していないこと

➔ **入学準備金内訳**

**対象** / 学校に入学を希望する方(25歳以下)の保護者

区分	貸付額	返還据置期間	返還期間
高等学校	国立及び公立	入学した月から6か月	毎月末に定められた額を30か月以内に返還(私立の大学、専修学校、高等専門学校のみ42か月以内)
	私立		
高等専門学校 専修学校	国立及び公立		
	私立		
大学(短期大学含む)	国立及び公立		
	私立		

➔ **奨学金内訳**

**対象** / 申請資格①・②の被保護者で学校に在学している方(25歳以下)

区分	月額貸付額	返還据置期間	返還期間
高等学校	国立及び公立	貸付終了後から6か月	毎月末に定められた額を貸付期間の2倍に相当する期間内
	私立		
高等専門学校 専修学校	国立及び公立		
	私立		
大学(短期大学含む)	国立及び公立		
	私立		

**生涯学習・文化施設**

**市民会館**

- ➔ **所在地** 野火止一丁目1番2号
- ➔ **電話番号** ☎048(481)1111
- ➔ **ファックス番号** 048(481)1114
- ➔ **開館時間** 午前9時～午後9時30分
- ➔ **休館日** 月曜日(祝日・振替休日の場合は開館し、翌平日を休館)、年末年始(12月29日～1月3日)
- ➔ **交通アクセス**
  - ・「新座市役所(市民会館・図書館前)」バス停(にいバス)下車すぐ
  - ・「新座市役所」バス停(西武バス)下車徒歩4分
- ➔ **駐車場** あり(中央図書館と共用68台)  
※最初の30分無料、以後30分100円(条件により割引あり)
- ➔ **利用申込み**  
利用申請書と使用料を、会館事務室へ提出してください。

## ➡ 利用申込受付開始日

区分	利用申込受付開始日
ホール、楽屋、リハーサル室	利用月を含む7か月前の月の1日(休館日の場合は翌日)から
会議室、和室	利用月を含む3か月前の月の1日(休館日の場合は翌日)から

## ふるさと新座館ホール

- ➡ 所在地 野火止六丁目1番48号
- ➡ 電話番号 ☎048(478)4523
- ➡ ファックス番号 048(482)4594
- ➡ 開館時間 午前9時～午後9時30分
- ➡ 休館日 月曜日(祝日・振替休日の場合は開館)、年末年始(12月29日～1月3日)

## ➡ 交通アクセス

- ・JR武蔵野線「新座駅」下車徒歩10分
- ・「新座警察署前」バス停(にいバス、西武バス)下車徒歩8分
- ・「ふるさと小道」バス停(西武バス)下車徒歩6分
- ・「ふるさと新座館前」バス停(にいバス)下車徒歩2分
- ・「中堀」バス停(西武バス)下車徒歩2分

## ➡ 駐車場 あり(71台)

※最初の1時間無料、以後1時間100円(条件により割引あり)

- ➡ 申込み 利用月を含む7か月前の月の1日(休館日の場合は翌日)から利用申請書と使用料を、事務所へ提出してください。

## ご利用ください！公共施設予約システム

パソコンやスマートフォンから、市内の公共施設(一部を除く)の空き状況の確認や、スポーツ施設・ふるさと新座館ホールの抽選・予約申請を行うことができます。このシステムを利用するには、次のURLからアクセスしてください。

- ➡ パソコン版URL <https://www.task-asp.net/cu/eg/ykr112305.task>

- ➡ スマートフォン版URL <https://www.task-asp.net/cu/eg/ykd112305.task>

※右の二次元コードからもアクセスできます



▲市ホームページへ

## ➡ 問合せ

施設の利用(予約・抽選・申込みなど)についてや、利用者ID・パスワードをお忘れの場合は、各施設へお問い合わせください。

## 中央図書館

- ➡ 所在地 野火止一丁目1番2号
- ➡ 電話番号 ☎048(481)1115
- ➡ ファックス番号 048(482)4595
- ➡ ホームページ  
パソコン版 <https://www.lib.niiza.saitama.jp/>  
モバイル版 <https://www.lib.niiza.saitama.jp/i/>
- ➡ 利用時間 午前9時30分～午後6時
- ➡ 休館日  
月曜日(祝日・振替休日の場合は開館し、翌平日を休館)、館内整理日(祝日を除く毎月第4木曜日)、年末年始(12月29日～1月3日)、特別整理期間
- ➡ 交通アクセス  
「新座市役所(市民会館・図書館前)」(にいバス)下車すぐ  
「新座市役所」バス停(西武バス)下車徒歩3分

## ➡ 駐車場

あり(市民会館と共用68台)  
※最初の30分無料、以後30分100円(条件により割引あり)

## ➡ 貸出しできる方

新座市内に在住又は在勤在学の方  
朝霞・志木・和光市に在住の方

## ➡ 貸出方法

本人の氏名、住所を確認できるもの(健康保険証、運転免許証など)、在勤在学の方はそれを確認できるものをお持ちください。利用者カードを作ります。

## ➡ 所蔵資料の種類

図書、紙芝居、雑誌、CD、DVD、その他

- ➡ 蔵書数 約216,500点(令和4年4月現在)

## 視聴覚ライブラリー

視聴覚ライブラリーは、中央図書館内にあり、市内の学校や各種団体などに、視聴覚資料・機材を貸し出しています。生涯学習活動やサークル活動などにご利用ください。

## 図書館分館

### 分館などの貸出日(図書館による貸出日)

場所	貸出日・時間	
分館	栗原公民館図書室	水曜・土曜日 午前10時～午後5時
	西堀・新堀コミュニティセンター図書室	木曜・日曜日 午前10時～午後5時
	大和田公民館図書室	火曜・金曜日 午前10時～午後5時
	中央公民館図書室	火曜・木曜日 午前10時～午後5時
	新座団地図書室	水曜・金曜日 午前10時～午後5時
東北コミュニティセンター(サービススポット)	コミセン開館日 予約資料受取のみ	
ビブリア(栗原5丁目図書サービススポット)	火曜～日曜日 午前10時～午後8時 予約資料貸出のみ	

※栗原公民館図書室、西堀・新堀コミュニティセンター図書室、大和田公民館図書室、中央公民館図書室は、公民館開館日の午前9時30分から午後9時までの間(日曜日及び休日は午後5時まで)、検索用コンピュータ(貸出機能付き)を使って本を借りることができます(利用者カードとパスワードが必要です)

※図書館による貸出日以外でも、公民館、コミュニティセンターの開館日であれば、事務室窓口で予約資料を受け取ることができます

※サービススポットでは、図書・紙芝居の閲覧及び貸出しはできません

## にいざ電子図書館

電子書籍を借りることができます。  
詳しくは、にいざ電子図書館へ▶



### 図書館相互利用

朝霞・志木・和光市内の次の図書館で本を借りることができます。各館で利用登録が必要です。

- ・朝霞市立図書館 ☎048(466)8686
- ・志木市立柳瀬川図書館 ☎048(487)2004
- ・和光市図書館 ☎048(463)8723

※利用時間・休館日は、各館にお問い合わせください

## 福祉の里図書館

所在地 新塚一丁目4番5号

電話番号 ☎048(481)7070

ファックス番号 048(481)9424

利用時間 午前9時30分～午後6時

休館日 月曜日(祝日の場合は、その翌日も休館)、祝日(こどもの日及び敬老の日を除く)、年末年始(12月29日～1月3日)、特別整理期間

### 交通アクセス

- ・「栄公民館前」バス停(にいバス、西武バス)下車すぐ
- ・「新座総合技術高校前」バス停(西武バス)下車徒歩3分

### 駐車場 あり(69台)

※栄公民館、福祉の里、こぶしの森と共用

### 貸出しできる方

新座市内に在住又は在勤在学の方  
朝霞・志木・和光市に在住の方

### 貸出方法

本人の氏名、住所を確認できるもの(健康保険証、運転免許証など)、在勤在学の方はそれを確認できるものをお持ちください。利用者カードを作ります。

### 所蔵資料の種類

図書、紙芝居、雑誌、CD、DVD、その他

### 蔵書数 約127,500点(令和4年4月現在)

## 公民館・コミュニティセンター

公民館やコミュニティセンターでは、市民の生活・文化・教養を高めるため、各種の学級、講座、教室を開設しています。また、サークル活動や学習の場としてもご利用ください。

### 各公民館・コミュニティセンター

名称	名称
中央公民館	畑中公民館
野火止公民館(ふるさと新座館内)	大和田公民館
栄公民館	東北コミュニティセンター
栗原公民館	西堀・新堀コミュニティセンター

### 申込方法

利用希望日の属する月の3か月前の1日から7日までの間に利用申込書を、利用する公民館又はコミュニティセンターへ提出してください。ただし、受付期間中に休館日が含まれる場合は、それぞれ1日ずつ受付日を繰り延べます。

※利用申込書の受付期間後、5日以内の調整期間中に公民館・コミュニティセンターから連絡がないときは、予約ができたものと判断してください

※上記の期間が過ぎた後に、新たな利用申込みを窓口又は電話で受け付けます

### 利用許可申請手続

利用予約確定後、事前に申請してください。利用許可書を交付しますので、利用日にお持ちください。

受付時間 午前9時～午後9時30分(日曜日・祝日は午後5時30分まで(野火止公民館を除く))

### 利用時間

午前	午後1	午後2	夜間
午前9時～ 正午	午後1時～ 3時	午後3時30分～ 5時30分	午後6時～ 9時30分

※祝日は午前9時～午後5時30分(野火止公民館を除く)

使用料 各館にお問い合わせください

休館日 月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

※野火止公民館に限り、月曜日が祝日に当たるときを除きます



### ➡ 利用できない場合

- ① 営利を目的としたものや営利を伴う内容の集会
- ② 特定の政党の利害に関する事業や特定の候補者を支持する集会などの政治活動
- ③ 特定の宗教に関する集会、布教活動や宗教行事、そのほか公益を害するおそれのあるものや管理上支障があるとき

## 歴史民俗資料館(れきしてらす)

歴史民俗資料館では、野火止用水など失われつつある市の歴史・民俗・考古に関する資料の収集、保存及び展示をしています。また、文化財保護の普及や啓発及び郷土学習の場となる身近な施設です。

- ➡ **所在地** 野火止二丁目9番37号  
※保健センターとの複合施設
- ➡ **電話番号** ☎048(481)0177
- ➡ **ファックス番号** 048(481)0149
- ➡ **利用時間** 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
- ➡ **休館日** 月曜日(祝日の場合は、その直後の平日も休館)、祝日(文化の日を除く)、年末年始(12月29日～1月3日)、資料整理日(毎月月末)
- ➡ **入館料** 無料
- ➡ **窓口業務** 埋蔵文化財関連業務(包蔵地照会、発掘の届出など)、新座市史の販売、睡足軒の森利用手続など
- ➡ **交通アクセス** 「新座中学校(保健センター・れきしてらす前)」バス停(西武バス・にいバス)前
- ➡ **駐車場** あり(81台)

## 睡足軒(すいそくけん)の森

日本の伝統的文化活動(茶道、華道、短歌、俳句、古典など)やその学習、青少年の体験学習の場としてご利用ください。

- ➡ **所在地** 野火止一丁目20番12号
- ➡ **問合せ** 歴史民俗資料館(れきしてらす)  
☎048(481)0177
- ➡ **開園時間** 午前10時～午後3時
- ➡ **休園日** 月曜・水曜日(祝日・振替休日の場合は開園し、翌平日を休園)、年末年始、季節休園期間
- ➡ **利用期間** 睡足軒は2日間、紅葉亭は6日間まで連続利用可能
- ➡ **入園料** 無料
- ➡ **利用申込み**

「睡足軒の森利用予約申請書」に利用料を添えて、歴史民俗資料館へ提出してください。

なお、申請・利用の際には、あらかじめ市教育委員会から交付された「睡足軒の森施設利用団体登録証」が必要です。

区分	利用申込受付開始日
市内在住又は在勤在学の代表者を有する登録団体	利用日の4か月前の月初めから
それ以外	利用日の2か月前の月初めから

※会員5名以上の団体とします

## スポーツ施設

### 市民総合体育館

- ➡ **所在地** 本多二丁目1番20号
- ➡ **電話番号** ☎048(478)8011
- ➡ **ファックス番号** 048(478)8013
- ➡ **利用時間** 午前9時～午後9時30分
- ➡ **休館日** 月曜日(祝日・振替休日の場合は開館し、翌平日を休館)、年末年始(12月29日～1月3日)
- ➡ **施設概要**  
メインアリーナ(バレーボール、バスケットボールなど)、サブアリーナ(バレーボール、バスケットボール、フットサル、体操など)、第1・2武道場、卓球場、弓道場、相撲場、ウエイトリフティング室、トレーニング室、ジョギングコース、大・小会議室、研修室

- ➡ **駐車場** あり(161台)
- ➡ **利用申込み**  
公共施設予約システム(88ページ参照、詳しくは問合せ)で予約するか、直接、市民総合体育館へ

区分	利用申込受付開始日	
個人	利用する1か月前から	
団体	市内登録団体	利用する月の2か月前から
	その他団体	利用する1か月前から

## 福祉の里体育館

- ➡ 所在地 新塚一丁目4番5号
- ➡ 電話番号 ☎048(481)3022
- ➡ ファックス番号 048(481)3303
- ➡ 利用時間 午前9時30分～午後5時30分
- ➡ 休館日 月曜日(祝日の場合は、その翌日も休館)、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)

➡ 施設概要 アリーナ(バスケットボール、バレーボール各1面、バドミントン、ソフトバレー各3面)、卓球台9台

➡ 駐車場 あり(69台)

➡ 利用申込み

区分	利用申込受付開始日
市内登録団体	利用する日の2か月前から
その他団体	利用する月の1か月前から
個人	利用日当日

## 総合運動公園

- ➡ 所在地 本多二丁目8番16号
- ➡ 電話番号 ☎048(479)5515
- ➡ ファックス番号 048(479)5619

➡ 休園日 月曜日(祝日・振替休日の場合は開園し、翌平日を休園)、年末年始(12月29日～1月3日)

➡ 駐車場 あり(123台)

➡ 利用時間

施設名	利用可能開始時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公園	午前8時	～午後9時30分							～午後7時		～午後5時		
陸上競技場	午前8時30分	～午後6時(※)							～午後5時(※)				
野球場	午前8時30分	～午後9時30分							～午後6時30分		芝養生のため利用不可		
マレットゴルフ場	午前8時30分	～午後6時							～午後5時				

※3月～5月は芝養生のためフィールドの利用不可

➡ 利用申込み

専用(独占)利用 ・ 共用(共同)利用 の場合	受付場所	市民総合体育館	
	受付期間	専用利用	市内団体 利用する月の2か月前の初日から利用開始の前日まで その他団体 利用する月の1か月前の初日から利用開始の前日まで
		共用利用	市内団体 利用する月の2か月前の初日から利用開始の前日まで(マレットゴルフ場を除く) その他団体 利用する月の1か月前の初日から利用開始の前日まで(マレットゴルフ場を除く)
	受付時間	専用利用・共用利用共に午前9時～午後9時(市民総合体育館の休館日を除く)	
	受付方法	市民総合体育館受付で、「公共施設予約システム利用者登録申請書」を提出し、登録してください。登録後、公共施設予約システム又は市民総合体育館受付で仮予約手続を行い、使用料を納入し、許可を受けてください。	
個人利用の 場合	受付場所	総合運動公園管理事務所	
	受付期間	利用日当日(開場時間)	
	受付方法	自動券売機で「個人利用券」を購入し、受付に提出してください。	

## ゲートボール場

➡ 利用時間 午前8時30分～午後6時  
(10月～3月は午後5時まで)

➡ 利用料金 無料

➡ 利用申込み 直接、総合運動公園管理事務所へ

➡ 休場日 月曜日(祝日や振替休日の場合は開場し、翌平日を休場)、年末年始(12月29日～1月3日)

## 新座市体育施設等指定管理者 公益財団法人新座市スポーツ協会

新座市スポーツ協会は、市内にある体育スポーツの団体を統轄し、体育スポーツ・レクリエーションの振興を図るとともに、市民の体力増進と市民スポーツの振興に努めています。

➡ 所在地 本多2-1-20(市民総合体育館内) ➡ 電話番号 ☎048(478)8011

➡ ファックス番号 048(478)8013 ➡ ホームページ <http://www.niiza-taikyou.or.jp/>

## その他スポーツ施設

運動場・庭球場・夜間照明施設

問 市民総合体育館 ☎048(478)8011

施設名	施設の概要	使用料	夜間照明使用の場合	駐車場
殿山運動場	野球場 サッカー場(夜間照明付き)	2時間2,090円	午後5時～7時 8,380円 午後7時～9時30分 10,470円	103台
堀ノ内少年運動場	野球場	無料(市内小学生団体のみ利用可)	—	10台
馬場運動場	ソフトボール場2面	1面2時間2,090円	—	138台
STECフィールド 大和田	サッカー場(少年用) フットサル	2時間6,110円 (サッカー利用は小学生以下の市内少年サッカー団体に限ります。)	午後5時～7時 8,200円 午後7時～9時 8,720円	40台
野火止運動場	野球場、庭球場(3面)、ゲートボール場	2時間2,090円(庭球場は2時間830円、当日の現地受付に限り1時間410円、ゲートボール場は無料)	—	60台
西堀庭球場	庭球場(4面)	2時間830円 (当日の現地受付に限り1時間410円)	—	15台
本多庭球場	庭球場(5面、そのうち4面は夜間照明付き)		1時間780円	23台
栄庭球場	庭球場(8面、そのうち5面は夜間照明付き)			50台
新座中学校 (夜間照明施設)	ソフトボール2面 サッカー1面(夜間照明付き)	—	午後7時～9時 ソフトボール1面 2時間2,080円 サッカー1面 2時間4,160円	5台
第三中学校 (夜間照明施設)	ソフトボール1面 サッカー1面(夜間照明付き)	—	午後7時～9時 2時間2,080円	5台
第四中学校 (夜間照明施設)	ソフトボール2面 サッカー1面(夜間照明付き)	—	午後7時～9時 ソフトボール1面 2時間2,080円 サッカー1面 2時間4,160円	10台
石神小学校 (夜間照明施設)	サッカー場(少年用)1面	—	4～9月 午後7時～9時 10～3月 午後5時～9時 2時間2,080円	3台

### ➡ 休場日

月曜日(祝日・振替休日の場合は開場し、翌平日を休場)、年末年始(12月29日～1月3日)、本多庭球場・栄庭球場の夜間照明設備は、12月1日から翌年3月31日までの日

### ➡ 利用申込み

市民総合体育館受付で、「公共施設予約システム利用登録申請書」を提出し、登録してください。登録後、公共施設予約システム(88ページ参照、詳しくは問合せ)又は市民総合体育館受付にて仮予約手続きを行い、使用料を納入し許可を受けてください。





# 企業・事業者

## 企業・事業者への融資

問 産業振興課 ☎048(477)6346

### 中小企業融資制度

#### ➔ 融資対象

制度名	融資対象
新座市特別小口無担保無保証人保証制度融資	市内に店舗又は工場を有し、引き続き1年以上市内で同一事業を営んでいる方で、常時使用する従業員が20名(商業・サービス業は5名)以下の法人及び個人 ※そのほか条件があります。
新座市中小企業融資	6か月以上市内に店舗又は工場を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいる方で、常時使用する従業員が300名以下の法人及び個人 ※そのほか条件があります。
新座市緊急運転資金融資	市内に店舗又は工場を有し、引き続き1年以上市内で同一事業を営んでいる方で、セーフティネット保証5号の認定を受けている方 ※そのほか条件があります。

※詳しくはお問い合わせください

### 新規創業融資利子補給制度

市内において創業するための資金として、日本政策金融公庫から借り受けた資金に対する利子の一部を補助します。

#### ➔ 対象者

次の全ての要件に該当する方

- ①創業前又は創業後1年以内に新規融資を受けた方
- ②融資の貸付日以降、本市の住民基本台帳に記録されており(法人の場合は市内に登録されている)、融資を受けた事業を市内で営んでいること
- ③市税の滞納がないこと

#### ➔ 補給金額

融資(1千万円を限度)を受けた日から3年間に支払った利子額(延滞利子を除いた額で、上限1.5%の利率で算定した額)

## 企業・事業者の経営相談

問 産業振興課 ☎048(477)6346

### にいざビジネスサポート経営相談

市内の事業者の方向けに、無料の経営相談を実施しています。販路拡大や資金繰り相談など、経営全般のお悩みに、専門家(中小企業診断士)が課題解決に向けた提案をワンストップで行います。

- ➔ 日時 毎週水曜・金曜日 午後2時～5時
- ➔ 場所 市役所
- ➔ その他 相談は予約制です。電話又は市ホームページで予約してください。

※販路拡大などに関する各種補助金制度もありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください

## 企業・事業者の広告

問 建築審査課 ☎048(477)4309

### 屋外広告物

看板や広告板などの広告物を出すには、許可が必要な場合があります。

## 農業者などへの融資

問 産業振興課 ☎048(424)9605

### 農業近代化資金利子補給

農業者などが行う資本整備の高度化及び農業経営の近代化を図る農業関係事業に対する事業資金の調達を円滑にするとともに、借入農家の利子負担の軽減を図ることを目的として、農業者及び農業者組織を対象に、借入金の利子に対し、県及び市が利子の一部を補給します。  
※詳しくはお問い合わせください

### 都市農業推進対策事業費補助金

都市農業の推進を図るため、新たな事業などを行う農業者及び農業団体の事業促進に対して、補助対象事業に応じた補助率に基づき、市が補助金を交付します。  
※補助対象事業、補助率など、詳しくはお問い合わせください

#### 農地のきまり

- ・農地を農地のまま貸したり、売ったりする場合は、許可が必要です
- ・農地を住宅用地、駐車場用地、資材置場用地など農地以外の目的に使用する場合は、届出又は許可が必要です
- ・農地を埋立てや盛土する場合は、届出又は許可が必要です

問 農業委員会事務局 ☎048(477)1543





# 市政・議会・選挙

## 市へのご意見・ご要望は

問 秘書広聴課 ☎048(477)1488

市のまちづくりや地域の身近な問題について、市民の皆さんのご意見、ご要望をお伺いしています。

区分	概要
市長への手紙	市役所(総合案内)、各公民館及び各コミュニティセンターに市長への手紙を設置しています。
市長へのファックス	任意の様式(便せんなど)に書いて、ファックスでお送りください。ファックス番号 048(482)6811
市長へのメール	市ホームページの「市長へのメール」のページから、送信することができます。
新座市長とタウンミーティング	おおむね3か月に1回、市役所・公民館・コミュニティセンターなどを会場に、市民の皆さんと市長との懇談を実施しています。
パブリック・コメント制度	市の基本的な計画などを立案する際に、その案と関連資料を広く市民の皆さんに公表し、ご意見を頂いています。

## 広報

問 シティプロモーション課 ☎048(424)9600

### 広報にいざ

市政の動きやお知らせなどを掲載した『広報にいざ』を毎月1日に発行しています。

### ホームページ・SNSなど

市政の動きやお知らせなど最新情報を発信しています。また、ホームページでは各種証明書の電子申請、発行予約などができます。(6・7ページ参照)

## 情報公開・個人情報保護

問 総務課 ☎048(424)4897

### 情報公開

市が保有する公文書を、市民の皆さんの請求により開示します。個人情報が記録されているものなど、開示できない情報もあります。

### 個人情報保護制度

市が保有する個人情報は、法律に基づいて適切に管理しています。市民の皆さんの個人情報は、請求により本人への開示・内容の訂正・利用の停止を行います。

## 選挙

問 選挙管理委員会事務局 ☎048(477)1475

### 選挙権・被選挙権

公職の種類	選挙権	被選挙権	
		年齢要件	その他の条件
衆議院議員	日本国民で満18歳以上の方	満25歳	—
参議院議員		満30歳	—
県知事	日本国民で満18歳以上の方のうち新座市内に引き続き3か月以上住所を有する方(※)	満30歳	—
県議会議員		満25歳	当該選挙の選挙権を有すること
市長		満25歳	—
市議会議員		満25歳	当該選挙の選挙権を有すること

※住所とは、住民登録しているだけでなく、客観的な居住実態があることが必要です(平成9年8月25日最高裁判所判決)

## 期日前投票及び不在者投票

投票日当日に、仕事、旅行、病気などにより投票所に行けない方は、期日前投票や不在者投票をすることができます。

### ➡ 期日前投票

選挙の公示又は告示の日の翌日から投票日の前日まで、期日前投票所で投票することができます。

### ➡ 不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、市外に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、都道府県が指定する病院などの施設に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。

### ➡ 郵便などによる不在者投票

身体に重度の障がいのある方や介護が必要な方で、郵便等投票証明書の交付を受けている方は、自宅や居所において不在者投票ができます。

## 投票所入場整理券の送付

投票所入場整理券は、選挙の公示又は告示の日前後に各世帯単位で封書により郵送します。

## 在外選挙制度

海外に引き続き3か月以上住んでいる方で、その居住地域を管轄する在外公館(大使館又は総領事館)で、在外選挙人名簿への登録申請をし、在外選挙人証を交付されている方が日本の国政選挙の投票ができる制度です。

なお、選挙人名簿に登録されている方は、国外に転出するまでの間に最終住所地の市区町村で申請を行うことができます。

## 選挙公報

候補者の経歴や政見、写真などを掲載した選挙公報は、投票日の前々日までに各世帯へ個別に配布するほか、新座市長選挙・新座市議会議員選挙に関しては市ホームページ(音声対応有)にも掲載します。

## 議会

問 議会事務局 ☎048(477)7346

議会は、市民の代表として公選された26名の議員からなる市の議決機関です。3月、6月、9月、12月に開かれる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。市民の福祉の向上につながるように執行機関と共に二元代表制の一翼を担っています。議員は、総務、文教生活、厚生、建設の4つの常任委員会のいずれかに所属し、議案、請願、陳情など委員会付託案件の審査などを行っています。また、必要に応じて、特別委員会が設置されます。

## 請願と陳情

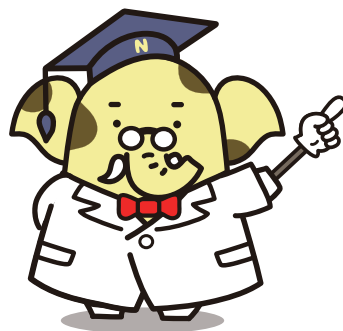
市民の皆さんが、市政に関することで議会に対して意見や要望を提出する制度として、請願と陳情があります。請願書(又は陳情書)は、件名、請願(又は陳情)理由、請願(又は陳情)事項、代表者(提出者)の住所、氏名、電話番号を書いて署名又は記名押印し、議長宛てに提出してください。請願には、紹介議員が必要です。

## 本会議・委員会の傍聴

本会議・委員会の傍聴を希望する方は、会議当日、議事事務局で傍聴の手続きをし、傍聴券の交付を受けてください。また、本会議で手話通訳者・要約筆記者が必要な方は、早めにお申し込みください。

## インターネット中継

議会からの情報発信、情報公開を積極的に行うため、インターネットを通じて本会議の様子を配信しています。新座市議会ホームページからご覧ください。



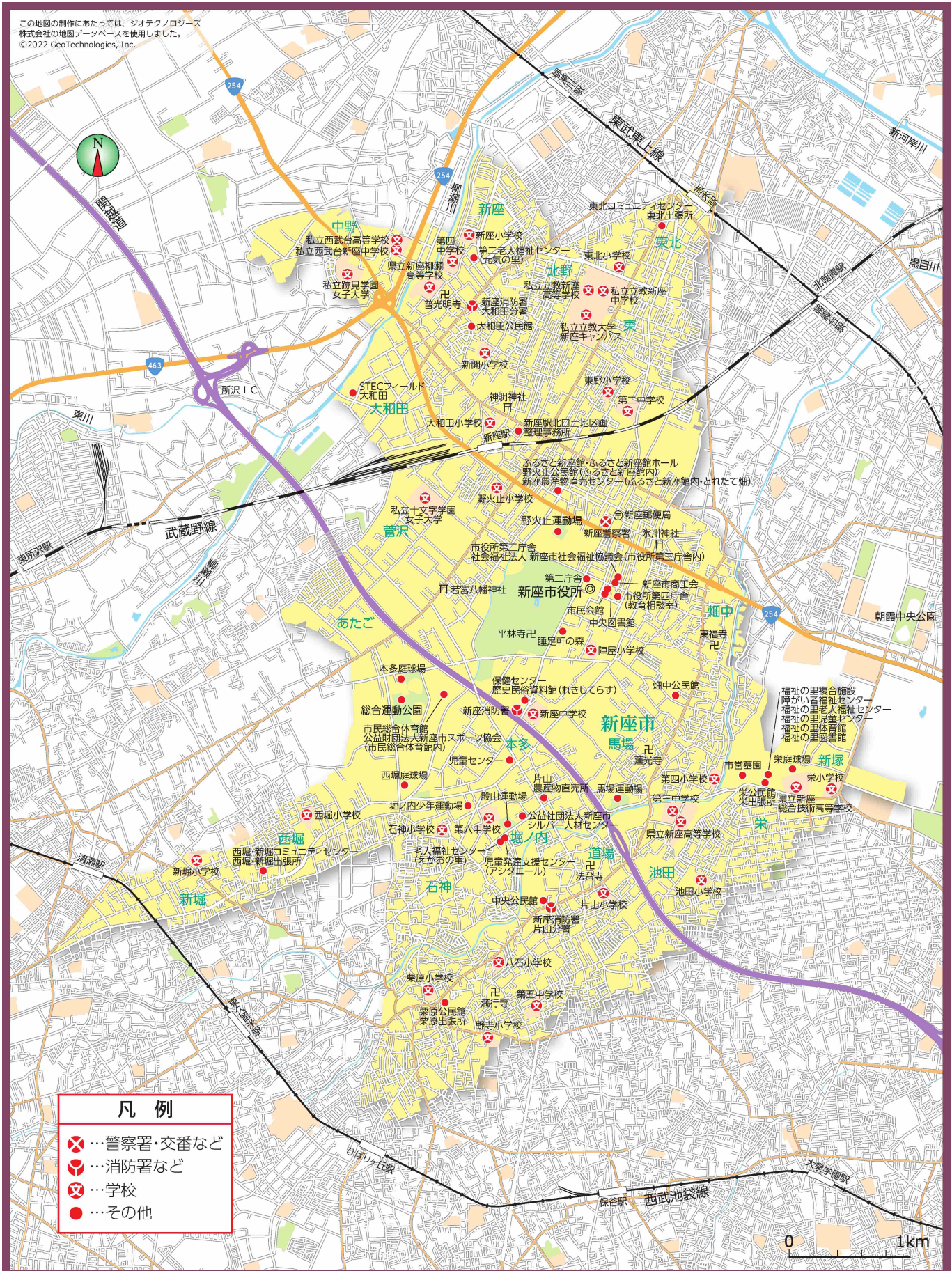




# 施設マップ・一覧

## 施設マップ

この地図の制作にあたっては、ジオテクノロジー株式会社  
株式会社の地図データベースを使用しました。  
© 2022 GeoTechnologies, Inc.





# 施設一覧

## 行政施設

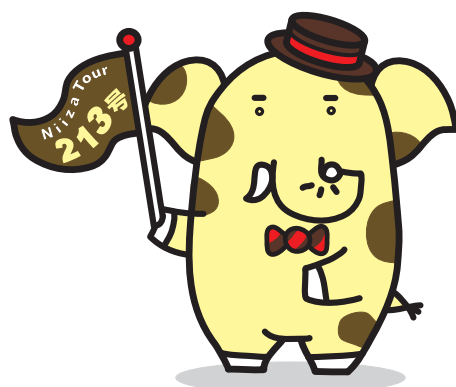
施設名	所在地	電話番号	
市役所(本庁舎・第二庁舎)	野火止1-1-1	048(477)1111	
市役所第三庁舎(市社会福祉協議会)	野火止1-9-63	048(480)5705	
市役所第四庁舎(教育相談室)	野火止1-14-14	048(477)4152	
東北出張所	東北2-28-5	048(474)6161	
栄出張所	新塚1-4-2	048(481)1801	
栗原出張所	栗原3-8-34	042(423)6803	
西堀・新堀出張所	新堀1-5-9	042(492)2441	
新座駅北口土地区画 整理事務所	野火止5-4-28	048(487)8380	
志木駅南口駐車場	東北2-36先	—	
新座駅南口駐車場	野火止5-2先	—	
志木駅前暫定自転車駐車場	東北2-30先	—	
三軒屋自転車駐車場	東北2-28-6	048(485)1015	
三軒屋公園前自転車駐車場	東北2-27-4		
志木駅南口地下自転車駐車場	東北2-100		
志木駅南口自転車駐車場	東北2-31-21		
志木陸橋下東口自転車駐車場	東北2-40先		
志木陸橋下南口自転車駐車場	東北2-34先		
志木陸橋下南口バイク駐車場	東北2-34先		
栗原五丁目自転車駐車場	栗原5-11-28		042(422)9400
野火止四丁目自転車駐車場	野火止4-19先		048(480)6789
新座駅南口地下自転車駐車場	野火止5-2先		
新座駅バイク駐車場	野火止5-3先		
大和田1号歩道橋下 自転車駐車場	大和田2-1	—	
東北二丁目放置自転車返還所	東北2-7	048(473)3903	
市民会館	野火止1-1-2	048(481)1111	
ふるさと新座館ホール	野火止6-1-48	048(478)4523	
新座消防署	野火止2-9-45	048(482)0119	
新座消防署 大和田分署	大和田5-7-14	048(481)1119	
新座消防署 片山分署	片山1-21-30	048(477)0313	
新座警察署	野火止7-1-38	048(482)0110	

## スポーツ施設

施設名	所在地	電話番号
市民総合体育館	本多2-1-20	048(478)8011
福祉の里体育館	新塚1-4-5	048(481)3022
総合運動公園	本多2-8-16	048(479)5515
殿山運動場	堀ノ内3-4-16	—
堀ノ内少年運動場	堀ノ内3-9-44	—
馬場運動場	馬場4-8-56	—
STECフィールド大和田	大和田3-8-9	—
野火止運動場	野火止4-2-5	048(481)9040
西堀庭球場	本多2-5-15	048(481)9081
本多庭球場	本多2-7-87	048(481)8727
栄庭球場	新塚5061-2	048(479)5803

## 教育施設

施設名	所在地	電話番号
歴史民俗資料館(れきしてらす)	野火止2-9-37	048(481)0177
中央図書館	野火止1-1-2	048(481)1115
福祉の里図書館	新塚1-4-5	048(481)7070
中央公民館	道場2-14-12	048(479)2321
野火止公民館(ふるさと新座館内)	野火止6-1-48	048(478)4523
栄公民館	新塚1-4-2	048(481)1101
栗原公民館	栗原3-8-34	042(423)6801
畑中公民館	畑中1-15-58	048(478)5411
大和田公民館	大和田1-26-16	048(479)0517
東北コミュニティセンター	東北2-28-5	048(474)2577
西堀・新堀コミュニティセンター	新堀1-5-9	042(492)4655
睡足軒の森	野火止1-20-12	048(482)4004





➡ 小・中学校

施設名	所在地	電話番号
市立大和田小学校	大和田1-1-30	048(477)2021
市立西堀小学校	西堀2-18-3	042(491)6671
市立片山小学校	片山1-8-31	048(477)0312
市立第四小学校	馬場3-6-1	048(478)3192
市立八石小学校	野寺2-8-45	048(477)6701
市立東北小学校	北野3-1-1	048(471)2022
市立野火止小学校	野火止4-9-1	048(477)1211
市立野寺小学校	野寺5-1-24	042(473)9453
市立池田小学校	池田4-8-49	048(479)4051
市立新堀小学校	新堀1-16-5	042(493)7551
市立東野小学校	野火止6-22-12	048(479)7280
市立栄小学校	新塚1-1-1	048(478)3168
市立石神小学校	石神1-10-20	048(477)2152
市立新開小学校	大和田1-22-10	048(477)6370
市立栗原小学校	栗原1-5-1	042(473)7070
市立陣屋小学校	野火止1-18-20	048(479)7231
市立新座小学校	新座3-4-1	048(478)2760
市立新座中学校	野火止2-4-1	048(478)3668
市立第二中学校	野火止7-17-10	048(477)1212
市立第三中学校	池田1-1-1	048(479)4052
市立第四中学校	大和田4-17-1	048(477)6053
市立第五中学校	野寺4-8-1	048(478)2010
市立第六中学校	堀ノ内3-11-1	048(478)2764
私立立教新座中学校	北野1-2-25	048(471)2323
私立西武台新座中学校	中野2-9-1	048(481)1701

➡ 高等学校

施設名	所在地	電話番号
県立新座高等学校	池田1-1-2	048(479)5110
県立新座柳瀬高等学校	大和田4-12-1	048(478)5151
県立新座総合技術高等学校	新塚1-3-1	048(478)2111
私立立教新座高等学校	北野1-2-25	048(471)2323
私立西武台高等学校	中野2-9-1	048(481)1701

➡ 大学・専門学校

施設名	所在地	電話番号
私立跡見学園女子大学	中野1-9-6	048(478)3333
私立十文字学園女子大学	菅沢2-1-28	048(477)0555
私立立教大学 新座キャンパス	北野1-2-26	048(471)6676
学校法人中央情報学園 中央情報専門学校	東北2-33-10	048(474)6651

➡ 幼稚園

施設名	所在地	電話番号
私立第一新座幼稚園	大和田4-2-24	048(479)3366
私立第二新座幼稚園 (認定こども園)	新座3-4-12	048(477)1010
私立かきの木幼稚園	東北2-25-10	048(471)3270
私立大和田しらかば幼稚園	大和田4-16-18	048(477)3657
私立わかこのび幼稚園	東1-8-2	048(478)5223
私立十文字女子大附属幼稚園	菅沢2-1-28	048(477)3521
私立なみぎの幼稚園	野火止8-2-16	048(479)3121
私立こぼとの森幼稚園	新堀3-9-36	042(491)4179
私立明彩幼稚園	野寺1-11-10	042(473)3452
私立片山幼稚園	野寺2-15-12	048(478)5822
私立美鈴幼稚園	片山2-12-12	048(479)1331

➡ 保育施設

施設名	所在地	電話番号
市立第一保育園	東2-4-3	048(478)4928
市立第二保育園	栗原3-7-40	042(422)3803
市立栄保育園	栄2-8-17	048(477)4626
市立西堀保育園	西堀2-18-3	042(492)3111
市立北野保育園	北野2-9-15	048(477)0039
市立新座保育園	新座2-14-60	048(477)4627
私立栗原保育園	栗原6-7-13	042(425)6713
私立北野の森保育園	北野3-8-27	048(487)4095
私立新堀保育園	新堀2-11-2	042(497)7175
私立横田保育園	野寺2-5-46	048(478)1369
私立まきば保育園	堀ノ内1-2-30	048(477)3060
私立まきば第二保育園	馬場1-2-8	048(479)6070
私立アヤ保育園	本多1-9-37	048(477)5721



Niiza City  
Photo Gallery



施設名	所在地	電話番号
私立光保育園	新堀1-17-6	042(497)8167
私立光第二保育園	西堀1-3-15	048(480)3366
私立山びこ保育園	大和田4-18-53	048(481)5095
私立白梅保育園	野火止1-23-40	048(478)5343
私立ふえありーている保育園	野火止5-29-33	048(483)1166
私立すぎのこ保育園	野火止5-18-21	048(202)6880
私立すこやか保育園	野火止4-14-12	048(480)5570
私立妙音沢もみじ保育園	馬場3-8-20	048(486)9673
私立みき保育園	道場2-9-19	048(480)3622
私立白梅第二保育園	野火止7-3-29	048(423)5021
私立竹の子保育園	栄3-4-5	048(423)4653
私立かりやなかよし保育園	堀ノ内2-1-40	048(480)0101
私立けやきの森保育園栗原園	栗原1-6-4	042(471)5652
私立新座どろんこ保育園	畑中2-17-34	048(480)3133
私立キッド・ステイ新座保育園	野火止1-19-15	048(483)7337
私立みどりの丘の保育園	野火止5-11-40	048(481)5757
私立野火止保育園	野火止4-9-11	048(487)7826
私立音羽の森新座保育園	野火止6-3-30 1F	048(497)1086
私立まこと保育園	石神4-5-18	042(470)3577
私立けやきの森保育園 栗原第二	栗原1-2-22	042(471)5566
私立まなびぐら新座保育園	東1-12-4	048(423)8450
私立保育園元気キッズ 新座池田園	池田4-8-37	048(423)9515
私立はなにこマロン保育園	栗原5-12-19	042(439)3502
私立元気キッズ新座栗原園	栗原5-26-1	042(425)7686
大和田放課後児童保育室	野火止5-3-55	048(481)1212
西堀放課後児童保育室	西堀2-18-3	042(493)9362
片山放課後児童保育室	片山1-8-31	048(478)0255
第四放課後児童保育室	馬場3-6-1	048(481)1333
八石放課後児童保育室	野寺2-8-45	048(482)2838
東北放課後児童保育室	北野3-1-2	048(476)7300
野火止放課後児童保育室	野火止4-9-1	048(479)8664
野寺放課後児童保育室	野寺5-1-24	042(475)3961
池田放課後児童保育室	池田4-8-17	048(479)6341

施設名	所在地	電話番号
新堀放課後児童保育室	新堀1-16-5 新堀1-17-4	042(495)6003 042(495)3330
東野放課後児童保育室	野火止6-22-11	048(480)3131
石神放課後児童保育室	石神1-10-20	048(479)2118
栄放課後児童保育室	新塚1-1-1	048(477)7637
新開放課後児童保育室	大和田1-22-10	048(481)3067
栗原放課後児童保育室	栗原1-5-6	042(475)1277
陣屋放課後児童保育室	野火止1-18-20	048(481)8720
新座放課後児童保育室	新座3-4-1	048(479)0872

## 福祉・衛生施設

施設名	所在地	電話番号
栄保育園地域子育て 支援センター「るーえん」	栄2-8-17	048(483)1263
みどりの丘の保育園地域子育て 支援センター「グラン・マ」	野火止5-11-40	048(203)0240
山びこ保育園地域子育て 支援センター「山ゆり」	大和田4-18-53	048(478)8725
すぎのこ保育園地域子育て 支援センター「つぼみ」	野火止5-18-21	048(202)6882
光第二保育園地域子育て 支援センター「りんご」	西堀1-3-15	048(485)9215
横田保育園地域子育て 支援センター「いちご」	野寺2-5-46	048(437)1579
白梅第二保育園地域子育て 支援センター「あすなる」	野火止7-3-29	048(423)5025
けやきの森保育園栗原園地域 子育て支援センター「どんぐり」	栗原1-6-4	042(471)5652
児童センター地域子育て支援セ ンター「セサミ」	本多1-3-10	048(479)8823
新堀保育園地域子育て 支援センター「ぶんぶん」	新堀2-11-2	042(497)7176
すこやか保育園地域子育て 支援センター「のびのび」	野火止4-14-12	048(480)5570
福祉の里複合施設	新塚1-4-5	—
障がい者福祉センター		048(481)2910
福祉の里老人福祉センター		048(481)5002
福祉の里児童センター		048(481)6477
福祉の里体育館		048(481)3022
福祉の里図書館		048(481)7070



## Niiza City Photo Gallery



施設名	所在地	電話番号
老人福祉センター(えがの里)	堀ノ内2-3-45	048(477)0311
第二老人福祉センター(元気の里)	大和田4-18-41	048(458)3300
池田高齢者いきいき広場	池田4-8-49	048(479)4310
西堀高齢者いきいき広場	西堀2-18-3	042(491)5722
東野高齢者いきいき広場	野火止6-22-12	048(477)5031
八石高齢者いきいき広場	野寺2-8-45	048(477)6728
新堀高齢者いきいき広場	新堀2-11-2	042(493)1280
児童発達支援センター (アシタエール)	堀ノ内2-3-47	048(485)9783
児童センター	本多1-3-10	048(479)8822
保健センター	野火止2-9-37	048(481)2211
新型コロナワクチン接種 事業推進室	道場2-14-4 (旧保健センター内)	048(423)5822
市営墓園	新塚1-5-1	048(479)5688
東部第一高齢者相談センター	片山1-9-1	048(480)5853
東部第二高齢者相談センター	馬場1-2-35	048(480)7808
西部高齢者相談センター	野火止4-14-20	048(477)1707
西堀・新堀高齢者相談センター	新堀1-13-5	042(497)8106
南部高齢者相談センター	堀ノ内3-13-1	048(481)2162
北部第一高齢者相談センター	東北2-1-17	048(486)5011
野火止五～八丁目高齢者相談センター	野火止6-16-15	048(485)8936
北部第二高齢者相談センター	新座3-3-20-101	048(485)8587

## ➡ 集会施設

施設名	所在地	電話番号
あたご・菅沢集会所	あたご3-13-6	—
池田・前原集会所	池田5-10-29	—
石神集会所	石神4-5-20	—
大和田集会所	大和田5-12-25	—
大和田一丁目集会所	大和田1-10-11	—
大和田杉山集会所	大和田4-6-31	—
片山集会所	片山2-12-7	—
北野・東北集会所	北野3-8-26	—
北野ふれあいの家	北野2-15-32	048(479)0717
北原集会所	石神1-1-3	—
栗原第一集会所	栗原1-6-48	—
栗原の森集会所	栗原2-4-41	—
栗原ふれあいの家	栗原5-2-15	042(424)4034
栗原六丁目集会所	栗原6-5-22	—
栄集会所	栄1-2-24	—
栄五丁目集会所	栄5-2-17	—
栄中央集会所	栄4-5-23	—
新堀一丁目集会所	新堀1-5-29	—
新堀三丁目集会所	新堀3-1-17	—
新堀ふれあいの家	新堀2-7-29	042(492)5099
菅沢集会所	野火止3-13-11	—
武野集会所	栗原3-7-7	—
道場集会所	道場1-13-53	—
中野集会所	中野1-2-3	—
中原・本多集会所	野火止2-7-12	—
新座一丁目集会所	新座1-12-8	—
新座ふれあいの家	新座2-14-61	048(478)8825
西分集会所	野火止3-5-15	—
西堀集会所	西堀1-10-32	—
野寺集会所	野寺2-5-25	—

施設名	所在地	電話番号
野寺上集会所	野寺5-5-12	—
野寺三丁目集会所	野寺3-8-17	—
野火止集会所	野火止7-18-36	—
野火止一丁目集会所	野火止1-2-19	—
野火止五丁目集会所	野火止5-29-34	—
野火止中集会所	野火止7-6-16	—
野火止八丁目集会所	野火止8-7-28	—
野火止四丁目集会所	野火止4-19-6	—
馬場集会所	馬場4-3-36	—
東一丁目集会所	東1-8-53	—
東三丁目集会所	東3-14-10	—
東ふれあいの家	東2-4-8	048(482)3433
堀ノ内集会所	堀ノ内2-3-48	—

## ➡ 鉄道・バス

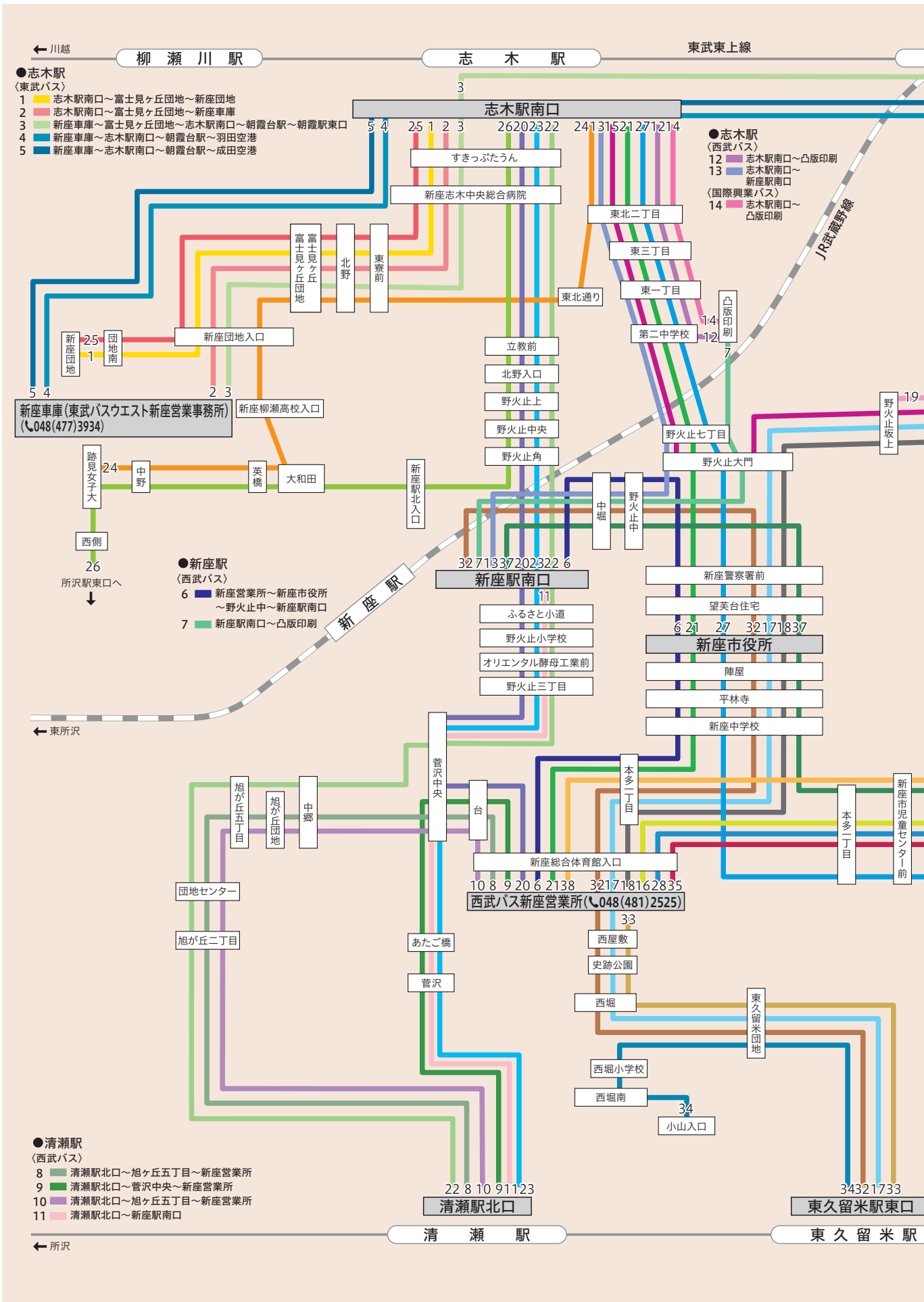
施設名	所在地	電話番号
新座駅	野火止5丁目	—
志木駅	東北2-38-1	048(471)0047
朝霞台駅	朝霞市東弁財 1-4-17	048(473)0777
北朝霞駅	朝霞市浜崎 1丁目	—
清瀬駅	清瀬市元町 1-2-4	042(491)0019
東久留米駅	東久留米市 東本町1-8	042(471)0669
ひばりヶ丘駅	西東京市 住吉町3-9-19	042(421)1155
大泉学園駅	練馬区東大泉 1-29-7	03(3922)5446
東武バスウエスト 新座営業事務所	大和田4-15-6	048(477)3934
西武バス新座営業所	本多1-12-10	048(481)2525

## ➡ その他の施設

施設名	所在地	電話番号
社会福祉法人 新座市社会福祉協議会 (市役所第三庁舎内)	野火止1-9-63	048(480)5705
公益社団法人新座市 シルバー人材センター	堀ノ内3-4-11	048(481)4305
新座農産物直売センター (ふるさと新座館内・とれたて畑)	野火止6-1-48	048(483)7200
新座市片山農産物直売所	堀ノ内1-9-16	048(482)1136
交通安全協会(新座警察署内)	野火止7-1-38	048(481)5006
新座市商工会 (新座市商工会館内)	野火止1-9-62	048(478)0055
公益財団法人 新座市スポーツ協会 (市民総合体育館内)	本多2-1-20	048(482)2002







交通

